

《論 説》

ナポレオン地籍と『地籍法令体系総覧』（1811年）：
フランス地籍の基本原理・組織・測量

小 柳 春 一 郎

はじめに

本稿は、ナポレオン地籍に代表される19世紀フランスの地籍制度を、『地籍法令体系総覧』（Recueil méthodique des lois, décrets, règlements, instructions et décisions sur le cadastre de la France, approuvé par le Ministre des finances, Paris, Imprimerie impériale, 1811, 以下「地籍総覧」という。）を中心に、地籍の諸原理、組織及び測量について、検討する。この部分に限定する理由は、地籍総覧（全1144条）のうち、これらが最も重要と考えられるからである¹⁾。評価、所有者との対応、変動等については別稿に委ね

1) ナポレオン地籍について、本稿は、以下を参照した。著作として、Pierre Clergeot (dir.), Cent millions de parcelles en France, 2007; Florence Bourillon (dir.), De l'estime au cadastre en Europe - Les systèmes cadastraux au XIX^e et XX^e siècles, 2008は、ナポレオン地籍200年を記念・意識した出版物（論文集）であり、両者は著者、論文ともに重複が多いが、最近の歴史学者の研究成果を多く含む。Stéphane Lavigne, Le cadastre de la France, que sais-je, 1996は、法学者の著作であり、新書版で分かりやすく制度を論じている。André Maurin, Le cadastre en France : histoire et rénovation, nouvelle édition, 1992は、地籍に関する博士論文（法学）である。同氏の最近のAndré Maurin, Le cadastre, guide pratique, 2^e édition, 2012は、県の公文書館での地籍文書閲覧のガイドとして書かれたと考えられるが、図版が多く、理解しやすい。同様の狙いとして、Marie-Odile Mergnac, Utiliser le cadastre en généalogie : La transmission familiale d'un bien et ses évolutions, Les fonds des hypothèques, 2^e édition, 2012がある。René Herbin et Alexandre Pebereau, Le cadastre

る²⁾。

ナポレオン地籍について、その200周年を記念して³⁾、2007年にフランス測量

français, 1953は、地籍実務担当者による、1955年土地公示制度改革前の地籍(ナポレオン地籍含む)についての精密な実務解説であり、制度の詳細を明らかにする。同著者には、1955年土地公示制度改革後の地籍に関するRené Herbin et Alexandre Pebereau, *Le cadastre français : Supplément, à jour des nouvelles dispositions introduites, à partir du 1^{er} janvier 1956, par la réforme de la publicité foncière*, 1958があり、同様に有益である。19世紀末の概説的記述として、「Cadastre », in, *Pandectes françaises : nouveau répertoire de doctrine, de législation et de jurisprudence*, tome 13, 1892がまとまっている。簡潔なものとして、「Cadastre », in, M. Maurice Block, *Dictionnaire de l'administration française*, tome 1^{er}, 1877.

論文としては、Pierre Clergeot, « Les modalités de constitution du cadastre napoléonien », *Revue XYZ*, n° 113, 2007, pp.56-60 (<https://www.aftopo.org/produit/xyz-numero-113/>) ; Pierre Clergeot, *Du cadastre napoléonien au cadastre en ligne sur Internet*, *Revue XYZ*, n° 119, 2009, pp. 47-59 (<https://www.aftopo.org/produit/xyz-numero-119/>) がある。いずれも要領の良い叙述である。

英語文献として、Roger J. P. Kain and Elizabeth Baigent, *The Cadastral Map in the Service of the State : A History of Property Mapping*, 1992.同書は、欧米各国の地籍図作製を国家形成との関連で論じた古典的研究であるが、フランスに関する限り、独自の検討というよりも、前述のHerbin, 1953の簡略版のように感じられる。日本語による記述として、鮫島信行『新版 日本の地籍：その歴史と展望』(古今書院, 2011年) 135-140頁以下。

- 2) 本稿は、cadastreを「地籍」と訳している。これは、少なくとも、明治20年代からの伝統的な用語法(例として、「白耳義国地籍帳保存規則(原書名レーグルマン, シュール, ラ, コンセルバシオン, デュ, カダストル)」(*Règlement sur la conservation du cadastre*であろう……小柳注)『明治二十年三月刊行 税務雑篇第貳卷 露国ノ部, 獨国ノ部, 佛国ノ部, マイエット氏講義, 李国ノ部』, 同書は、「佛国地籍調査規則」も収録)に従ったものである(同書について、吉牟田勲「明治二〇年の主税局の外国租税論集一五巻及び明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂八一冊」政経研究(日本大学法学会) 49巻3号(2013年) 141頁以下)。フランス、ベルギー、ドイツ等の地籍調査は、測量、地図作製等のみならず、課税のための土地評価が重要である。この点では、現代の日本の地籍調査とはズレがある。
- 3) 2003年に、中世から現代に至る地籍制度に関する経済史学会のシンポジウムがあり、

士会から出版された『1807 帝国のための地籍：フランスの1億筆』の序文は、次のように述べる。

「1807年のフランスの筆単位地籍 (cadastre parcellaire français de 1807) は、《旧地籍 (ancien cadastre)》又は《ナポレオン地籍 (cadastre napoléonien)》と呼ばれる。それは、フランス本土において、1808年から1848年にかけて整備された。

……課税目的で整備された1807年地籍は、法律上の(所有権を定める……小柳注)意義を持つものではない。とはいえ、所有権についての他の情報が欠ける場合には、推定するものとして、しばしば利用された。それ故、訴訟防止に貢献し、また、社会の安定に寄与した⁴⁾。

1807年の地籍は、19世紀前半における大縮尺地図として、偉大な作品であり、多くの国の地籍のモデルとなった。現在では、それは、フランスの文化遺産である⁵⁾。」

現在のフランスの地籍制度のあり方は、次のとおりであるが⁶⁾、ナポレオン地籍は、その基礎となっている。

表1 フランス地籍の現況(2012年現在)

フランス本土(海外県・領土を除いた部分)の面積	546,547平方キロメートル
市町村の数	36,725

3冊からなる大著が刊行された。19及び20世紀編は、Bourillon, op. cit.(note 1)、中世編は、Albert Rigaudiere (dir.), *De l'estime au cadastre en Europe. Le Moyen Age*, 2003。近世編は、Mireille Touzery (dir.), *De l'estime au cadastre en Europe. L'époque moderne*, 2007である。書名の*estime*は一般名詞ではなく、課税帳簿の一種である(「*Estime*は課税対象としてまず人間を対象とし、それから彼の家産の構造と価値を決めるもので、租税記録としての性格が強い(コンボワも同様)。しかしカダストルは、家産(その中でも不動産)の把握と計測・査定を主眼とし、その所有者への関心は二次的である点で、財産目録に近い」花田洋一郎「フランス中世財政・租税史料論の動向」西南学院大学経済学論集42巻4号9頁)。

4) 19世紀フランスにおいて、境界確定訴訟 (action en bornage) が多く、年に5000件以上提起されていた (Ambroise Garlopeau, *Le bornage en France au XIX^e siècle: La mise en espace du droit de propriété* Volume 1, 2009, p.11)。

5) « Avant-propos », in, Clergeot, op. cit.(note 1), Cent.

6) Maurin, op. cit.(note 1), 2012, n° 8.

(セクション) 集合図の数	11,037
地籍図の数 (集合図を除いた数)	571,250
耕地整理・区画整理図の数	180,332
再修正図の数	51,327
小字 (lieu-dit) の数	5,658,049
筆又は課税小単位 (subdivision fiscale) ⁷⁾ の数	103,266,533
所有者の数	35,966,367
境界不明不動産 (2008年の統計) の数	346,068
地籍技術者の数	1,228

ナポレオン地籍について、日本の地租改正・土地調査の研究との関連で注目されているが、日本では、これまでその詳細な検討が見られない。本稿は、第一に、ナポレオン地籍の一般的特徴及び歴史を、最近の研究や各地の文書館の利用ガイド等の資料⁸⁾をもとに明らかにし、第二に、地籍総覧の検討で、ナポ

7) ある特定の筆の内部で、異なる利用方法に服する部分があるときは、その部分を筆の他の部分と区別して、筆番号に小文字でa, b, c等を付する (BOI-CAD-DIFF-10, n⁰ 100 « Les subdivisions fiscales », <https://bofip.impots.gouv.fr/bofip/5359-PGP.html/identifiant=BOI-CAD-DIFF-10-20191105>)。

8) ナポレオン地籍を収蔵管理する各県の公文書館でも、ナポレオン地籍は、比較的人気のある資料である。筆者は、ブーシュ・デュ・ローヌ (Bouches-du-Rhône) 県の県文書館及びアンドル・エ・ロワール (Indre-et-Loire) 県の県文書館を利用した経験がある。いずれの閲覧室でも、大判の地籍図閲覧を行っている利用者を見ることができた。このため、多くの県公文書館は、詳しい地籍資料利用ガイドを提供している。

ブーシュ＝デュ＝ローヌ県の県文書館利用は、エクス・アン・プロヴァンス (Aix-en-Provence) 市街地の土地利用の変遷を見るのに都合がよかったからである。同市街地は、著名なミラボー通り (Cours Mirabeau) があり、通り沿いの建物は、ナポレオン地籍整備前に遡る。それ故、ナポレオン地籍図と現代の地籍図での建物表示の相違を明確に知ることができる (後述)。

アンドル＝エ＝ロワール県の文書館利用は、この文書館の地籍利用ガイドが400頁

レオン地籍編製の作業手順を詳細に示すことにより、日本の地租改正・土地調査のあり方との具体的比較を可能にする⁹⁾。

以下では、ナポレオン地籍について、その特徴、成立史をこれまでの研究をもとに概括的に検討し(⇒「1」)、続いて、地籍総覧における地籍の目的・組織(⇒「2」)、地籍測量と測量士(⇒「3」)、更に、地籍測量と検査技師(⇒「4」)を論ずる。

1 ナポレオン地籍の特徴と成立史

(1) ナポレオン地籍の三つの特徴

ナポレオン地籍について、次の3点の特徴を指摘できる¹⁰⁾。

第一は、ナポレオン地籍の功績である。ナポレオン地籍は、測量について、国費支弁専門家(公務員)組織に基づき、平板測量を国家的単位で行い、欧州諸国の地籍整備のモデルとなった。これに対し、日本の地租改正も、国家的単

を超える詳細なもので、閲覧・利用に便利であったことによる(Conseil général d'Indre-et-Loire, Archives départementales, Chambray, 2010, Fonds des services du cadastre 1930 - 2008, Répertoire méthodique des versements relatifs au cadastre rénové, <https://archives.touraine.fr/media/2154771c-dea7-41a6-9c43-14cee5aa8acd.pdf> なお, Conseil départemental d'Indre-et-Loire, Cadastre et remembrement 1791-1976, Archives départementales Chambray-lès-Tours, Deuxième édition, 2016, <http://archives.cg37.fr/UploadFile/GED/Archives1800-1940/1476367617.pdf>もある)。

- 9) 同書は、古書として入手可能であるが、フランス国立図書館デジタルサービス(<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k96475008>)でアクセスできる。同書付属の書式集は、google booksで閲覧可能である(2021年5月15日現在)https://www.google.co.jp/books/edition/Recueil_m%C3%A9thodique_des_lois_d%C3%A9crets_r/E1kzAQAAMAAJ?hl=ja&gbpv=1&dq=Modele+Recueil+M%C3%A9thodique++le+cadastre+de+la+France&printsec=frontcover 書式集は、ミシガン大学所蔵本である。
- 10) それ以外に、評価の固定制が存在する。これは、その後の、地籍見直しの理由になるが、日本の問題状況とは異なるため、本稿は、検討しない。

位の土地調査であったが、国費支弁が限定的であり、専門家測量でなく、また、測量器具・方法も統一的でなかった点で、大きく異なる¹¹⁾(⇒「ア」)。

第二は、ナポレオン地籍、とりわけ地籍図の欠点である。それは、地籍図作製時と地籍図整備後の地籍の維持管理(conservation)において存在した。地籍図作製時において、三角測量は市町村単位のものであり、隣接市町村とすら連携がなかった。また、地籍図作製後の維持管理において、地図のアップデートがなされなかった。後者は、ナポレオン地籍のとりわけ重大な欠点とされ、19世紀半ば以降その改善が目指されることになる。これに対し、日本の地租改正後の地図は、三角測量がなかったが、逆に、分筆等があれば、地図に反映させていた(⇒「イ」)。

第三は、ナポレオン地籍について議論が分かれる点である。これは、ナポレオン地籍と民法との関係である。フランスの地籍は、現在に至るまで、不動産税課税のための税地籍にとどまり、境界紛争等の解決のための民事法的効果は限定的であった。境界紛争があった場合には、フランス地籍は、決め手にならず、数ある徴憑(indice)の一種であり、ドイツの地籍制度や(植民地で採用された)トーレンス式地籍制度と区別される。この点について、《所有権地籍＝近代的地籍、税地籍＝「幼稚」な段階》(後述、本田武夫の表現)という評価がある。しかし、行政的手続による地籍調査が私的所有権の範囲を決めることは、私的所有権に対する正当化できない干渉と考えることも可能である。日本法もフランス法と共通する点があり、国土調査法による地籍調査でも、直接に私的所有権界を調査しているのではなく、公法的な存在である「筆界」を調査するという形で、私的所有権との関係に配慮をしている。(⇒「ウ」)。

以上について一層具体的に考えるには、マニュアルとしての地籍総覧を通じた検討が必要である(⇒「エ」)。

ア 公的・専門的・国家的測量：ナポレオン地籍の功績

第一点の測量(公的・専門的測量)について、小林茂(地理学者)は、公的・専門家による測量が近代地籍・土地調査として重要であると論じている。

11) 地籍整備の観点から、地租改正を論じたものとして、鮫島・前掲注(1)11頁以下。

小林は、『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域—「外邦図」へのアプローチ』(大阪大学出版会, 2009年)を出版し、更に、日本の地租改正及び地図整備の特徴について、「東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角」論文で、国際的視野で検討する必要があるとして、次のように指摘した¹²⁾。

「住民に土地の丈量をはじめとする実務をまかせ、それを地方官吏が監督するという形で進んだ地租改正は、なお十字法のような面積計測技法に依存していたという点でも近世の検地の性格を強く残していた。……〔これに対して、〕沖縄の土地整理事業では、各種の実務が専門的な知識を持つ職員やその見習いにかまされ、その費用は基本的に国費でまかなわれた。土地の測量では三角測量で図根点を設定し、それにもとづいて平板測量を行うという近代的なものに転換された。さらに土地面積の測定は、現場で行うのではなく、そうしてできた図面上で行うこととなった。地租改正とは根本的にちがう形で、各種の作業が進められたのである。……地租改正では、西欧の例を直接のモデルとすることはなかったと考えられる点である。近世的な特色をつよく残す組織体制により、近世的な技術をもって開始された地租改正において、関係当局は近代的土地所有の特色については認識していたとしても、近代地籍システムが必ず備えるべきに要素について明確な認識がなかったとみるほかはない。こうした状態のなかで、1884年にベルギーの「カダストル」書式を導入して土地台帳の記載様式を決定したと、当時大蔵省にポストを得たばかりの目賀田種太郎が手記を残していることは(松本編 1938: 168)、この段階で大きな方針転換が行われたことを示唆する。……目賀田は1891年7月に横浜税関長となって、いったん大蔵省の中樞から離れるが、1894年7月に大蔵省主税局長に就任し、沖縄県の土地整理(1898-1903年)を指揮

12) 「東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角」(近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター7号, 2016年)2頁(<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/60287/>)。なお、小林は、「地租改正の開始当時の政府の財政状態では、沖縄や台湾、朝鮮での事業のように、基本的に民費に依存しない形での実施は不可能であった。また近代的測量技術の導入もようやく始まったところで、それを全国の土地調査に適用することもできなかった。このような状況では、関連作業を近世的なかたちで進める以外に選択肢がなかったと考えられる。」とも指摘している(同6頁)。また、同「第1章 東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角」『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域—「外邦図」へのアプローチ』(大阪大学出版会, 2009年)7頁は、沖縄や台湾の土地調査における「三角測量と平板測量の組み合わせ」に注目している。

する。また1904年10月から韓国政府財政顧問に就任し、その財政改革にあたりとも、朝鮮半島における土地調査事業の準備を行った(松本編1938: 248-252; 498-499; 付録30-32)。

小林の「近代地籍システム」は、《専門家、国費負担による、図根点に基づく平板測量》である。ナポレオン地籍は、専門家、国費負担、平板測量であるが、図根点との関係は十分でなかった。この点を除けば、ナポレオン地籍は、国家レベルの地籍編製という意味で、小林のいう「近代地籍システム」の原流と考えられる。ナポレオン地籍のマニュアルである地籍総覧は、ベルギー¹³⁾及びオランダの地籍制度でも、マニュアルとしての役割を果たし¹⁴⁾、プロイセンの地籍整備でも使われた¹⁵⁾。また、小林茂や古関大樹(地理学者)は、日本において、公費と公務員により、三角測量と平板測量¹⁶⁾の組み合わせを果たした土地調査として、沖縄県及び台湾の土地調査を指摘し、そこに、当時の大蔵官僚目賀田種太郎を媒介にした・欧州とりわけベルギーにおける地籍整備の情報が重要な役割を果たしたことを指摘している¹⁷⁾。ベルギー地籍制度の原点であ

-
- 13) ベルギーの地籍の維持管理がフランスに先行したことは、フランスでも知られていた。もっとも、Jules Breton, *La Réorganisation cadastrale et la conservation du cadastre en France, 1889*, p. 189は、ベルギー地籍維持管理について、当初作製された地籍図そのものの質が悪いため、問題が多いことを指摘している。
- 14) Wouter Ronsjin, « Taxer les revenus fonciers en Belgique au XIX^e siècle : évaluation de la mesure cadastrale », in, Florence Bourillon et Nadine Vivier (dir.), *La mesure cadastrale : Estimer la valeur du foncier, 2007*, p.170.
- 15) Kain, op. cit. (note 1), p.339は、「ラインランドの地籍は、ナポレオン占領下の1808年法により開始され、プロイセンにラインランドが復帰した後、プロイセンは、その西方領域における地籍整備を、フランスの地籍総覧の方法で展開した」と論じている。
- 16) 地租改正後の、地押丈量では、大蔵大臣明治20年6月20日内訓「地図更正ノ件」が平板測量採用を指示したが(鈴木芳行「明治前期福島県作成の更正地図」税務大学校論叢35号(2000年)421頁以下)、福島県では、「平板測量による地図は30%以下にとどまった」(小林・アプローチ・前掲注(12)10頁)。
- 17) 小林・アプローチ・前掲注(12)5頁)。Koseki Daiju, « Japanese Cadastral Mapping in an East Asian Perspective, 1872-1915 », *Japanese Journal of Human*

るナポレオン地籍は、日本についても、重要である。

イ 三角測量と地籍の維持管理：ナポレオン地籍の弱点

ナポレオン地籍の第二の特徴は、地籍図作製時の三角測量の限界(⇒(ア))と作製後の地図の維持管理(土地・所有者の状況変化への対応)の不十分さである(⇒(イ))。

(ア) 三角測量

a.地形図と地籍図

小林は、三角測量について、地籍図と国土全体の地図作りとの関連及び担当組織との関連を考えるべきであるとして、次のように指摘している。

一般に土地所有に関連する地籍図と、汎用性の高い地形図は、それぞれ別の種類の地図と考えられている。まず両者の縮尺は大きくちがいが、地形図は数百分の1～3千分の1程度になるのに対し、地籍図は2万の1～10万分の1程度が多い。また地籍図では、土地の地目や所有の境界がおもな記載内容であるのに対し、地形図では交通路や水系、等高線による地形の表現や土地利用の表示がおもなものとなる。その作製においても、世界の多くの国や地域で、地籍図は財政当局が担当し、地形図は軍が担当するという場合がすくなくない(Jack, 1929)。日本本土でも、直接作製にたずさわらなかったとはいえ、前者については基本的に大蔵省が監督し、後者については陸軍に所属する陸地測量部が直接作製を担当した。……地図作製という観点からするなら

Geography, 67—6 (2015), p. 60. また、故目賀田男爵伝記編纂会編『男爵目賀田種太郎』(故目賀田男爵伝記編纂会, 1938年)168頁。資料でも「明治十七年地租ニ関スル帳簿調製ノ議起ル、経費百万余円ナリト言ヘトモ民費ハ二百万円ニモ及フヘシ、コノ時其「カダストル」ナルヤ将タ地租帳ナルヤ方針更ニ定ラス、関税局長ニ依頼シ伯耳義「カダストル」書式ヲ得テ始メテ土地台帳ト名ケ、将来ノ根基ヲ作ルノ意ヲ定ム」(「明治24年地押問題ニ付目賀田種太郎記録」『地租関係史料集I～地租条例から宅地地価修正まで(租税資料叢書第1巻)』(2007年)49頁)とある。明治17年頃まで、ベルギー地籍制度についての十分な知識がなかったと考えられる。なお、目賀田は、ベルギーの制度に注目している。明治22年の松本重威の海外調査に際して、イギリスについて、「習慣法等が多い」、フランスについて、国も大きく範囲も広いから「一寸捕へられないかも知れぬ」と評した後、ベルギーについて、「白耳義は国は小さいが、法律制度は整然としてゐるから、調査に行くは詔向きである」と述べた(『男爵目賀田種太郎』254頁)。

ば、大縮尺の地籍図を縮小して、地形図を作製するという方法は、地をはうような細部測量作業のくりかえしを省く合理的なものと考えられる。しかし両者の作製目的がちがいが、また担当する官庁がちがうことは、その実現を困難にしていた。また、この実施のためには三角測量の普及も必要であった。地籍図そのものは複雑な技術をとまなわない平板測量で可能ではあるが、それを接合し地形図とするには、三角測量で精密に測量された、高い密度の図根点の設定が必要であった。19世紀初頭のフランス本土でも、三角測量による図根点をもとにした地籍図の作製が規定されたが、そのための器具や経験の不足のため、これは実現されなかったという (Kain and Baigent, 1992:228-233)¹⁸⁾。

以上の小林の指摘を前提に考えると、ナポレオン地籍は、「近代的地籍制度」の原点であるにしても、技術(三角測量)の点で一定の限界が存在した¹⁹⁾。

- 18) 小林茂・渡辺理絵「近代東アジアの土地調査事業と地図作製—地籍図作製と地形図作製の統合を中心に—」近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター1号(2007年)5頁 (https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/27019/katayama_NL02_004.pdf)。

地籍制度の包括的検討を行ったKainは、ナポレオン地籍の目的は、3つであったとしている。第一は、平等な不動産税課税の基礎をつくること、第二は、フランスの地理的記述の基礎となること、第三は、土地所有権の権原証書となることである。そして、第一については、「疑う余地のない成功」があったとする。第二についても、ナポレオン地籍が、「実に多くの公的組織によって利用された」とする。軍事部門、橋梁、高速道路、森林部門等数多くの公的部門が、ナポレオン地籍を利用した。第三については、「1811年の地籍総覧が目指したような《フランスの大土地台帳》となることはできなかった。というのも、土地所有権境界の各個的確証を行わなかったからである」と指摘している (Kain, op. cit.(note 1), p. 228)。

第三の点については、疑問もある。地籍総覧を詳細に検討すれば理解できるように、その目的は公平な課税にあった。地籍総覧で最も条文数の多い項目は、課税のための評価である。境界紛争への貢献は、将来的なものとしてエピソード的なものであった。もしも、Kainが、ナポレオン地籍は民事地籍・所有権証書地籍の確立を目指していたと受け取られる記述をするのであれば、それは、適当ではない。

- 19) これについて、小林は、地籍図国際比較の古典的業績であるKain(前掲注(1))の引用をしているが、そのKainの業績は、基本的に、Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p.

b. フランスの地形図と地籍図

フランスにおける地籍図と地形図の関連については、細井将右(地理学者)の論文「フランスにおける近代地図作成」が有益である。また、ニコラ・ヴェルディエ(Nicolas Verdier)も、最近の論文(後述)で、地形図用三角測量と地籍用三角測量が結合しなかった事情について、詳細に論じている。



図1 ジャン・ドミニク・カッシニ(Jean Dominique Cassini)
出典は、<https://solarsystem.nasa.gov/resources/11787/jean-dominique-cassini/>

カッシニ(Jean-Dominique Cassini, イタリア名, Giovanni Domenico Cassini)を招請した。以後、カッシニ一族は、4代にわたり、フランスの地図作製に大

細井は、第一に、フランスは、18世紀において近代的地形図整備先進国であったと指摘し、「フランスは、三角法を応用した三角測量により平面位置の基準になる点、即ち三角点を設置して広域の地理的位置の正確で詳しい近代的な地図を作成することにおいて先鞭をつけた国」であったと述べた²⁰⁾。細井が言及しているのが、革命前にほぼ完成していたカッシニ地図(car^{te} de Cassini)である。そもそも、1668年のフランス科学アカデミーの創設自体が、フランスの地図の作製を主たる任務としていた。フランスは、当時の天文学先進国イタリアから、木星観測等で著名であったジャン・ドミニ

67に基づいている。

20) 細井将右「フランス地図学と明治初期の日本(退職記念・最終講義)」創大教育研究17号2008年)13頁(https://soka.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=37760&item_no=1&page_id=13&block_id=68)。同『日本の近代地形図の始まり:明治前期フランス地図測量技術の導入とその後』(風間書房, 2018年)120頁は、「17世紀の中ごろの時点では、地図作成の分野でオランダが先行し、フランスは特に抜kindでた国ではなかった。フランスがこの分野で突出したのは王立科学アカデミーの創設に負うところが大きい」と指摘している。また、中村英夫・清水英範『測量学』(技報堂, 2000年)8頁。

きな功績を果たした。ヴェルディエもまた、カッシニ地図について、「カッシニ地図には欠陥があることがすでに認められていたが、そうはいつでも、この地図は、18世紀の諸国家の中で、フランスをして際立たせるものになっていた。」と述べている²¹⁾。フランスは、三角測量に基づき、三角網をつくり、大規模に展開して、正確な地図を作製する豊富な経験を有していた。メートル法が、フランスで生まれたのも偶然ではない。

細井は、第二に、地形図作製の動機として軍事的目的が重要であったと指摘する。地図作製組織として、科学アカデミー、カッシニ一族のみならず、1688年に「戦争資料部 (dépôt de la Guerre)」が創設された。フランス革命期以降は軍事的要請に応えるべく、戦争資料部が積極的に活動し、ナポレオンは、1808年に技術進歩に対応した新たな地形図作製を戦争資料部に命じた。これは、ナポレオンが筆地籍整備を命じたのと前後する時期であった。

細井は、第三に、ナポレオン追放後の復古王政期に、地形図と地籍図の連携の試みがあったとして、「帝政末期、フランス国内での防衛戦において、カッシニの地図は、將軍たちから、高度表示がない、地形表現が弱い、地名が不正確、地図毎の表示の違いなどにより、手直ししながら使ったが、軍用地図としては欠陥があるとの指摘があり、他方、その銅版の多くが既に擦り減っていたので新たに地形図を作成する必要が生じていた。王政復古後、1817年国王の勅令により、「フランス地図王立委員会」が設けられた。天文学者ラプラス委員長の下、地図に関係のある各省、戦争、土木、鉱産採石、海軍、地籍の代表が集まった。「すべての公共サービスに適し、地籍事業と結合した新しいフランスの全国地形図計画」を検討することが使命であった。王立委員会は初めに戦争資料部と地籍局Cadastreのそれぞれの分担を決めた。前者は基本的な測地作業と1・2等三角測量、後者は3等三角測量と1万分1地籍図原図を作成し、前者に渡し、前者は地図の形にして刊行するものとした。」と指摘する。

21) Nicolas Verdier, « Courte histoire d'un échec : le mariage de l'armée et du cadastre dans le premier quart du XIX^e siècle », Bulletin du comité français de cartographie, numéro 238, 2018, p.16 (<http://www.lecfc.fr/new/articles/238-article-2.pdf>).

ヴェルディエ論文は、この点に関し、地籍側の消極姿勢を明らかにした。同委員会が地籍側を代表した委員は、そのような作業を行わずとも、現在の地籍図は満足すべき水準にあると指摘した。そもそも、地籍図は、高低は問題にせず、逆に、所有者を問題にし、また、実際には、課税目的の評価が重要である等、地形図とは別個の要素が相当に存在した。更に、地籍担当測量士の技術は、軍の要求を満たす水準には達していなかった。ヴェルディエは、「軍側の要求は、地籍側にとって二重の意味で問題があった。第一に、軍は、複雑な測量技術に熟達した技術者養成を地籍側に求めたが、しかし、地籍側にはそれに應える資金がなかった。第二に、軍側は、(1817年までに……小柳注)すでに作製された地籍図を、新たに作り直すことを要求したが、それは、地籍側にとっては無意味なことであった」と論じている²²⁾。結局、両者の対立は、地籍部局から、軍への地図送付が一時的に最小限度にとどまる等々の対立を引き起こした。

c. フランス参謀本部地図作製の困難

細井は、第四に、軍側の高度な三角測量に基づく地図作製も、地籍図作製同様、相当の期間を必要としたことを、「1821年に戦争資料部長のプロッシエ將軍が、公共機関が要望する5万分1と陸軍が要望する10万分1の中間をとり、次第に置き換えられて行く既存のカッシニの地図とも近い8万分1を提案した。二・三等三角測量の新たな測地データを加え、地籍局の1万分1図の精度がよくなかったので、1824年から縮尺1:20,000あるいは1:40,000で平板測量を行うこととして開始し、1866年に測量は終了した。最初の地図は1833年に刊行されたが、全国については、1880年までかかって1:80,000で印刷された。一般に「参謀本部地図」Carte d'Etat Majorと呼ばれている。」と指摘した。

以上のように、軍事目的の参謀本部地図作製も長期間を必要としている。この当時の水準では、地形図と地籍図を連携させることは容易でなかったと考え

22) Verdier, supra, p.18. 参謀本部地図の三角測量について、Jean-Jacques Levallois, Mesurer la terre. 300 ans de géodésie française, De la toise du Châtelet au satellite, 1988, p. 91. また、1817年の委員会について、Le Colonel Berteau, La carte de la France 1750-1898 : Etude historique, 1898, p.171.

られる²³⁾。

(イ) 地籍とりわけ地図の維持管理

a. 地図の維持管理と《conservation du cadastre》

本稿は、フランス地籍の重要概念である《conservation du cadastre》を《地籍（図）の維持管理》と訳す。現在のフランス地籍の基本法規である1955年4月30日地籍デクレ（Décret n° 55-471 du 30 avril 1955 relatif à la rénovation et à la conservation du cadastre, 1955年不動産登記（土地公示）制度改正との関連で制定）25条が示すように、conservationは、地籍帳簿・地図を土地の現状に合致させることである²⁴⁾。この点、日本の地籍について、本田武夫（国土調査法の制定以来、地籍測量の中心人物）による『地籍測量』が、「土地登記簿および同付図たる地籍図（数値地籍の場合はその座標等関連数値も共に）

23) この点に関して、現在でも、本田武夫の次の指摘があるように、地籍図と地形図の接合には慎重な準備と計画が必要である。「もともと球面としての地球表面における位置を測量するのに「平面」で表現すれば、当然無理を生じるが、公共測量のように、局地的に、詳細、精密に測量するためには、極わめて特殊な目的の場合を除いて、その局地の一定範囲を、平面とみなして測量する方が、容易で、しかも測量の目的に、合致する。……そこで、一筆地測量は、このような考え方から、次から次とその作業範囲を拡大して行っても何等さしつかえないではないかという議論や意見も成り立つし、恐らく無意識の中に“境界・地積測量者”(=“地籍測量者”)はこのような考えになって来ていると思う。しかし、数十市町村に亘り、更に日本全土にと、このような考え方を拡張して行ったらどうなるだろうと考えてほしい。何か無理と矛盾を生じることに気付く筈である。とって日本全土を“一平面座標”(一つの平面座標投影面)で「カバー」しつくすことはできない。かといって無数にたくさんの平面座標を作ってしまったら、不便極わまりなく、無統制状態となってしまう。そこで必要最小限度の「平面座標」系数にまとめることとし、国土地理院が「測量法」の中でこれを受けて、「国土調査法」では「国土調査法施行令（政令）別表第1」で示している。」(本田武夫『国土調査法に基づく地籍測量』(みづほ書房, 1981年)23頁)。

24) 25条「地籍の維持管理の制度 (régime de la conservation cadastrale) が適用される市町村においては、特に土地の分割、区画変更、分割の結果による土地の境界のすべての変更は、……測量成果により確認されなければならない。」。Herbin, op. cit. (note 1), 1953, p.105, Herbin, op. cit. (note 1), 1958, p.55.

に、修正、訂正をして、常に「土地登記状態の現状」に一致させていなくてはならない。この仕事を「地籍の維持管理」という。」と述べている²⁵⁾。本田の言う「地籍の維持管理」は、分筆、合筆等の地籍図への反映を中心としているから、フランス語の« conservation du cadastre »に対応する²⁶⁾。

b.ナポレオン地籍における維持管理の欠如

ナポレオン地籍は、地籍図の維持管理の仕組みを欠き、19世紀フランスでは、分筆等による土地の変更が地籍図の上に記録されなかった。ナポレオン地籍には、3大書類があった。第一は、地籍図(plan cadastrale)、第二は、セクション(明細)表(état de section 又はtableau indicatif)、第三は、地籍課税台帳(matrice cadastrale)である。第一は、筆を掲載した地図である。第二は、各セクションについて、地籍番号順に所有者を記載した書類である。第三は、市町村ごとに、所有者をアルファベット順に記載し、その者が所有する(複数の)土地を記載した書類である。課税には、第三の書類が用いられる。ナポレオン地籍では、第一及び第二については、作製時の状態で固定された。不動産税課税に必須な第三の地籍課税台帳だけが維持管理の対象となった²⁷⁾。土地所有権の譲渡があった場合も、また、分合筆等があった場合も、地籍課税台帳だけが更新された。

この点について、1891年設置の、「議会外・地籍委員会(commission extraparlamentaire sur le cadastre)」で、財務省直税局長ブタン(Boutin)が、

25) 本田武夫『地籍測量』(森北出版、1961年)145頁。また、古田昭典「法務局備え付けの図面類について」滋賀県土地家屋調査士会編『滋賀の地籍：土地家屋調査士の視点から』(サンライズ出版、2020年)32頁。

26) Le Robert microは、《conserver》の第一の意味として、《maintenir en bon état, préserver de l'altération, de la destruction》「良好な状態に維持する、変質・破壊を避ける」とする。ここでのconservation du cadastreも、語義は、「地籍を良好な状態に維持」することである。なお、このようにconservationを維持管理と訳すと、抵当権保存所のconservationの訳語(「保存」)とずれることになるが、やむを得ない。

27) この点は、ナポレオン地籍を論ずる最近の文献がほとんど一致して指摘するナポレオン地籍の欠点である。例えば、Lavigne, op. cit.(note 1), p. 12.

フランスの制度を基礎にしたベルギーとオランダにおいて、地籍の維持管理 (conservation du cadastre) があるとして、「ベルギーとオランダは、フランスの制度を基礎にしたが、地籍維持管理 (conserver le cadastre) を行っている。……地籍の維持管理とは何か？それは、地図を、筆の現在の形に、恒常的な仕方に対応させることである。フランスにはそれが存在しない。(Qu'est-ce que la conservation du cadastre. C'est la tenue au courant constante du plan avec la configuration actuelle du terrain. Elle n'existe pas chez nous.)」と述べている²⁸⁾。ベルギーの地籍制度は、フランスの影響のもとに発足したが、1835年規則 (Règlement du 10 février 1835 pour la conservation du cadastre du royaume de Belgique……日本に影響を与えた1877年規則 (Règlement du 26 juillet 1877 sur la conservation du cadastre du royaume de Belgique) の源流) 以来、分筆等について地籍図のアップデートを行う仕組みになり、フランスよりも、重要な点で進化した。

維持管理がない点は、2点で問題とされた。第一は、所有権に関する点である。地籍が境界紛争解決に役立たないだけでなく、売買契約の対象土地の所在がしばしば明確にならなかった。第二は、課税に関する点である。地籍図の維持管理がないために、売買契約当事者から所有者変動の申告があっても、それがどの土地に該当するかを課税当局が判断するのにしばしば困難があり²⁹⁾、課

28) Commission extraparlamentaire du cadastre, instituée au Ministère des finances (décret du 30 mars 1891), Procès-verbaux, Fascicule 1, 1891, p.35.この時ブタンが、フランス地籍制度の問題として挙げたのは、第一に、地籍編製後の土地所有者の変動について十分な記録がなく、また、所有者から変動の申告があっても、行政当局の側で、どの土地の変動なのか特定に苦しむこと、第二に、地図の更新が行われず、土地の現状と対応していないこと、第三に、土地の評価が固定されたままであり、現状に対応していないことであった。

29) Francois Henri Victor Noizet, Etude sur le cadastre, 1857, p.46は、地籍の維持管理制度を導入したベルギーでは、それが正確な面積を表示しないとしても、土地の特定が非常に容易になったこと、法律上の義務はないものの、公証人等の法律専門家は、抵当権設定証書や所有権移転証書で、対象不動産の地籍番号を記載することを慣例としていること、「地籍の維持管理制度の導入以後、土地の所有権は、その対

税の際にも評価が容易でなくなった。地籍の維持管理をめぐる議論は、19世紀フランスを通じて、重要であった³⁰⁾。

c. ナポレオン地籍後の地籍に関する諸用語

フランスの地籍については、更に、*mise à jour*(『小学館ロベール仏和大辞典』の第一の訳語は、「改訂, 改正」, 以下同様に、通常の語感を示すために、同辞典の第一の訳語を記す), *renovation*(「改修, 修復」), *revision*(「再検討, 修正, 改正」), *renouvellement*(「取替え, 入替え」), *réfection*(「改修, 修理, 修復」), *remaniement*(「手直し, 改作, 再編成」)等の一見区別し難い用語がある³¹⁾。歴史的に見れば、これらの用語は、様々の意味に用いられているが、エルバン及びラヴィニユの著書並びにアンドル・エ・ロワール県文書館の地籍図資料マニュアルによれば、前述1955年4月30日地籍デクレ後の各用語の意義は、次の図2のとおりである³²⁾。

象が明確化されたこと、抵当権設定証書において一層の明確性と正確性をもって特定できること、その結果訴訟防止がなされていること、契約当事者間に一層大きな信頼が生まれたこと、一言でいえば、所有者と投資家が取引安全の動機をそこに見出したこと」を指摘した。現在のフランスにおいて売買契約等で地籍番号を明記することを法定したのは、1955年不動産デクレである(Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 18)。

30) Garlopeau, op. cit.(note 4), tome 2, 2011, p.227.

31) Maurin, op. cit.(note 1), 1992, p. 100も、これらの用語が区別しにくいことを指摘する。モランによると、動詞として、*rénover*, *renouveler*, *refaire*, *réviser*, *mettre à jour* について、*refaire* は、大変更を行って完全にやり直すこと、*renouveler*も同様に変更を行って新たな状態を作ること、*rénover*は、以上二つの語と比べれば、形態変化の程度は低く、改善又は変化と同義であり、*mettre à jour*も同様に変化の度合いは低いと指摘している。

32) Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 46; Fonds des services du cadastre 1930 - 2008, op. cit.(note 8), p. 7; Lavigne, op. cit.(note 1), p.15, 更に、Maurin, 1992, (前掲・注(1)), p. 99.

以上の用語法は、20世紀後半のものである。19世紀においては、これと異なる用語法もある。

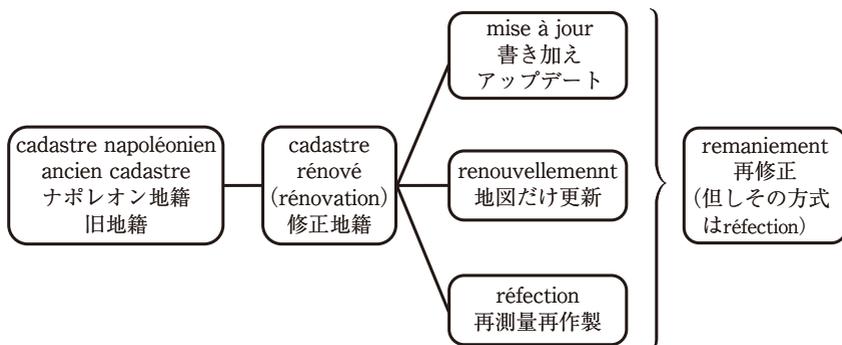


図2 フランス地籍の変遷

最初に作られたのがナポレオン地籍である。これは、「旧地籍」(ancien cadastre)とも呼ばれる。その後、1898年法によってフランスの一部に、1930年4月16日法(Loi du 16 avril 1930 portant fixation du budget général de l'exercice 1930-1931)によってフランス全土について一連の地図が作製された。この地図は、総称として、cadastre rénovéと言われる。本稿は、これを、鮫島に従って、「修正地籍」と呼び、rénovation du cadastreを「地籍(の)修正」と訳す。

地籍修正には、複数の方式がある。第一は、mise à jourであり、本稿は、これを「書き加えアップデート」と訳す。これは、旧来のナポレオン地籍図の情報を利用し、そこに分筆の線、新たな地籍番号、新造建物等を線で書き加え、合筆等があれば旧来の不要になった線等を消す等の作業を行う。なお、mise à jourは、修正地籍作製の方法として使われることもあるが、修正地籍作製後に個々の筆が分合筆されたときに、修正地籍図に書き加えを行う意味で使われることもある³³⁾。

もっとも、ナポレオン地図の状況が悪く、mise à jourでは役に立たない場

33) この用語法として、例えば、「(ナポレオン地籍には……小柳注)書き加えアップデート又は維持管理(aucune mise à jour ou « conservation » du cadastre)は、予定されていなかった。」という記述がある(Lavigne, op. cit.(note 1), p.12)。

合がある。その場合には、ナポレオン地籍図の利用は行われず、新たな地図が作製される。新地図作製方法として、第一に、renouvellement(本稿は、これを「地図だけ更新」と訳す)、第二にréfection(再調査・再作製)がある。第一の「地図だけ更新」(renouvellement)は、旧地図を利用せず、新たに地図を作り直す。地図のみ再作製し、土地の再調査は行わない。第二の再調査・再作製(réfection)は、土地の再調査・再測量を行って、新地図を作製する。再調査・再作製は、人口集中の地域及び2000人以上の住民がいる市町村の建築集中地区において、しばしば、行われている³⁴⁾。

また、1974年法(Loi n° 74-645 du 18 juillet 1974 sur la mise à jour périodique de valeurs locatives servant de base aux impositions directes locales)は、新たな技術水準に見合った縮尺と精度の地図を作製するための、土地調査を含めた地図の整備について規定する。この作業は、remaniementと呼ばれる。本稿は、これを「再修正」と訳す。ジル・ベルト(財務省地籍担当)は、「1974年法は、新たな《修正の修正(rénovation de la rénovation)》の作業を許可し、再修正(remaniement)と呼んだ。再修正は、1955年4月30日地籍デクレの方式に基づき、そこにいう再調査・再作製の方式のみを採用する。測量士は、白紙の状態から始め、国家座標系(système de référence nationale)による図根点を基礎として、所有者に対して、対審的方法(de façon contradictoire)でその境界を認識させ、その後、測量を行い、新たな地籍図を作製する。」と述べている³⁵⁾。

1930年法がフランス全土を対象としたのに対して、1974年法6条は、以前に作製された修正地籍図が毎年の維持管理に不十分である市町村に限定した。再

34) Clergeot, op. cit.(note 1), 2009, p.59.

35) Gilles Berteau, « Cadastre : La période "moderne" », Revue XYZ, n° 120, 2009, p.45, <https://www.aftopo.org/produit/xyz-numero-120/> また、モランも同様に、remaniementは、地籍修正を再び行うことであると述べている(Maurin, op. cit.(note 1), p. 100)。財務大臣の通達(BOI-CAD-REM-10-40-30-10, n° 190)も「remaniementは二度目の地籍修正である(Le remaniement étant une seconde rénovation du Cadastre)」と述べる。

修正 (remaniement) の対象となった地域は、ナポレオン地籍、修正地籍、再修正地籍という3種類の地籍図を有することになる³⁶⁾。

また、地籍に関連して、revision³⁷⁾ 又はrévisionの語も使われることがあるが、本稿は、「見直し」と訳す。revisionは、広く、ナポレオン地籍に何らかの変更を加えることを意味し、土地評価の変更 (revision des évaluations foncières) を意味することもあり³⁸⁾、また、地籍図の書き加えアップデート (mise à jour) の意味に用いられることもある³⁹⁾。

以上の作業例として、アンドル・エ・ロワール県の地図が参考になる。同県では、ナポレオン地籍は、1808年から1837年にかけて作製された。この地籍図は、作製当初の筆を示すが、固定されていた。1898年法は、一定の場合に、地籍図の「更新又は見直し (renouvellement ou révision)」を規定したが、同県では、市町村の要望がなく、この種類の地籍図は存在しない。修正地籍の整備は、1932年から1977年にかけて行われた。それ故、1960年代になっても、ナポレオン地籍図を利用していた市町村が一定数存在したことになる。修正地籍の市町村ごとの状況は、図3のとおりであり、少しずつ整備されている。

36) Maurin, op. cit.(note 1), 2012, p.18-22は、カンタル (Cantal) 県オリアック (Aurillac) 村小字Belbexのナポレオン地籍 (1812年作製、縮尺2500分の1)、修正地籍 (1972年作製、縮尺1250分の1)、再修正地籍 (1989年作製、縮尺1000分の1) を紹介し、これに加えて、デジタル化地籍図 (2000年デジタル化、縮尺1000分の1) を紹介している。

37) 辞書等の正規のスペルは、révisionであるが、法文は、長く、revisionのスペルを用いているし、Herbin, op. cit.(note 1), 1953は、本文の記述でもrevisionの語を用いる。

38) Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 42.

39) 1955年4月30日地籍デクレ3条「地籍の修正は、revisionの方法 (par voie de revision) でなされることがあるが、それは、地籍図に書き加えアップデートをなすだけで有効になしうる場合である。また、新規の一筆地測量に基づく再調査・地図再作製による場合もある。」La rénovation du cadastre est effectuée soit par voie de revision lorsqu'il peut être procédé d'une manière utile à une simple mise à jour du plan cadastral, soit par voie de réfection reposant sur un nouvel arpentage parcellaire.

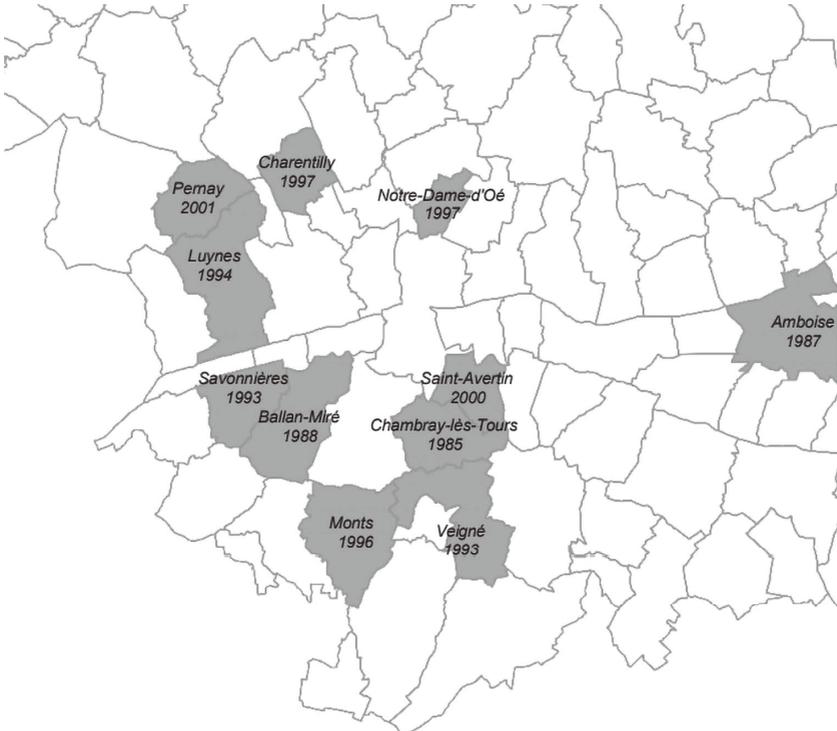


図4 市町村における地籍再修正の実施年

出典は、Fonds des services du cadastre 1930 – 2008, op. cit. (note 8), p.452.

なお、これ以外に、耕地整理 (remembrement rural) がフランスにおいて相当部分の農地において施行されている (表1参照)。耕地整理は、農地細分化 (morcellement) 対策として行われ、農地統合の結果、筆数が減るのが通例である⁴⁰⁾。この場合、農地構造自体が根本から改変され、これに伴い新たな地籍図が作製される⁴¹⁾。

40) Maurin, op. cit.(note 1), p.350は、50以上の筆に分かれていた農地を10程度に統合した地籍図を紹介している。

41) Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p.299; Herbin, op. cit. (note 1), 1958, p.113.

d.地租改正後の地図の維持管理

日本の地租改正後の地図について、少なくとも、明治20年頃からは、維持管理を行うべきものとされていた。これについて、早くから指摘されているが、最近では、鈴木芳行(歴史学者)が福島県に即して研究を発表している⁴²⁾。

鈴木は、まず、「(明治政府は……小柳注)明治17年12月16日、地租賦課のための基本的な帳簿類を統一的に整備するため「地租ニ関スル諸帳簿様式」を制定し、府県庁、郡役所、戸長役場に備え置く帳簿・地図を定めた。「地租ニ関スル諸帳簿様式」では、各町村の戸長役場に「土地台帳」を新規に編製し備え置くことにした。しかし土地台帳編製の基本となる地租改正時作製の帳簿・地図に不正確な内容があり、その上改租以来数年間の開墾、地目変換などによる土地の異同は、特別な検査を除き実地検査を行なわなかったため、実地と帳簿・地図の異同の甚だしさは否定できない状況にあった。したがって、実地と帳簿・地図の異同を正す事業として全国統一的な地押調査を実施し、土地台帳制度に向けて基本的な地籍資料を整理することが企図された」と指摘する。土地調査の維持管理への関心は、明治17年頃に始まったようである。これには、目賀田種太郎の関与、そして、ベルギー地籍制度の理解が関係すると考えられる。

更に、鈴木は、「福島県では、明治20年4月に「土地整理心得」を定め実施に移すことで調査事業が急速な進捗をみせる。土地整理心得は、地押検査第一着手の失敗を踏まえた上で、次のように「地主惣代人ノ意思ヲ誠実ナラシムル事」「当務者責任ヲ盡スコト」「地主ノ望ニ仍リ地目ヲ定ムルノ弊ヲ除クコト」「土地ノ区域ヲ正スコト」「分裂変換地ニ注意スル事」「開墾地ノ事」「丈量ノ事」と、七項目に分けて注意点を指摘し、地主惣代・戸長の地押調査上の責任を強

42) 鈴木・前掲注(16)421頁以下。更に、佐藤甚次郎『公図——読図の基礎』(古今書院、1996年)225頁以下は、1885年以降勧められた地押丈量における測量について詳細である。また、新井克美『公図と境界』(テイハン、2005)627頁、愛知県中部地籍研究会「『あいちの地籍』(明治前期)について」(愛知県土地家屋調査士会『地図読み人』No.216(2012年3月), pp.4-26)<https://www.chosashi-aichi.or.jp/js/pdfs/web/viewer.html?file=https%3A%2F%2Fdbowfllxl7yu.cloudfront.net%2Fchizuyomibito%2Fc216.pdf>

調して正確な地押の実施を厳命している」(下線は、小柳)と論じている。

鈴木は、これに加えて、大蔵大臣が明治20年6月20日内訓「地図更正ノ件」⁴³⁾を発出したことを指摘する。それは、「地租改正以後十余年間頻繁地目ノ異動アルモ地図ハ改正ヲ加ヘサルモノアルカ為メ、目今ニ至リテハ頗ル錯雜ヲ極メ実地ト齟齬スルモノ夥多ニシテ到底地図ノ用ヲナス能ハサルヨリ往々地図更正ニ着手ノ町村アリ、一体地図ハ各町村ノ実況ヲ詳カナラシムルモノニシテ地租ノ調査上ハ勿論土地百般ノ徴証ニ欠クヘカラサルモノトス、依テハ今後地図ヲ更正スルモノハ別冊準例ニ憑拠セシムヘシ」(下線は小柳)と規定した。分合筆については、「第九項 地図調製後土地ノ異動ニ係ルモノハ府県庁及戸長役場ニ於テ其願届書ニ就キ第八項ノ副図ニ其時々貼紙ヲ以テ修正スルモノトス但畦畔ヲ設クルモノ、如キハ副図ニ其線点ヲ画シ廢スルモノハ其虚線ヲ画スヘシ」として、地図の維持管理を明記していた。

また、測量器具について、「図ヲ製スルニハ第一図ニ示ス見透器ヲ用ヒテ量地スルヲ可トス、此見透器ハ使用簡易ニシテ地形ヲ直チニ製図板上ニ縮写スルヲ得ルモノナリ」、「第二項 見透器ハ左ノ附属品ヲ具備スルヲ要ス 羅針盤 製図板 三脚台 示心器 垂球」、「製図ニ着手セント欲スルトキハ先ツ左ノ諸品ヲ用ヒテ量地ス可シ」として、「見透器附属品共、間繩、測標、製図紙、両脚規、三角規、鉛筆」等を定めた(図5参照)。なお、面積についても、水平投影面積で測量すべきことを明記している⁴⁴⁾。

43) 毛塚五郎『近代的土地所有権』(日本加除出版、1986年)140頁。また、村上三男「畦畔の所有区分の変遷」同416頁。

44) 明治17年以降の、大蔵省の一連の地図更正への指令等の発出にかかわっていたのが、目賀田であった。明治20年6月20日地図更正内訓にも、ベルギー地籍制度を通じたフランス地籍制度の影響が考えられる。

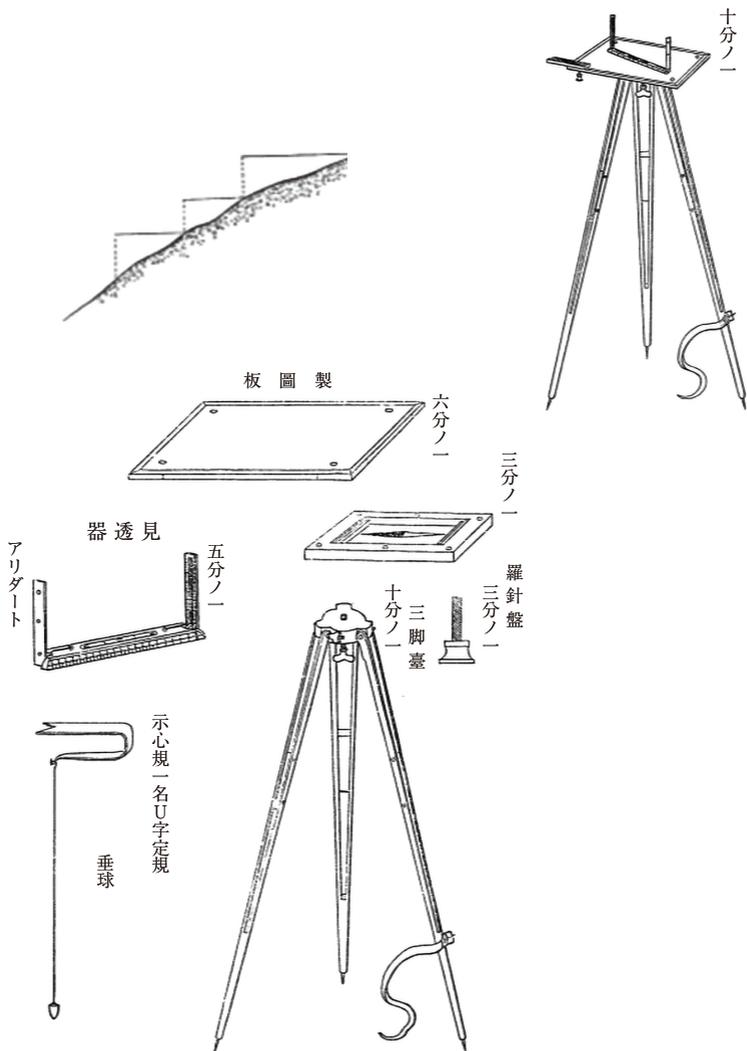


図5 大蔵大臣明治20年内訓「地図更正ノ件」の測量器具
出典は、鈴木・前掲注(16)31頁。

これらの測量器具やそれを使用する技術者が、フランスの地籍技術者の有していた器具や技術者の水準に達していたかは疑問があるが、一種の平板測量がこの時期には全国単位で行われたことになる⁴⁵⁾。

ウ 地籍と所有権との関係

地籍と所有権との関係について、ナポレオン地籍は、不動産税の公平課税を最大の目的としていた。この点を以てナポレオン地籍は低い価値しかないと考えべきかは、検討すべき課題である。税地籍を所有権地籍に至らない「幼稚」な段階とする議論もあるが(⇒(ア))、その意義を私法と公法の分離の観点から、積極的に評価する見解も存在する(⇒(イ))。地籍という主として行政的手続によって作成された文書が、私的所有権の根拠となるとすることは、理論的な問題を含んでいる。フランス法のみならず、日本法も、この問題への配慮をしている(⇒(ウ))。

(ア)《税地籍＝「幼稚な段階」/所有権地籍＝「近代的地籍」》論

本田武夫は、国土調査法に基づく地籍調査の技術・行政の責任者を長く努めた人物だが、その著書『地籍測量』(1960年、森北出版)で、《税地籍＝「幼稚な段階」、所有権地籍＝「近代的地籍」》とする議論を展開した。

「地籍調査とは、「土地についての戸籍（登録）調査である。土地のある単位について必要な条件を権力的立場から行政的又は司法的に調査して、台帳に記録——登録——することである。……

日本では現在でも地籍調査といえば課税のための調査、もっと極端な人は課税のためだけの調査と思っている人が多い。これは発生的に見てやむを得ないかも知れないが、発生的には幼稚な段階を示すものであり、残念なことである。このことがまた現在日本でこの事業の発展を阻害する重要な一因ともなっている。本書を読まれる各位は、後述する趣旨を了とせられ、啓蒙に協力をお願いしたい。……

漸次民権の向上発展につれて、土地の所有権殊に私的所有権の確立と共に、土地についての権利の擁護という必要に迫られ、地籍概念は一步進化する。この立場から境界（筆界、「一筆地の地境」）を現地に明確にするだけでなく、この明確になった状態

45) 江戸時代以来の測量器具について、佐藤・前掲注(42)195頁等。すでに、江戸時代から、測量器具は相当の発達があり、地租改正においても、「平板測量用の簡易な木製アリゲード」の使用があったことを指摘している(197頁)。

を明確に記録し、境界紛争等の「イザ必要」に応じて一度決めた筆界の位置を何度でも現地に復元できる程度のものでなければならない。……

測量の本来の姿、第一義としての測量の地籍調査が行われることとなる。所有権主体の地籍測量がここに誕生する。ここに課税主体の地籍調査が脱皮して、近代的地籍調査すなわち所有権地籍調査となり、これに対応して、「面積本位」から「位置本位」に進化する。

地積(面積)は位置本位の地籍測量の当然の副産物として、課税目的の(課税の公平化のための)地籍測量の地積に対する要求精度以上の精度の成果を獲得することができる。」⁴⁶⁾

以上の議論は、暗黙のうちに多くの論者に共有されていると考えられる。フランスにおいても、19世紀において、地籍に境界紛争解決の機能を与えるべきであるとの議論が相当に有力であったし、現在では、多くの論者が、地籍の目的を不動産税課税だけでなく、公共事業での用地買収、公有地管理、災害復興、不動産取引等の多目的なものとするべきこと(多目的地籍 *cadastre polyvalent*)を指摘している⁴⁷⁾。測量の中心が「面積本位」から「位置本位」に進化したことも事実である。

(イ) 地籍による所有権決定の問題性

a. 地籍による《上からの》所有権決定法理批判：コンピ

地籍による所有権紛争解決機能については、より立ち入った検討が必要である。すなわち、地籍が所有権紛争・境界紛争解決に有力な意義を有するという程度にとどまるのか、それとも、地籍によって所有権紛争・境界紛争を決するところまで地籍の効力を認めるべきかである。

後者のような地籍による所有権決定には問題が多いとの議論がある。地籍と

46) 本田・前掲注(25)2頁。

47) Wolfgang Hans Stein, « Les trois âges du cadastre allemand : fiscalité, propriété, planification (L'exemple de la Rhénanie), Brouillon, op. cit. (note 1), p. 91 ; Michel Kasser, « Impact des évolutions technologiques actuelles sur les leviers cadastraux », Brouillon, op. cit. (note 1), p. 242. Francis Roy, « Le développement de systèmes cadastraux pour un aménagement durable du territoire », Cahiers de géographie du Québec, 50 (141), 2006, p.362. <https://www.erudit.org/fr/revues/cgq/2006-v50-n141-cgq1666/014877ar.pdf> 中村・前掲注(20)478頁。

土地所有権に関するフランスの地理学者コンビの議論である。その「地籍なしに土地所有権を確立する (sécuriser la propriété foncière sans cadastre)」論文は、1990年代に、東欧(旧共産主義国)やアフリカで私的土地所有権が確立されつつあり、その時に、地籍に所有権を決定させる意義を持たせようとしていたことを問題視した。世界銀行等による一連の政策は、地籍に法的意義を持たせ、境界を含めた土地所有権の証拠としていた。これに対して、コンビは、その政策が西欧法の移入として理解されているが、実は、むしろ西欧法の本国では、採用されておらず、逆に、西欧の植民地で採用されていたことを指摘して、次のように述べる。

「簡単にいえば、私的土地所有権を創設し、管理するための歴史的方法としては、2つのものを区別する必要がある。

第一は、《下から (par le bas)》の私的所有権の創設である。それは、事実状態(土地の平和的利用、その占有が長期にわたり継続し争いが無い)が法的状態(土地所有権)に展開するものである。これは、《ラテン》諸国のモデルであり、そこでは、私的所有権は、純粋に私的なものである。

第二は、《上から (par le haut)》の私的所有権の創設である。これは、国家が、ゼロから、その占拠地——以前に土地所有者のいない土地——の上に土地所有権を作り出し、その移転及び保存について保障する制度である。これは、オーストラリアのトレンスシステムであり、また、植民地に適用した⁴⁸⁾。

ドイツの土地所有権のシステムは、この中間にある。それは、他のヨーロッパ諸国と同様に、私的所有権が《下から》作られていたという時代から、所有権の《公的証拠》という行政的管理の時代に移行したのである。各市町村における《土地登記簿 Livre foncier》の創設があり、それが、《下から》のシステムから《上から》のシステムへの移行を可能にし、その後は、行政的管理の時代となった。」

コンビの議論は、地籍調査・土地調査という行政的操作に、私法的土地所有権の存否を定める効果をもたせることの問題点を指摘する⁴⁹⁾。

48) 地籍の役割が、旧世界と新世界(植民地)とで異なる点について、Kain op. cit.(note 1), p.336は、ほぼこれと同様の指摘をしている。

49) Clergeot, op. cit.(note 1), 2009, p.59も、《国がドイツ式土地登記簿 (livre foncier) を創設して、地籍に所有権証明機能をもたせることは、所有権の憲法的保障及び民

b.フランス地籍：所有権界対象だが所有権界への効果は限定的

フランスの地籍は、所有権界を対象とする。しかし、確定的に地籍図に乗った境界といえども、所有権そのものを定めるものでない。この点については、地籍修正等の再整備でも同様であった。

フランス法は地籍再整備(修正地籍図作製)で、ナポレオン地籍と同様に、所有権界の探索を行う。すでに、1898年3月15日法は、地籍修正に際して、境界委員会を設けることを規定し(3条)、その任務として、表見所有者(propriétaires apparents)の探索を行うこと、関係者の同意があればそれを確証し、同意がなければ和解を目指す、解決ができない場合には、暫定的にその境界を定めること(déterminer provisoirement ces limites)(5条)、こうして定められた境界は、関係者に通知され、それから1年以内に、隣接地所有者の合意で境界を定めるか、又は、司法裁判所に境界確定の訴え(action en bornage)を提起すべきこと(7条)、この期間をすぎると確定的に地籍図上に記載されること(8条)を定めた。

しかし、こうして得られた地籍図の情報の役割は限定されている。最近の財務省通達も、同様であり、地籍における所有者の認定は、「不動産税の債務者の決定を問題にする。」という原則を示した後、「この点に関し、注意すべきは、次のことである。地籍は、単に表見所有者の現状を示しているだけであり、行政当局は、特定の不動産について誰が真正所有者であるかを定める権限を有さ

法典の意思主義(意思自治の原則)を修正することになりかねない」と論じている。

なお、コンビは、毎年公平課税を行うフランスの地籍制度について、課税当局のみならず、社会的にも意義のあるシステムであると指摘する。その特徴は、三点ある。第一は、経済的インセンティブであり、毎年課税・納税は、土地所有者にとってその土地を利用するインセンティブ、又は、利用できないのであれば土地を譲渡するインセンティブになる。第二は、道徳的メリットであり、土地所有がもはや特権ではないことを明らかにする。土地所有者は、犠牲・負担を負うべき存在になる。第三は、法的安定性であり、毎年納税をしていることは、その土地の所有者であることを推定させる証拠の一つになりうる。コンビは、地籍により所有権を決定する制度を批判するのであって、地籍に所有権を推定させる一定の役割を持たせることは否定していない。

ない。民事裁判のみが、訴訟において、特定土地の所有権について決定することができる。」と述べている(BOI-CAD-REM-10-40-30-10, n° 190, <https://bofip.impots.gouv.fr/bofip/8343-PGP.html/identifiant=BOI-CAD-REM-10-40-30-10-20130422>)。

最近の論文も、「地籍の役割は、不動産所有権の一種の“地図carte”を作製するものであっても、地籍上の記載は、《それ自体は、それが如何に時代の経過したものであっても、所有権の権原証書とはなり得ない》のであり、その結果、《行政当局は、地籍の確証をなしたとしても、所有権に関する問題については、判断をしていなかった》(n'a pas tranché une question relative au droit de propriété)”との国務院判決(1975年7月25日, CE, 25 juill. 1975, Dame Bastid : Rec. CE, p. 444)がある」と述べている⁵⁰⁾。

土地の境界確定訴訟に際しても、地籍情報は、種々の「徴憑・情況証拠(indices)」の一つである。徴憑、情況証拠とは、「Indices 徴憑 民法 訴訟 直接証明することが不可能な、争いのある事実の存在を、帰納的な推論によって立証するための既知事実の総体」(中村絃一他編『フランス法律用語辞典 第3版』(三省堂, 2012年)), 又は「徴憑、情況証拠◇証明すべき事実の存在を推定させるような、他の事実、事件、物、痕跡など。人の意思に起因しない点で標識signeと異なる。」(山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会, 2002年))である。それ故、地籍の情報は、重要ではあっても、占有や所有権証書等とともに、事実審裁判官の専権的評価に委ねられる⁵¹⁾。

50) Jacques Moreau, « Responsabilité du service du cadastre », La Semaine Juridique Notariale et Immobilière n° 8, 22 Février 2002, 1158, n°9.この他、地籍整備に関する訴訟について、Maurin, op. cit.(note 1), 2012, n°9. また、Maurin, op. cit.(note 1), 1992, p.175.

51) Francois Terré, Phillippe Simler, Droit civil. Les biens, 10^e éd., 2018は、フランス法は、土地所有権の絶対的証拠(preuve absolue)となる証書の国家発行のシステムを採用していない、そうした例が外国法にはある、売買、交換、贈与、遺贈、分割等の所有権権原証書(titre de propriété)があれば、それが一般的には所有権を推定せしめるが、しかし、前主が所有者かどうかそれ自体では明らかではないから、絶対ではない、幾つかの徴憑(indices)があり、「その重要なものとして、地籍の記述

以上のことから明らかなように、フランス法は、再整備でも所有権界の探索を行った。なお、所有権界の探索を行う以上、隣接当事者の合意でその境界の位置を定めることができる。所有権界は、筆界と異なり、私法的存在であり、当事者の合意により変更可能であり、不動性がない。

(ウ) 地籍と所有権：日仏法の異同

以上のフランス法のあり方は、日本法と比較するとどうか？ナポレオン地籍調査は、所有権界の調査を行っていたのであり、その調査は、所有権紛争に際し、一定の情報を提供する効果を持っていた。これに対し、日本の地租改正時の土地調査は、所有権界を対象とするものであり、当時の所有権界を反映して原始筆界が誕生したと考えられる⁵²⁾。戦後の国土調査法に基づく地籍調査は、分合筆等がない限り、所有権界の変動を顧慮せず、原始筆界の位置を探索することになった。

この点に注意しながら、地籍創設時(ナポレオン地籍、地租改正)(⇒a.)と地籍再整備期(フランスの地籍修正、日本の国土調査)(⇒b.)のあり方を比較する。

a.地籍創設時のあり方

日本の地租改正時のあり方は、フランスに類似する点と異なる点がある。類似点として、日本法では、地籍図・公図等の記載により、当然に、私的所有権の存否やその境界が定まるとはしていなかった。そもそも、地券等が別の者に交付された場合に、判例は、本来の所有者の返還請求を認めている⁵³⁾。これは、

(indications du cadastre)、不動産税の支払、土地の処分、鑑定途中で発見された境界標」等がある、なお占有が一定期間継続したことによる取得時効があれば、それは、所有権の最良の証拠となる、と指摘する(n° 536-539)。これは、他の体系書(例えば、William Dross, Droit civil - Les choses, 2012, n° 49)と同様の標準的記述である。また、七戸克彦「所有権の証明方法：相対的証明：破毀院民事部1927年3月27日判決(S.1929.1.215;Gaz. Pal. 1929.I.758)」松川正毅・金山直樹・横山美夏・森山浩江・香川崇編『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、2012年)68頁。

52) もっとも、その手がかりの一つである公図が、当時の所有権界を正確に示さない場合が相当にある。

53) 例えば、最近の例として、伊勢講が所有していた土地について、その講員の一人

地籍で所有権を決めないというフランス法と同様である。

異なる点として、日本法では、地券が誰にも交付されていない場合に、江戸時代以来有していた所有権類似の権利を主張することは許されなくなる。この点について、議論があるが、裁判例は、わずかな例外を除けば⁵⁴⁾、およそ地券の交付のない土地について、官有に帰したとしている⁵⁵⁾。また、地券交付のない二線引畦畔等について、国有と扱われている⁵⁶⁾。

に地券が交付された場合について、伊勢講の返還請求を認容した大阪高判昭和60年6月25日判例タイムズ574号54頁は、「当時近隣の多くの講において講有の田畑につき講員の一名の名義を以って地券を受けることが行われていたことは明らかであり、本件もその一場合であったと認めることができる。」としつつ、「本件土地の所有権は一貫して右伊勢講に属していたものと認めるのが相当である。」と判示している。

- 54) 著名な最判昭和44年12月18日訟務月報15巻12号1401頁(三田用水事件)は、「所論は、地券の交付がなかつた土地または民有たることの認定行為のなかつた土地は、民有であることを否定されたものであつて、かような土地について国民が所有権を主張するためには、最終的に、下戻法に基づく下戻申請によるほかはなかつた旨主張するが、すでにその前提において失当である。」と判示したが、寶金敏明は、「同事件は、地租改正当時の法令や官有地編入認定のための基礎資料が法廷に提出されなかつた特殊事例ある事例……同判決は、その特殊性にかんがみるときは、脱落地についてすら先例性を有しないとみるべき」と述べている(寶金敏明『里道・水路・海浜——長狭物の所有と管理』(ぎょうせい, 2019年, 5訂版) 27頁注(11))。
- 55) 例えば、最近の例として、山口地判平成11年7月14日訟務月報48巻10号2386頁は、「明治初期における地租改正の経過を踏まえてみるに、太政官布告により、それまでの土地の使用・収益権が、原告において請求原因1(一)(3)アで主張するごとく、当然に近代的土地所有権に転換したものと解し難く、やはり、被告主張のように、近代的土地所有権は、明治政府の立法政策として創設されたものであり、これによってなされた官民有区分や下戻処分は、国家による土地の売買や地券の発行を伴う近代的土地所有権の創設を目的とした形成力を有する処分であったといわざるを得ず、したがって、これらの処分から漏れた土地は、下戻法によって、ことごとく国有に帰したものと解されるのである。」と判示している。
- 56) さらに、こうした国有地についての取得時効も、公用廃止がある場合のような例外的な場合にしか認められない。例外的に黙示的公用廃止があったとして、私人による取得時効を認めた昭和51年12月24日民集30巻11号1104頁は、「公共用財産が、長

以上の背景には、土地調査における公法的側面と、私法的側面との関連がある⁵⁷⁾。日本の地租改正は、その当時の国の租税収入の80%以上を占めた租税制度の改革という面があったが、同時に、近代的所有権の出発点という面もあった。

これに対して、ナポレオン地籍整備は、『所有権の主張がない土地を無主の土地として、国に所有権を一応帰属させつつ、その後の所有権の主張が的確なものであれば、土地所有権を返還する⁵⁸⁾』としていた。この点は、日仏の明確な相違になる⁵⁹⁾。

b.地籍再整備におけるあり方

日仏は、最初の地籍が成立した後の、地籍再整備のあり方について、同様の点と異なる点がある。異なる点を先に述べれば、日本の国土調査法に基づく地籍調査は、原始筆界を対象とする。

日本でも、国土調査法による地籍調査があっても、それにより所有権界が決

年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、そのため実際上公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなつた場合には、右公共用財産については、黙示的に公用が廃止されたものとして、これについて取得時効の成立を妨げないものと解するのが相当である。」という要件を提示している。

- 57) 田島俊雄「東アジアの土地調査事業をいかなる枠組みで捉えるか」近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター6号(2015年)124頁。
- 58) 1809年6月16日財務大臣通達(circulaire du ministre des finances du 16 juin 1809, S. t.X, 1810, 2. 324)は、ナポレオン地籍編製の際に、無主不動産国家帰属を規定するフランス民法典旧539条の前身の無主不動産法理の適用により、所有者が明らかでない土地は、国に帰属するが、所有者が申告をした場合には、その権原の調査を行って、土地を返還するように命じている(« Biens sans maitre », in, Pandectes françaises : nouveau répertoire de doctrine, de législation et de jurisprudence, tome 13, 1892, n° 60)。
- 59) もっとも、フランス法でも、アルジェリア等の植民地においては、土地調査における無主地の国有地化が行われていた(小柳春一郎『日仏不動産法の現代的展開：所有者不明・無主不動産・土地所有権放棄・相続登記未了』(成文堂, 2021年)174頁)。

まるわけではない。この点に関し、3点を指摘できる。第一に、日本の地籍調査は、筆界調査であり、筆界は所有権界そのものを意味しない。第二に、筆界の位置を明らかにすることは、所有権界紛争に一定程度役立つが、限界がある。第三に、筆界の現地における位置を明らかにすることも容易でない。

第一について、そもそも、先の引用文(102頁)では、本田自身、「所有権地籍」といいながら、すぐに「筆界」と置き換えている。これが示すように、国土調査は、私法上の存在である所有権界ではなく、公法上の存在である筆界を対象とする⁶⁰⁾。本田の議論を継承して、現在の不動産登記法123条1号は、筆界について「筆界 表題登記がある一筆の土地(以下単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接する他の土地(表題登記がない土地を含む。以下同じ。)との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。」と定義している。

筆界は、公法的な存在であり、登記手続がない限り、当事者の合意により動かすことができない。この点について、最判昭和31年12月28日民集第10巻12号1639頁は、「右にいう境界とは異筆の土地の間の境界である。しかし、かかる境界は右a番山林がb番のc山林と区別されるため客観的に固有するものというべく、当事者の合意によつて変更処分し得ないものであつて、境界の合意が存在したことは単に右客観的境界の判定のための一資料として意義を有するに止まり、証拠によつてこれと異なる客観的境界を判定することを妨げるものではない。」と判示している。地籍調査に所有権の位置を決める効果をもたせるには、地籍調査を行政処分とする必要があることになるが、現在の地籍調査には、そのような効力はない⁶¹⁾。

60) 清水響編著『一問一答不動産登記法等一部改正法 筆界特定』(商事法務, 2006年) 17頁。

61) 例えば、岡山地判昭和59年3月21日判例タイムズ534号210頁は、「原告が主張する境界確定の訴え及び取得時効の成否における不利益も当事者が国土調査の成果を訴訟上の一証拠資料として用いることによる事実上の問題に過ぎないし、さらに一般人が地籍簿又は地籍図の閲覧をしてこれを取引の資料として活用することも単なる事実上の不利益であつて、他に地籍簿又は地籍図の作成表示に対し土地の所有者の

筆界は、不動産の存在である(筆界の不動性)。「登記された時」の後は、分合筆等がない限り、筆界は動かない。換言すれば、「登記された時」の後に私人による取得時効や意思表示による分割等があつて、所有権界が動いても、分筆等の登記手続がなされていなければ、筆界はこれを反映しない⁶²⁾。現在の日本

権利利益を侵害するような法的効力を付与した法令の規定を見いだすことはできない。」と判示している。

62) 清水・前掲注(60)13頁は、筆界特定手続に関連して「地組改正事業の際、1筆の土地として把握され、図面に公示された区画を成す現地の線が原始的な筆界と考えられます。また、土地の筆界は、その後の土地の分筆又は合筆により、新に形成され、又は消滅することがあります。したがって、現在の土地の筆界は、明治初期に創設されたものと、その後の分合筆により形成されたものから構成されているということができます。

2 筆界は、権利の客体となるべき一個の物の組囲として、国家が定めた区画を示す線ですから、筆界は所有権界と一致するのがあるべき姿といえます。しかし、筆界は、分筆や合筆の手続をとらない限り、変動することはありません。他方、判例上、1筆の土地の一部についても時効取得することや、譲渡をすることが認められています(注2)。したがって、筆界に変動がなくても、所有権の帰属は変更されることがあります。したがって、筆界と所有権界とは制度上は、常に一致するわけではありません。しかし、筆界が明らかになることにより、所有権の帰属が推定されることはあると思われます(Q7参照)。

3 筆界特定制度の対象は、あくまでも筆界です。この制度は、過去に国が定めた筆界の位置を明らかにするための制度であり、現在の所有権の帰属についての判断を示す制度ではありません。」と述べている。

なお、「筆界特定は、あくまでも公法上の境界である筆界を特定するものであり、所有権がこれと一致するかどうかについて判断を示すものではありません。しかし、筆界が明らかになった場合には、通常は、これが所有権界と一致するという推定が働くので、客観的な筆界が特定されることにより、特定された筆界を超えて所有権を取得する私法上の原因がないと当事者が考えたときは、事実上、所有権に関する紛争の解決も図られることとなります」との指摘があるが(同17頁)、これは、関係人に一定程度手続保障を与える筆界特定手続について可能な見解であり、地籍調査自体にそこまでの意義をもたせ得るかは検討課題である。

の地籍調査は以上のような筆界の位置を調査する。

第二について、筆界は、多くの場合所有権界と一致してると考えられるから、所有権紛争解決の一つの資料になる。不動産登記法123条が「一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定する」筆界特定手続を設けているのもその例である。国土調査法に基づく地籍調査が筆界を明らかにすることも、「境界紛争等の「イザ必要」な場合（本田武夫）について、間接的に有効に働くと考えられる。

日仏の地籍再整備において同様の点もある。それは、コンビの指摘するような公法と私法の峻別の論理（地籍調査において、所有権そのものを決するものではないという論理）に両者ともに配慮していることである。フランス法では、上記のようにその点は明確であった。また、日本法は、国土調査法に基づく地籍調査の対象を、所有権界ではなく、公法的な筆界とするが、これにより、行政当局が私的土地所有権界を定めることはできないという論理を結果的に維持している⁶³⁾。

ここまで来ると、フランスにおいて、自覚していないけれども、日本法にいう筆界を対象として、地籍調査を行っているのではないかという疑問が出るかも知れない。しかし、そうは考えられない。というのも、不動性のある筆界と異なり、フランスの地籍再整備の対象は当事者の意思に基づく可動性のある存在（所有権界）である。

第三に、筆界の位置の探索は容易でない。というのも、その手がかりになる

63) なお、以上の点は、日本の境界確定訴訟が、筆界確定訴訟として、筆界を対象としている（不動産登記法148条、なお、これは従来の最高裁の判例法理に従ったものである）のに対して、フランスの境界確定訴訟（フランス民法典646条、*action en bornage*）が、所有権の境を対象としていること（それ故、合意確定が可能）、それでいて、両者は、通常の証明責任に服さない一種の共同訴訟であり、また、所有権確認訴訟と区別されている点で共通することと同一の問題状況にある（小柳春一郎「フランス法における合意境界確定・土地所有権界確定と不動産取引安全」獨協法学78号（2009年）568頁、https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=696）。

公図が信用し難い点があるからである。本田は、かつて、これに関して、次のように指摘していた。「現行の地籍調査は法律的には「修正」的立場をとっており、「地籍創設」的立場をとっていない。しかし、従来の(厳密には現行の)公図では、ほとんど大部分が十分な筆界復元能力を持っていない。……このような事情のため、区画整理をやったような特別によい条件でない限り、日本中の大部分の一筆地の筆界は、測量上の「定量的」復元は実務上ほとんど無意味である。このため筆界の現地設定は、この際あたかも白紙にもどして、公図がなかったかのような状態で、関係者立会の上で、話し合いで、「此所」と決めることとならざるを得ない。このような実状から筆界に関する限り多分に「創設」的状态にならざるを得ない。……復元測量をし、一定の公差を以って、筆界または筆界点を復元できるときは、単純に「測量の素人」である所有者等の立会いにより、「目の子」で現場指示する定性的筆界標示は無意味でもあり、無効とすべきである。正しい復元測量により指示された地点を中心として、その測量の公差の半径の円内において、他の諸条件を参考にしながら、その範囲内で立会者の意見をきいて決定すべきである。」⁶⁴⁾。

エ 本稿の基本的視点

本稿の基本的視点は、次のとおりである。第一に、単独事業としてのフランス地籍制度の整備ですら、公務員による厳密な手続に基づく測量と評価を必要とする限り、相当の年月が必要であった、第二に、フランス戦争資料部による精密地形図作製もまた、発展途上であったために、これを地籍整備に有機的に組み合わせることは当時の状況では実質的に困難であり、ナポレオン地籍が三角

64) 本田・前掲注(25)32頁。筆界についての隣接当事者間の「承認」について、近時、「承認は、当然には私人間の境界(所有権界)に関する契約の効力を生じない。しかしながら、前述の承認時の事情いかんによっては地籍調査等それ自体の効力としてではなく、前述の承認時の特段の合意の効力として、所有権界に係る境界契約ないし官民境界確定協議等に準ずる効力(本書295頁)を肯定できる場合がありえよう。」(寶金・前掲注(54)318頁)との指摘がある。なお、仮に、所有権界に係る境界契約とすると、共有土地の場合に、全共有者の同意の必要な変更行為(民法251条)と考えるのが通常であり、実務的には困難な問題が生じうる。

測量において不十分な点があったのは、少なくとも当初はやむを得ないが、地籍図の維持管理が行われなかった点は、隣国ベルギーでは1835年以来維持管理を行ってきたことを考えると問題が多かった。第三、地籍に境界確定的効果を持たせることには、それ自体理論的問題がある。ところで、19世紀フランスにおいては、地籍の境界確定効を追求する議論（上からの所有権創設のための地籍創設を目指す議論）が相当に有力であった。このため、逆に、ナポレオン地籍の地味な改善が遅れたとすら考えられる。

日本法との関連では、第一の点は、現在の日本の国土調査の進展が遅々としたものであることを想起、又は正当化する。第二の点も、地租改正の時にあって、三角測量がなされなかったことをやむを得ないものとする。第三の点については、現在の日本の地籍整備は、私法的な土地所有権の境ではなく、公法的な筆界の位置を探索することになっている。これは、ある意味で、地籍における私法と公法の問題を技巧的に解決するものであるが⁶⁵⁾、他面、その意義が理解されにくい。

(2) ナポレオン地籍重要事件と重要人物（プロニ・ゴダン・ナポレオン）

ア ナポレオン地籍の成立

(ア) ナポレオン地籍の重要事件

ナポレオン地籍について、フランス財務省文献（Le cadastre : de l'origine à nos jours(佐藤義人訳)）は、次のように述べている⁶⁶⁾。

65) 例えば、岡山地判昭和59年3月21日判例タイムズ534号210頁は、「原告が主張する境界確定の訴え及び取得時効の成否における不利益も当事者が国土調査の成果を訴訟上の一証拠資料として用いることによる事実上の問題に過ぎないし、さらに一般人が地籍簿又は地籍図の閲覧をしてこれを取引の資料として活用することも単なる事実上の不利益であつて、他に地籍簿又は地籍図の作成表示に対し土地の所有者の権利利益を侵害するような法的効力を付与した法令の規定を見いだすことはできない。」と判示している。

66) 「Le cadastre de l'origine à nos joursキャダストル その起源から今日まで（佐藤義人訳）」http://nihontoukikikoula.coocan.jp/cadastre_jp.html

「1789年の三部会の開始直後から、73名の貴族による選挙人集会と58名の第三身分(ブルジョワジー)は、全国規模のキャダストルの実施を要求した。それが、当時の自由裁量的な(又は「恣意的な」……小柳注)課税の制度に終わりをもたらすことのできる、唯一の方法であった。

憲法制定議会は、1790年12月1日の法律によって、タイヌ税・20分の1税・人頭税・10分の1税などの、古くから存在する諸税を廃止した。そしてそれらを、均一の租税に代えた。しかしながらこの法律は、地図の制度の創設を定めなかった。

1791年8月21日と同年9月23日のデクレは、各県の県会に、ようやく各管轄区域内の、地籍測量図の作製を許可した。しかし、この地図の作製は、市町村の任務とされたため、その実現は限られたものにとどまった。

革命暦第6年霧月22日の法律(1797年11月12日)、そして、それを補いさらに発展させる革命暦第7年霜月3日(1798年11月23日)の国家基本法(*loi organique du 3 frimaire an VII* (23 novembre 1798))は、公正な課税を保障するところの直接税を実施する役所を設置した。

しかしながら全国的な各筆ごとのキャダストルについては、未だ検討がなされなかった。その制度の運用は、依然として、土地所有者の申告に基づいていた。

行政官庁は、各々の土地の面積とその収益を確定するために、全国的な地籍調査の必要性をようやく認めるに至った。しかし、その費用と所要期間は、行政官庁にそれをためらわせた。

革命暦第6年霧月12日(1802年11月3日)の執政官によるアレテ(*arrêté des consuls du 12 brumaire an XI* (3 novembre 1802))は、1915の市町村において、農地の所有者毎の全国規模のキャダストルの作製を決定した。縮尺5000分の1で調製された地図は、天然の地形によって画された境界を有する多数の市町村の土地の状況を現した。

土地の所有者は、これらの市町村のそれぞれにおいて、一筆地の面積を申告した。

地籍調査は、各市町村に不満の念を生じさせることとなった。そこで各県会と土地所有者らは、5年にわたる作業の末、これを中断した。それゆえ、国土のすべての一筆地に関する全国的な測量は、必要不可欠のものとなった。

1807年9月15日の法律は、フランスにおける各筆別キャダストルの原点である。

1808年に始められた全国のキャダストルに関する実地調査は、1814年まで急速に進展したが、1814から1821年までは緩やかな速度で進められた。1822年からふたたび作業のテンポは速められ、フランス本国においては1850年に完了した。それ以後においても、調査はコルシカ島や他の自治領(ニース伯爵領とサヴォア)において続けられた。」

(イ) フランス革命期の不動産税改革

フランス近代地籍制度の出発点は、フランス革命後の不動産税改革であった⁶⁷⁾。1790年11月23日-12月1日の法律⁶⁸⁾第1条は、1791年1月1日から、「すべての土地所有者に、割合的平等に基づき、その純収入に基づき課税される不動産税 (une contribution foncière)」の創設がなされるべきこと、第2条は「土地の純収入とは、土地所有者の総収入から、費用——耕作、種蒔き、収穫、維持の費用——を控除して得られる」ことを規定した。この時の不動産税は、配賦税 (税収入の総額が予め決定され、県・市町村・個々の納税者の納税額がその後決定される税) として構想された。この点に関して、地籍制度の研究者であるアンドレ・モランは、「配賦税を公平なものとするには、統一的機関を設けることなくして、不可能であった。こうした意見の支配の下で、憲法制定国民会議は、地籍局 (bureau du cadastre) の創設を行った。」と述べる。

また、1791年9月16日-23日デクレ (décret des 16 = 23 septembre 1791. Décret qui fixe les règles à suivre pour les plans du territoire des communautés, à faire en vertu des articles 21 et 30 du décret des 4 et 21 août 1791) 第1条は、地図の広範な範囲での作製及び全土についての地籍創設 (利用・耕作単位の地籍のみならず、筆単位の地籍を含む) を指示し、この地図が科学アカデミー図による大三角形網 (les grandes triangles de la carte de l'Académie) に基づくことを規定した⁶⁹⁾。ここでは、明確に、科学アカデミー

67) それ以前にも、統一的地籍制度の試みが存在した (Pierre Clergeot, « Les essais cadastraux français au XVIIIe siècle », in, Clergeot, op. cit. (note 1), Cent, p.21)。

68) Archives Parlementaires de la Révolution Française, Année 1885, 20, pp. 698 (https://www.persee.fr/doc/arcpa_0000-0000_1885_num_20_1_9068_t1_0698_0000_1)。この不動産税構想に影響を与えたのが、アンシャン・レジーム下での重農主義であった。

69) Maurin, op. cit. (note 1), 1992, p. 32. 条文は、Archives Parlementaires de 1787 à 1860 - Première série (1787-1799) Tome XXX - Du 28 août au 17 septembre 1791. Paris : Librairie Administrative P. Dupont, 1888. p. 695; (https://www.persee.fr/doc/AsPDF/arcpa_0000-0000_1888_num_30_1_12540_t1_0695_0000_3.pdf)。

J. B. Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et

による三角測量をもとにした地形図との有機的連関も意識されていたが、第6条は、「公共税大臣は、その指揮下の局において、地理的に決定されたすべての点——科学アカデミーの大三角網の点にせよ、技術者、戦争局の地図担当者、又は土木エンジニアにより定められた点にせよ——すべての点を受け入れる」と規定したから、科学アカデミー図の大三角網が唯一の支えであったわけではない。

(ウ) ナポレオン地籍関連年表

フランス革命からナポレオン地籍整備・その後の重要事件を年表にすると次のようになる⁷⁰⁾。

表2 ナポレオン地籍年表

重要事件 ⁷¹⁾	内容
1790年11月23日-12月1日の法律	公正な不動産税の創設宣言
1791年9月16日-23日のデクレ	地図の整備(三角網への言及)宣言
1791年10月5日 ⁷²⁾	内務省内部新設の地籍局長にプロニ就任、地籍局は、1802年に廃止 ⁷³⁾ 。
1799年11月11日	ゴダンが財務大臣に就任
1802年11月3日執政官アレテ	耕作・利用単位地籍整備の決定
1807年9月15日予算法	筆地籍制度整備の決定

avis du Conseil d'Etat, t.1, année 1791, p.330)。同規定について、Pierre Clergeot, « A l'origine du cadastre napoléonien », in, Clergeot, op. cit.(note 1, Cent), p.35)。

70) L'établissement du Cadastre en Indre-et-Loire, une exposition réalisée par les Archives départementales d'Indre-et-Loire à l'occasion du Bicentenaire du Cadastre (1807-2007), p.3. <http://archives.cg37.fr/UploadFile/GED/Actualites/1193036549.pdf> これは、2007年にナポレオン地籍200年を記念して行われた展示会のパンフレットであり、多くの図があり、理解しやすい。

71) Clergeot, op. cit.(note 1), 2009, p.50以下が詳細である。

72) Ch. Gimel, Le cadastre, Journal de la Société statistique de Paris, tome 27, 1886, p.358, note 1. http://www.numdam.org/item/JSFS_1886__27__356_0.pdf

73) Arrêté des consuls du 3 germinal de l'an X(24 mars 1802)。

1811年	地籍総覧刊行
1821年7月31日法	地籍整備を国レベルから、県単位の事業とした ⁷⁴⁾ 。地籍整備は、以後むしろ加速。
1827年3月15日規則	地籍総覧を補完。
1850年8月7日法	市町村の発意及び費用により、地籍の見直し(revision)を可能とする。このころ、フランス本土の地籍整備完成
1898年3月17日法	市町村の要求による地籍修正に国の費用支援を定める。
1930年4月16日法	フランス全土についての地籍のrénovationを規定

イ 重要人物

ナポレオン地籍の重要人物として、初代地籍局長プロニ(⇒(ア))、財務大臣ゴダン(⇒(イ))、そしてナポレオン(⇒(ウ))があげられる。

(ア) プロニ

a.高級技術者・科学者



図6 プロニ

出典は、セント・アンドリュース大学の数学史サイト (https://mathshistory.st-andrews.ac.uk/Biographies/De_Prony/)。

ガスパール・ドゥ・プロニ(Gaspard Clair François Marie Riche de Prony, 1755-1839)は、地籍整備のために設けられた行政組織である地籍局の初代局長である。プロニは、数学者、工学者(流体力学)、教育者(土木学校校長)としても知られる。プロニは、公証人を父としたが、数学に情熱を持ち、1776年から1780年にかけて、現在でもフランスを代表する名門である土木学校(École des Ponts et Chaussées)で学び、パリのルイ16世橋(現在のコンコルド橋)の設計に参画した。プロニは、ピレネ・オリア

74) Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 24.

ントル県の主任土木技師を経て、1791年10月に内務省に新設の地籍局長に就任し、1801年までその職にあった。プロニは、復古王政の時代も、それ以前から任命されていた土木学校校長等を努め、シャルル10世より男爵位を受けた。

b. プロニの功績と困難

プロニは、地籍局長として、測地学による三角測量を生かした地籍図を構想した。この当時あったカッシニの地図は、測地学の成果に基づいて作製されていたが、土地利用に配慮していなかったし、誤りが指摘されていた。そこでプロニは、新たな1万分の1の地形図を作り、これに合わせて地籍図を作製することを計画した⁷⁵⁾。

プロニの功績は、3つあるとの指摘がある。第一は、極めて大規模な三角関数計算表、対数表の作成である。これは、プロニの数学的素養を生かしたものであり、面積計算について用いられた⁷⁶⁾。第二は、指令の発出である。プロニは、測量とその検査という2段階による土地調査について指令を出した。また、プロニは、フランス全土に三角網を作り・拡張し、その下位三角網を整備し、その上で、各地の地籍測量を行う計画であった(計画は、実現しないで終わった)。第三は、地籍担当技術者の養成である。プロニは、1795年10月22日のデクレに基づき、地籍技術者学校を創設した。

プロニは、しかし、4点で困難に遭遇したとされる。第一は、プロニが地籍整備に必要と考えたメートル法がいまだ完成途上にあったことである。このため、事業は、1790年代後半まで待たざるを得なかった。第二は、人材養成である。プロニは、学校を創設したが、地籍整備事業がまれにしかないため、その卒業生は、仕事がないことになり、1797年に創設された軍の測量部門での仕事に従事した。そして、軍の測量需要は、ナポレオンの軍事的勝利に密接に結びつくものであり、重要性を増して行った。第三に、フランスの経済的・政治的

75) Clergeot, op. cit.(note 1), 2009, p.51.

76) 中村・前掲注(20) 9-10頁は、「対数表や三角関数表をつくるために、実に多くの数学者がその生涯を捧げた。……ナポレオンはカッシニの基本測量とその広大な版図の地籍測量を目的として、大規模な数表計算計画を立てた」と指摘している。ナポレオンの支持のもとに、プロニがこれを実現した。

不安定である。1793年には、科学アカデミー自体が、何人かの構成員の訴追に伴い、廃止された。それゆえ、測地学と地籍を組み合わせた大プロジェクトは実現困難になった。第四は、財務大臣との対立である⁷⁷⁾。

かくして、ナポレオンの権力掌握（1799年11月9日のクーデタ）もあり、1802年に地籍部門は、財務省に委ねられることになり、プロニは、そのポストを離れた。また、学校も廃止された。

(イ) ゴダン

a.財務大臣



図7 ゴダン

出典は、フランス銀行サイト
<https://www.banque-france.fr/sites/default/files/michel-gaudin-duc-de-gaete-1820.pdf>。

ゴダン（Martin Michel Charles Gaudin, 1756-1841）は、ナポレオン治世下で、1799年11月から、1814年3月までの長期にわたり財務大臣を務めた著名人物である。

ゴダンは、パリ・パルルマン付き弁護士の息子として生まれ、法学を修め、1773年に旧体制下の財政局に入り、直接税を担当した。ゴダンは、フランス革命後は、封建的諸税廃止に伴う不動産税（地租）を作り、フランス銀行及び会計検査院を創設し、地籍を整備したことで知られる。ゴダンは、ナポレオン失脚後の復古王政下でも、1820年にフランス銀行総裁に就任し、1834年まで任を務める等活躍した。

b.1802年の利用・耕作単位地籍の実験

1802年11月3日に、執政官によるアレテ（arrêté des consuls du 12 brumaire an X I（3 novembre 1802））が、1915の市町村において、農地の所有者毎の全国規模の地籍の作製をなすべきことを決定した。この時点では、なお、筆単位の地籍整備には着手されていなかった。

77) Clergeot, op. cit.(note 1), 2009, p.51.

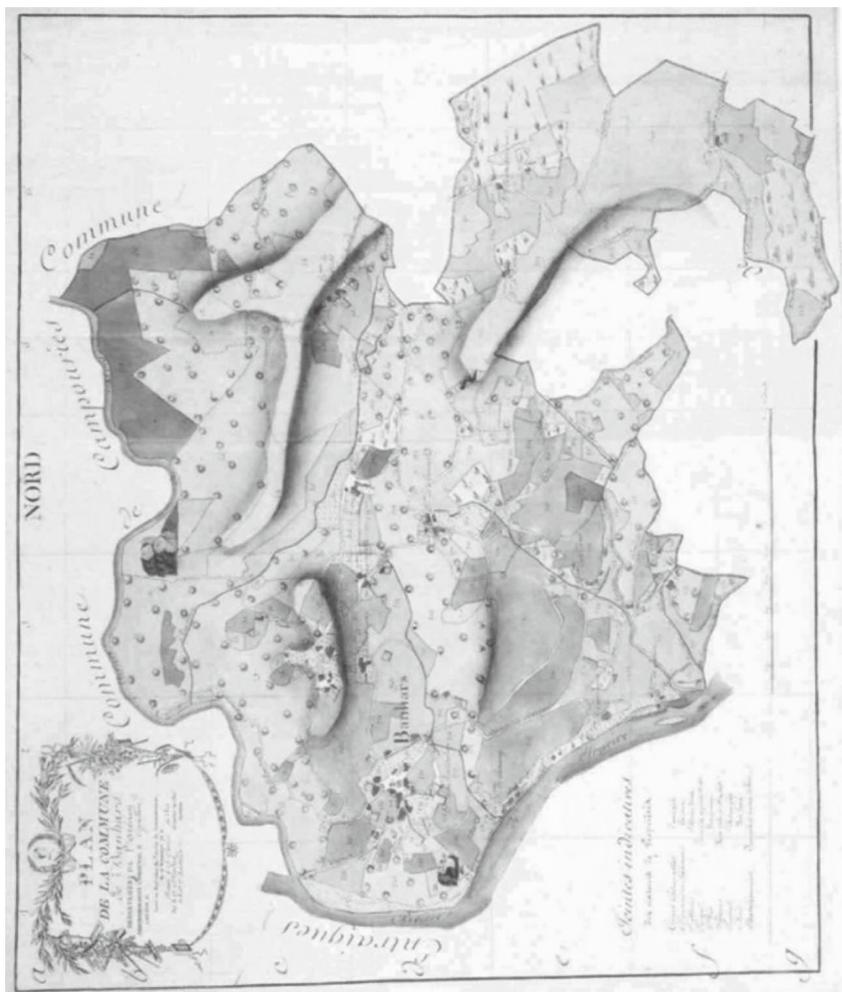


図8 利用・耕作単位地籍図

出典は、<https://cadastre.pagesperso-orange.fr/Cadimag/banharès1.jpg>

地籍史の研究者であるクレルジェオは、「ゴダン」は、ナポレオン地籍の真実の父であった。1802年（地籍事務が財務省に移管されたのは1802年……小柳注）以来、ゴダンは、地籍は全土統一のものであるべきこと、そして、筆単位のものとするべきことを理解していた。同時に、ゴダンは、筆単位地籍実施には多額の公費が必要なこと及びこれまでの政府（国務院及び皇帝ナポレオン）が採用した耕作・利用単位地籍という決定⁷⁸⁾を尊重しなければならないことを意識していた。ゴダンは、それ故、時機を待ちながら、段階的に、1807年9月15日法に至る途を用意していたし、すべての市町村について、筆単位の地籍調査が必要であると考えていた。かくして、ゴダンは、1805年には、耕作・利用単位地籍の上に、筆単位の地籍を作るという実験を行い、筆単位地籍のみが、所有者間の公平な課税を可能にすることを明らかにした。また、ゴダンは、所有者の申告による面積決定という方式では、測量面積と申告面積に食い違いが起ること、それ故、所有者立会いでの専門家測量が必要なことも理解していた。」と論じている⁷⁹⁾。

c.1807年法による筆地籍整備開始

1807年法の地籍関連規定は、条文上は、筆単位で地籍測量等が行われることを明記していない。同法第X章地籍に関する諸規定（TITRE X. - Dispositions concernant le Cadastre）冒頭規定は、これまでと同様に、市町村庁舎に、租税帳簿等が送付され、所有者が、それについて申立てをなす機会が与えられるように、市庁舎で掲示され、又は日曜日のミサの後に音読される通知がなされることを規定する（第23条⁸⁰⁾。その後、県長官は、すべての申立てについて

78) 1802年11月3日のアレテは、7人のメンバーからなる委員会を創設するという簡単な内容（全3条、https://cadastre.pagesperso-orange.fr/Fichiers/arr_30061802.pdf）であるが、この委員会による決定が、耕作・利用単位の地籍の創設を開始した。これは、筆単位の地籍整備に費用がかかり、また、人員が必要なことを意識したものであった。ここでは、行政は耕作・利用単位の調査を行い、その中の個々の筆の帰属は所有者の申告による方式が採用されていた（Clergeot, op. cit.(note 1), 2009, p.52)。

79) Clergeot, op. cit.(note 1), 2007, p. 56.

80) <http://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/1807/09/15/n1/jo>

裁決をする(26条)。治安判事の管轄区域のすべての市町村について地籍整備が終了すると、各市町村から一人の所有者が選ばれ、会議体を構成し、地籍の土地評価について評議をする(28, 29条)。多数決で採択された場合、「非建築地の地籍帳簿に記載された土地所有者は、それを上回る課税をされることがない」。なお、非常災害等の場合には、不動産税の減免がある(37条)。

d.筆単位地籍整備の決定

筆単位の地籍整備のあり方を明確に定めたのは、1807年11月7日及び17日に開催された地籍実務者を中心にした会議であった。この会議において、地籍整備について、三つの立場が存在した。一つは、科学的方法を重視するものであり、まず、大三角網をつくり、そこから、市町村、セクション、さらには筆の地図に至るといふものである。もう一つは、セクションを出発点とするものであった。セクション測量をまず行い、それを組み合わせて、市町村の地図を作製するものである。第三は、まず、市町村単位で三角測量を行い、市町村の境界、道路、河川等の地図を作製し、筆の測量を行うものであった。この仕組みの利点は、優秀な測量士に、市町村単位等の測量を委ね、それほど技術の高くない測量士に筆単位の測量を委ねることができることにあった。この最後の方式が採用された。

(ウ) ナポレオン

a.ナポレオンの地籍制度論

地籍に関する文献は、ナポレオン(Napoléon Bonaparte)が1807年に財務大臣ゴダンに送ったとされる次の言葉を引用する。これは、地籍と民法典とのつながりを語る。「中途半端な仕事は、時間と資金の浪費にしかならない。困難から脱出する唯一の方法は、実際に、土地全部の調査を、帝国の総ての市町村について行うことであり、その際に各土地の筆について測量を行うことである。よい地籍は、わが民法典の仕上げ材となるであろう(Un bon cadastre sera le complément de mon code)。特に土地について民法典を補完する。必要なことは、地図が正確であり、また入念に作製されたものであることである。この結果、各土地の境界を定めることができ、境界訴訟を予防できる」⁸¹⁾。

筆単位の地籍整備には、相当の費用が必要である。ナポレオンが、詳細な知

識を得ていたかは疑問であるが、ゴダン達との相談の後に、この大事業の推進を最終的に決定したから、ナポレオンもフランス地籍制度において重要な役割を果たしたと考えられる。

b. 軍事的成功と地籍予算

ナポレオンは、ゴダンの提案に基づき、地籍整備費用の全額国庫支弁を1808年に決定した⁸²⁾。この当時、フランスの財政状況には余裕があった。ナポレオンは、1806年10月のイエナ・アウエルシュタットの戦いでプロイセンを破り、11月にベルリンで大陸封鎖令を出し、1807年6月にフリートラントの戦いでロシアを破り、講和条約としてプロイセン及びロシアとの間でティルジット条約(1807年7月)を締結した。その後は、平和が続くことが予想されていた。

この当時、ゴダンは、人員の手当が問題であるが、費用負担は問題でなく、1815年には全フランスについて、筆単位地籍整備が完成すると考えていた。もともと、実際には、ナポレオンの軍事的平和は、長く続かず、1808年には、スペイン戦争が始まり、地籍整備予算も厳しくなっていた。

c. 参謀本部地図支援

ナポレオンの地図に関する功績は、もう一つある。それは、最終的には、1880年に完成する参謀本部地図(Carte d'Etat-Majeur)計画への支援である。参謀本部地図は、高さを含めた3次元でのフランス国土のあり方の把握を目指すものであり、そこには、河川、道路等も網羅されていた。この地図の必要性は、軍事的観点からも要請されていた。

ウ ナポレオン帝政崩壊後のナポレオン地籍

(ア) 地籍をめぐる論争と1821年法

ナポレオン地籍の整備は、ナポレオン帝政崩壊後、どうであったか?この点について、ナデイヌ・ヴィヴィエ⁸³⁾が詳細な研究である「1814-1870:地籍を定

81) Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 21 ; Maurin, op. cit.(note 1), 1992, p.35.この言葉は、多くの文献が引用している。

82) Clergeot, op. cit.(note 1), 2009, p.53.

83) Nadine Vivier. « 1814-1870, les débats pour définir le cadastre ». in, Clergeot, op. cit.(note 1), Cent, 2007 ; Nadine Vivier. « Les débats sur la finalité du cadastre », in,

義するための論争」(2007年)論文及び「地籍の目的に関する論争：1814-1870」(2008年)を発表している(両者には重複する部分が多い)。それによれば、そもそも、ナポレオン帝政崩壊後の復古王政期においては、ナポレオン時代の制度の見直しの動きがあり、地籍整備もその例外ではなかった。もっとも、1807年から1815年まで(1814、1815年は地籍整備停止)で9886の市町村で地籍整備に着手済みであったことは(フランスの市町村数は約36000)、地籍整備推進派に有力な根拠となった。また、筆単位地籍整備について、不動産税の公正な課税に不可欠であることが指摘され、当時の選挙制度において選挙人資格に納税要件があったこともこれに関連した。これに対して、復古派は、国家職員による測量よりも、申告制度が望ましい等と反対を行い、こうした動きもあり、1821年7月31日法20条は、地籍の目的について、一定の修正を行った。それは、「1822年7月31日以降、地籍の作業は、個人間の税負担配分を目的とするものであり、各県の内部でのみ行われる。」と定めた。地籍総覧の当初では、個人間のみならず、広く、県単位の課税の不平等是正を目的としていたが、これ以降は、地籍の目的は、より小さな範囲の課税の不平等是正になった。

また、1821年10月の政府指令は、第一級測量士を、主任測量士に置き換え、それを県長官が選任し、主任測量士が、自ら選択した協力者を選び、その仕事を監督するとした。この結果、かつての第一級測量士は、遠ざけられ、質と給与の低い者にとって代わられた。また、土地評価も、納税者主導に変えられた⁸⁴⁾。もっとも、逆に、1827年3月15日指令は、中央機関を復活させ、三角測量を特別の測量士に委ねる等、地籍制度の充実への変化もあった。

(イ) 地籍整備状況と問題点

地籍整備自体は、1821年法以降は、ペースを増して進捗した。とりわけ1826年から1840年の15年間において、21600の市町村において、地籍整備され、7300万筆の調査が行われた⁸⁵⁾。この結果、1850年頃には、フランス全体の地籍

Bourillon, op. cit. (note 1), 2008.

84) Vivier, op. cit. (note 83), in, Brouillon, p.196.

85) Herbin, op. cit. (note 1), 1953, p.24.

整備が完了した。

このころに、問題になったのが、当初整備された地籍図に、その後の、土地の変動の結果が反映されないことである。この点について、Herbinは、次のように述べている。

「その当時の事業としては、目覚ましいほどの成功を収めた1807年筆単位地籍——現在、《旧地籍》とも呼ばれるもの——は、しかし、根本的な問題点を有していた。それは、地図不動性 (immuabilité du plan) である。所有者にせよ、また、筆にせよ、毎年の変更が記録されるのは、地籍課税台帳だけであった。地図は、維持管理されることがなかった。

地図と現状の乖離は、当初は、重大な問題ではなかった。というのも、ナポレオン地籍創設当初においては、土地所有権の変化は、極めてゆったりしたリズムでしか起こらなかった。しかし、すぐに、農村経済の発展、道路網の発達等が、筆の状況を急速かつ根本的に変化させた。その結果、地図の価値が、年々減価していくことになった。⁸⁶⁾」

19世紀フランスでは、ドイツの地籍のような境界紛争にも意義を果たす、「ドイツ式土地登記簿 (livre foncier)⁸⁷⁾」を創設すべきかどうか、その後、長期にわたる議論の対象となっていく。

86) Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 24.

87) 本稿が、livre foncierにドイツ式の語を付け加えたのは、議会外・地籍委員会の法律小委員会の冒頭で、ピュフノワール (Claude Bufnoir, パリ大学法学部教授) が、「ここで問題になっていることは、フランスにおいて、公示と法の効力においてドイツで行われている方式、livre foncierを導入するかということである。」と述べたことに基づく (Commission, op. cit.(note 28), Fasc. 1, p.197)。

現在でも、「フランス法の方式は、ドイツ式土地登記簿とは異なる (Le régime français n'est pas celui du Livre foncier.)。フランス法は、権利の第三者対抗の問題に限定している。抵当権保存所のような行政機関は、もちろん、所有権の性質を変更できないのであり、所有権は、司法裁判所判事の保護に委ねられる。」(Hugues Périnet-Marquet, « Biens - Droit des biens - Chronique », La Semaine Juridique Notariale et Immobilière n° 39, 27 septembre 2019, 1280, n°2) との指摘がある。もっとも、livre foncierのあり方は多様である (Roland Tendler, « La publicité foncière française face à l'harmonisation européenne », La Semaine Juridique Edition

「ドイツ式土地登記簿 (livre foncier)」には、種々のニュアンスがあるが、第一に、筆を単位とした物的帳簿であること、第二に、単なる対抗要件ではなく、不動産所有権移転等の有効要件であること、第三に、それが境界紛争解決にも有効であること等を指摘しうる。星野英一は、この当時のlivre foncierについて、「不動産登記簿」の訳語を与え、「台帳委員会 (commission extraparlamentaire du cadastre)」(本稿の訳は、「議会外・地籍委員会」⁸⁸⁾)が、1905年に「土地登記簿に関する法律予備草案 (Avant-Projet sur l'institution du livres fonciers)」を提出した、「委員会の提案でもっとも重要な点は、不動産登記簿 (livre foncier) 制度を採用するとしたことである。……反対説もなかったわけではない。フランスには1億5千万もの筆があるので、一筆ごとの登記簿を作成するのが不可能なことがあげられた。……結局登記簿制度を採用することを決定した。」と述べている⁸⁹⁾。なお、この予備草案は実質的に議会によって無視された。

Générale n° 51, 18 décembre 1991, doctr. 3544)。現在の、アルザス・モーゼルの土地公示制度は、livre foncierであるが、「[アルザスAlsaceとモーゼルMoselleの両県の]土地登記簿◇ドイツ法の影響を受けた登記簿制度であるが、公示の効果はフランス一般法に近く、公示は権利の効力要件ではないが、権利の推定力と第三者に対する対抗性を認められている」(山口俊夫『フランス法辞典』東大出版会、2002年) 344頁)とされ、物的帳簿ではあるが、第三者対抗要件にとどまり、日本法に近い。

88) 議会外・地籍委員会の冒頭において、当時の財務省直税局長は、livre foncierといっても、いろいろな意義があるが、驚くことはないと述べつつ、「ここで創設しようとするlivre foncierは、わが国においても、原初の形態ではあるが、存在している。それは、我々の地籍書類の中にあるセクション明細表 (état de section) である。この帳簿は、各市町村のセクションごとに設けられており、そこでは、筆は、その筆番号順に記載され、そして、その所有者を記録している。これが、livre foncierの芽となるものである。というのも、この帳簿は、不動産を、個別的に記載し、その物理的特性を明らかにし、その土地において存在するような形で、順番に記載されている。これに対して、現在の地籍課税台帳は、人名をアルファベット順に記載している。」(Commission, op. cit.(note 28), Fasc. 1, p.37) と発言した。

89) 星野英一「フランスにおける不動産物権公示制度の沿革の概観」同『民法論集第2巻』(有斐閣、1970年) 32-33頁。

2 地籍総覧における地籍の目的・組織

(1) 地籍総覧の特徴・序文・地籍の原理

ア 地籍総覧の特徴

ナポレオン地籍の理解には、地籍総覧の内容把握が欠かせない。フランスの地籍研究の第一人者であるクレルジェオは、同書を題名とする論文で、その重要性について、次のように述べた。

「1811年に、財務大臣として地籍の責任者であったゴダン (Gaudin) 編集の、『地籍法令体系総覧』が出版された。同書は、5巻からなる『地籍指令集』——地籍局長であったJ-B. Oyonの編集により、1804年以来出版されて来た法令集——を体系的に編集し、1冊にまとめた。

地籍総覧は、フランス革命以来の地籍整備事業の経験に基づいていた。同時に、フランス地籍整備と地籍行政の歴史における転換点になった。ゴダンが、同書で明確に述べているように、同書の理念は、フランス全土とフランス帝国における10年にわたる試行錯誤の成果として、単に税制上の道具としてのみならず、税における公正のための道具として、地籍を位置づけることである。税における公正は、1790年9月16日の憲法制定国民会議の議決でもあった。ゴダンは、更に、規律ある行政機構の確立を目指していた。地籍行政機構は、効率的・厳正なものでなければならない。そうでなくては、フランス全土の地籍整備という大事業実現は不可能だからである。

地籍総覧は、その後、新法令の追加による改訂を受けながら、19世紀を通じて利用され、現在でも時により参照される。また、その一部抜粋が、数多く出版された。その翻訳が数多くの言語でなされ、参照された。地籍総覧は、フランス地籍制度の精神と内容を理解するために、不可欠の書である⁹⁰⁾。」

90) 著名な歴史学者であるマルク・ブロックもその論文「筆地図 (Les Plans Parcellaires)」を地籍総覧の引用で開始している (Marc Bloch, "Les plans parcellaires," Annales d'histoire économique et soc. (1929), p.60, https://cadastre.pagesperso-orange.fr/Fichiers/bloch_plans_parcellaires_1929.pdf)。



図9 地籍総覧の表紙

ナポレオン地籍整備の具体的あり方を理解するには、地籍総覧の詳細な検討が必要である⁹¹⁾。例えば、各市町村は、セクションに区分されたが、セクションA, B, C等の順序付けは、北にあるものをセクションAとして、時計周りに付けていった。これは、地籍総覧108号の記述によって、根拠を知りうる。地籍総覧は、ベルギーやオランダの地籍整備でも基本的なマニュアルとしての役割を果たしている⁹²⁾。地籍総覧は、文書部分と書式(modèles)部分の2冊からなるが、本稿は、文書部分を主に検

討し、必要な場合に、書式部分についても論ずる。

地籍総覧(文書部分)の目次は、次のとおりである。同書は、一種の法令集であり、各パラグラフには見出しとともに、連続番号が付されている。例えば、「第2章組織 県長官 25 地籍は、各県において、県長官の指示のもとに整備される。」である。以下、この連続番号を「号」として、引用する。

序文(Introduction)	1号からXIX号(全19号)
第1章 地籍の原理(Principes du cadastre)	1号から24号(全24号)
第2章 組織(Organisation)	25号から46号(全22号)
第3章 地籍整備準備 (Dispositions préliminaires)	47号から63号(全17号)
第4章 測量(Arpentage)	64号から316号(全253号)
第5章 評価原理 (Principes des Évaluations)	317号から410号(全94号)

91) 無論、地籍総覧にも一定の限界がある。というのも、地籍総覧の定めにも関わらず、遵守されていなかった例がある。また、地籍総覧とは異なる制度が後に定められたことがある。

92) Ronsjin, op. cit.(note 14), p.171.

第6章 鑑定評価 (Expertise)	411号から683号 (全273号)
第7章 所有者連絡 (Communication aux Propriétaires.)	684号から755号 (全72号)
第8章 小郡集会 (Assemblée Cantonale)	756号から797号 (全42号)
第9章 集計表と課税帳簿 (Matrices et Rôles)	798号から841号 (全44号)
第10章 変動 (Mutations)	842号から900号 (全59号)
第11章 課税土地の変化 (Changement dans la Consistance des Terrains Imposables)	901号から931号 (全31号)
第12章 支出と会計 (Dépenses et Comptabilité.)	932号から1048号 (全127号)
第13章 通信 (Correspondance)	1049号から1086号 (全37号)
第14章 監査 (Inspection générale)	1087号から1106号 (全20号)
第15章 要約 (Résumé)	1107号から1144号 (全38号)

以上のように、地籍総覧の中心は、第4章測量と第6章評価にあり、いずれについても、200号を超える記述がある。地籍総覧は、組織と運営も重視し、支出と会計の章は、100号を超える。変動、所有者との連絡も重要事項であった。

以下、各章の概要を論ずる。

イ 地籍総覧の序文

序文は、19のパラグラフが構成する。各パラグラフには、ローマ数字の号が付されている。注目すべきI号は、次のように述べる。

「全ての国民は、その政府を創設した後は、直ちに、自らの個別の収入で国の一般的支出のために貢献を果たすことが必要なことを認識した。

もっとも簡単で、また、実際、最初に現れた方式は、国が、国民に対して、それが有する土地の産出物の一部を請求するものである。この場合、請求される部分は、最初は産出物の現物そのものであったが、後には、金銭になり、それは、土地の価値を代表するものとなった。

ひとたび、土地からの収入に対する税が確立されると、次に求められたのは、平等である。

それゆえに、土地の面積を確証し、続けてその収入を評価することが必要になる。

地籍は、この二つの作業から構成される。」

以上のように、Ⅰ号は、地籍について、その目的は、不動産税の公平課税にあること、その重点は、土地の面積測量と土地の経済的価値の評価であることを指摘している。Ⅱ号以下は、これまで試みられた地籍の歴史をたどる。

旧制度においても、地籍の有効性が認められてきたし、断片的な試みがあったが、確固とした政府が存在しなかったため、地籍整備は完了しなかった(Ⅱ号)。フランス革命後の不動産税の創設は、重要であり、そこで、納税者間の平等も重要な目標となった。県相互間、市町村相互間、納税者間の不平等の克服が目指された(Ⅴ号)。1802年には、ナポレオン治世下で、地籍編製の試みがなされたが、それは、フランス全土のうちの1800の市町村に限っていたし、また、筆単位の測量ではなく、耕作・利用単位の地籍(cadastre par masses de cultures⁹³⁾)作製であり、更に、所有者申告に基づき作製された(Ⅷ号)。この作業は、1804年に一応の終了を見たが、問題も明らかになった。耕作・利用単位の地籍整備では、市町村相互間や県相互間の課税の不均衡を防止できるが、個々の所有者相互間の課税の不平等——これが最も重要な点である——を防止できないことである(Ⅻ号)。また、所有者の申告は、面積の申告にとどまっていたが、その場合でも、実際的面積に比べ小さな面積の申告がしばしばであった(XⅤ号)⁹⁴⁾。もともと、この耕作・利用単位地籍整

93) Cultureを文字通り訳すと、耕作になるが、実質を考え、「耕作・利用」と訳した。なお、1955年4月30日の「地籍の修正と維持管理に関する1955年1月4日デクレ」4条の佐藤義一訳は「キャグストルの一筆地は、同一の作目même nature de cultureを示し、あるいは同一の用途même affectationを示す、すべての土地の面積により構成され、かつ同一の筆群meme ilot de propriété内に位置する。」としている(登記研究756号(2011年)117頁)。地籍総覧のcultureは、1955年デクレの「作目culture」、「用途affectation」の二つの意味を包含していたと考えられる。

94) 日本の「縄伸び」に似た現象である。

備でも、従来に比べて、土地所有者相互間の不平等は軽減された。というのも、従来は、一つの村に、一方では、収入の2分の1、3分の1や4分の1の納税を行う所有者、他方では、20分の1、40分の1、100分の1の納税を行う所有者がいたところ、耕作・利用単位地籍整備事業の後には、多くの場合、「8分の1、9分の1又は10分の1の統一的な割合」の課税が行われることになった（XVI号）⁹⁵⁾。

以上の結果を受けて、財務省は、1807年の終わりに、税務担当者と測量担当者の合同会合を開いた。そして、筆単位の地籍整備を決定し、ナポレオン皇帝の裁可を得た（XVIII号）。今後なされるべき作業は膨大である。特に、筆単位の測量がなされるとなれば、1億の筆（cent millions de parcelle）についてこれを行い、地図を作製することになる。とはいえ、本書出版当時すでに3年の経験が存在し、それは、筆単位地籍整備が有益であり、また、可能であることを、疑問の余地なく、示している（XIX号）（各号の内容要約である。以下も同じ）。

地籍総覧は、以上のように、地籍の目的を不動産税の公平な課税であるとしている。地籍の目的として、不動産税公平課税という税法上の目的と、境界紛争防止という民事法的な目的が指摘される場合があるが、地籍総覧の序文は、税法上の目的のみに触れている。地籍総覧は、末尾で、地籍整備の有用性として、境界紛争の防止も指摘しているが（1143号）、しかし、それは重要なものではなかった。

なお、不動産税がこの当時非常に重要であったことについて、次の指摘がある。《フランス革命の理想は、租税法にも貫徹した。全ての国民についての平等が重要であるから、国の支出についても、国民自らの収入と財産に応じて負担をしなければならない。また、当時有力であった重農主義的思想の影響のため、土地が全ての富の源泉とされ、その結果、1790年には、平等を理念とする

95) もしも、これが標準的な課税の割合であるとする、日本の場合には、理屈の上では、耕作収入の4分の1程度が地租になっていたから（関順也「地租改正における地価算定法の形成過程—地価取調規則の評価について」経済論叢（京都大学）99巻1号（1967年）113頁）、フランスの方が地租負担は割合上では軽かったことになる。

不動産税創設が宣言された。なお、不動産税は、国の収入の唯一でないにしても、最も重要な源泉とされた。この時に制定された多くの税は、定率税 (impôt de quotité) であった。しかし、当時の法律は、不動産税を、例外的に、配賦税 (impôt de répartition) として規定した。すなわち、国は、毎年、必要な税収額を予め定め、それを県、市町村、そして個人に税として課税する方式であった。配賦を公平に行うために、国は、土地とその収入を正確に把握する必要があった⁹⁶⁾》。

ウ 地籍の原理 (地籍総覧第1章)

地籍総覧は、地籍の原理について、次のように述べる。

直接税は、配賦税 (impôt de répartition) と定率税 (impôt de quotité⁹⁷⁾) に分類される (1号)。配賦税とは、最初に、徴収すべき税の総額を決定し、それを県単位、市町村単位、納税者単位に配賦・配分していく税である (2号)。定率税は、各納税者の税負担が事前に一定の割合で定められている税であり、その総額が税の総額となる (3号)。配賦税では、税率は固定されていないのに対し、定率税では税率が固定されている。配賦税では、納税者相互間に一種の連帯責任の状態が生ずる (課税総額が上昇すれば個々の納税者の負担額が上昇する……小柳注) のに対して、定率税はそうでない (5, 6号)。

現在の不動産税は、配賦税であり、県単位、郡単位、市町村単位に税負担の配賦が行われ、その後、各納税者に負担が課せられる (8号)。この場合、立法者が、各県の担税力について誤った見込みを持つと、県単位で税負担の不平等が起きる。また、過誤は、納税者相互の負担においても生じうるのであり、現にこの点について各単位で批判がある (10号)。配賦税は、必要となる税の総額を確保できる利点があるが (11号)、納税者の不平等のもとになっている (12号)。

96) Ronsjin, op. cit. (note 42), p.170. これは、フランス地籍についての記述である。当時フランス領であったベルギーにも適用された。

97) 中里実「フランス企業課税における課税所得算定の法的構造」一橋大学研究年報法学研究15号 (1985年) 133頁注38。

これに対して、地籍整備が完了すれば、フランス全土の生産力を把握でき、政府は、税率を事前に定めることができる。こうして配賦税でない方式が採用可能になる(14号)。各納税者は、地籍評価額(allivrement cadastral「地籍により定められた・課税純収入額」)を得ることになる(16号)。この評価額は、固定され、その後実収入が増加しても、増額しない(17号)⁹⁸⁾。

建物付き土地の場合には、地籍評価額(allivrement)固定の原則は、適用しない(18号)。例えば、建物を除却した場合には、地籍評価額は減額されるし、建物を増築すれば地籍評価額は増額される。建物付き土地と建物なし土地とは、扱いを異にする。建物付き不動産税は、依然として、配賦税であり続ける(21号)。この場合の建物には、風車、工場、作業場その他も含まれる(22号)⁹⁹⁾。

以上のように、当時の税制とりわけ配賦税としての不動産税は、地籍について重要である。

第一に、地籍整備は、非建築地(農地、林地等)不動産税を定率税とすることを目的とした。これは、農業生産力向上の動機ともされた。

第二に、非建築地地籍について、評価額固定原則は、後年の地籍に関する立法とりわけ1850年法が必要な理由になった。市町村は、非建築地について、評価額固定のため、税収を増やすことが困難であった。いくつかの市町村は、独自に地籍再調査を行って、評価額引上げ及び税収増大を意図した。しかし、そ

98) 地籍総覧末尾の1140号は、地籍整備の効用として、《地籍評価額の固定性が、農業の進歩に有益である、というのも、土地所有者は、その土地の生産力を増す改良を施しても、税負担の上昇を心配する必要がなく、土地改良へのインセンティブになるからである》と述べる。

99) Virginie Capizzi, « Le cadastre « à la traîne » ? Valeur fiscale et marchande des biens à Gentilly, commune de banlieue parisienne en croissance à l'ombre des fortifs (1836-1865) », in, Brouillon, op. cit.(note 14), p. 212 は、地籍総覧のこの評価固定制に言及した後、建物付き土地は、これが適用されず、ほぼ、10年毎に再評価があったと指摘する。

れは、1848年の国務院判決によって、違法とされた。

国務院1848年3月15日判決(Conseil d'état, 15 mai 1848 ; Lebon, 1848.288, S. 1848.2.571)は、コト・ドール県セシ・シュル・ティユ(Cessey-sur-Tille)村の1845年の地籍評価額再評価を問題にした。村の行った再評価について、対象不動産(非建築地)所有者が、県参事会に不服申立てをし、《1807年9月15日法は評価額固定の原則を採用しているから、再評価は違法である》との理由で、再評価前の評価に戻すように求めた。県参事会は、この不服申立てを正当と認め、1807年法の評価固定原則を根拠に、村の行った再評価を違法とした。これに対して、財務大臣は、県参事会の決定について国務院で争った。国務院は、1807年9月15日法が、評価の固定制(fixité de ces évaluations)を規定したこと、「その後のいかなる法律も、この原則を廃止していないこと」を理由に、「従前の評価額に戻す」県参事会の決定が正しいと判示した。この結果、何らかの形で、1807年9月15日法の修正が必要になり、1850年法が成立した。

1850年法は、1851年のための予算法律であり、地籍関連規定は、第7条のみであった。7条は、「少なくとも、30年前に地籍整備が行われたすべての市町村では、その市町村参次会の請求に基づき、また、県の参次会の意見を聴いて、地籍の見直し(revision)と修正(renouvellement)を行うことができるが、その費用は、市町村の負担においてなされる。県の資金に基づき、地籍の評価額の見直しがなされたすべての市町村においては、地籍作業は、県参次会の請求に基づき、県長官のアレテにより、合法化される。」と規定し、評価額固定制の例外を設けた¹⁰⁰⁾。

(2) 地籍整備の組織・予算

ア 組織(地籍総覧第2章)

地籍総覧第2章組織は、次のように述べる。

「地籍は、各県において、県長官の指示のもとに整備される。」(25号)。

100) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil d'Etat, année 1850, p.390.

県の税務局長は、地籍整備及びその担当職員を指示、監督する(26号)。測量等は、各県において、検査技師(ingénieur vérificateur)である主席測量士(géomètre en chef)に、また、第一級及び第二級測量士に委ねられる。評価は、県長官の任ずる専門家及び直税部局職員に委ねられる(27号)。検査技師は、財務大臣により任命され、担当県の県庁所在地に居住しなければならない、他の職業を兼ねることができない(28号)。検査技師は、地籍に関する全ての事務を担当し(29号)、部下の測量士に由来する測量の誤り等について責任を負う(誤りを犯した部下への求償は可能、30号)。検査技師は、2か月を超えて不在の場合には、それに対応する期間についての報酬を得ることができない(32号)。

第一級測量士は、検査技師の試験によりその能力の適性を示す。第一級測量士は、検査技師の提案に基づき、県長官によって任命される。その任務は、市町村の区画区分、セクションの区画区分、三角測量、所有者の認定、筆地図作製、集合図作製、所有者と所有地のセクション詳細表(tableau indicatif)の作製である(35号)。その数は、県において、通常、12を超えず、また、5を下回らない(36号)。その職務は自ら勤めなければならない、また、他の職業、商業等を兼ねることができない(37号)。その任地を離れるには、検査技師と税務局長の承認が必要である(40号)。検査技師は、その解任を提案でき、解任は、県長官によりなされる(41号)。

第二級測量士は、その測量に際して、補助者依頼が可能であるが、責任を負う(44号)。

イ 地籍組織の特徴

フランスの地籍整備は、専門家としての公務員による測量によった。日本の地租改正における地籍測量が民間技師と所有者の申告によったのと異なる。

(ア) 検査技師

どのような人物が、検査技師や測量士になったのか?この点について、ノール(Nord)県の例を明らかにした研究がある。

検査技師(ingénieur vérificateur)は、各県の地籍技術者の頂点に立つ。最

近のドウ・オリヴィラ論文は、「その職名は、土木技師・鉱山技師 (ingénieur des Ponts et Chaussées ou des Mines)¹⁰¹⁾ を想起させるものであり、一般的に見れば、国の最高土木技官であり、そのいくつかのポストはエコール・ポリテクニク (école polytechnique) 卒業生によって占められた。その報酬は、年に3500から4000フランであり、その点でも土木技師・鉱山技師職に匹敵した。」¹⁰²⁾と指摘する。検査技師は、大臣任命職であり、相当の高位の職務であった。その職名は、格の高さを感じさせる。

フランス旧体制においても、1747年に創設された国立土木学校 (L'École des Ponts ParisTech¹⁰³⁾) を代表とする技術系高等教育機関が高級エンジニアの養

-
- 101) 明治初年に、フランス測量技術を日本に伝えたジュールダン (Claude Jourdan) は、エコール・ポリテクニクを卒業し、その後、砲工科応用学校に学び、1867年には徳川幕府への軍事顧問団、1872年には明治政府の軍事顧問として働き、最終的には、工兵少将として退役した (細井・前掲注 (20) 書17頁)。
- 102) Matthieu de Oliveira, « Un nouveau corps de fonctionnaires techniciens : les ingénieurs et géomètres du Cadastre 1800-1830 », in, Brouillon, op. cit. (note 1), 2008, p.182.現在でも、国立理工科学校 (エコール・ポリテクニク) は、フランスの理工系を代表する名門であるが、その最優秀卒業生が、更に、鉱山学校で学び、鉱山技師団の一員となる。また、次に優秀な卒業生が、土木学校で学び、土木技師団の一員となるとされる (田中文憲「フランスにおけるエリート主義」奈良大学紀要35号 (2007年) 17頁, http://repo.nara-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php/AN00181569-20070300-1002.pdf?file_id=1476)。
- 103) 川崎秀明「グランゼコールと国立土木学校 (略称ENPC)」 (http://www.pwrc.or.jp/yougo_g/pdf_g/y0902-P059-059.pdf) は、次のように指摘する。「フランスの土木技師団 (Corps des Ponts et Chaussées) は、高い倫理と技術力を持った公共事業を統括的に管理する組織としてルイ王朝下の1716年に設立された。現在でもグランゼコール準備校3年→理工科学校3年→Corps：高級官吏要員→ENPC：国立土木学校2年 (卒業時は早くも26歳) が、土木技師団の高級エンジニアへの道である。土木技師団のフランス語 (コール・デ・ボンゼジョセ) の直訳は「橋梁と道路の集団」と設立時の背景を反映し限定的だが、道路、河川、鉄道、下水道、上水道、都市計画、ダム、港湾、空港、公共建築等の公共事業全般を担ってきた。……一つの組織からのこれだけの人物輩出は驚愕であるが、政治体制が何度も覆った19世紀フランスに

成を行っていた。また、ナポレオンは、1794年に創設された土木関係の高等教育機関を、1805年にエコール・ポリテクニクとして、軍附属機関とした。これらの卒業生は、測量関連の高位ポストを占めたが、地籍とも関連していく。

検査技師の報酬は、固定報酬と歩合報酬の組合せであった。固定報酬は、県の等級により異なるが、年3000から4000フランであり（地籍総覧945号）、歩合報酬は、その作業に応じ、筆検査に6サンチーム、面積計算に12サンチーム等となっていた（同947号）。

ノール県は、現在でも人口200万人を超えるフランス最大級の県であり、19世紀には繊維産業、石炭産業等で繁栄した。ノール県では、ロバン（Robin）が1804年から1824年まで検査技師であった。1824年の退職は、その視力の衰えによった¹⁰⁴⁾。検査技師となったロバンは、森林局出身の実務家であった。

（イ）第一級測量士

第一級測量技師の報酬は、県長官の提案を元に、財務大臣が決定するが、標準的には、基本給と歩合給からなり、ドゥ・オリヴィラは、基本給が1800フラン程度であったと指摘している¹⁰⁵⁾。歩合給は、1アールごとに1フラン、また、筆ごとに25サンチームであった（地籍総覧932号）。

ドゥ・オリヴィラは、ノール県の第一級測量士の実像も明らかにし、「ノール県では、陸軍砲兵学校（l'école d'artillerie、リルから30キロほど離れたドゥエDouaiに所在）の数学教授であったルイ・ロー（Louis Raux）は、1804年に、有期の任務として、「理論・実務地理学」の講義を担当し、地籍技術者の養成にあたった。20人ほどの学生の中に、フィロゴヌ・バルボタン（Philogone Barbotin）がいた。バルボタンは、18歳で、その父もまたノール県で測量を業

において、土木技師団は安定した行政・研究組織として全国からトップレベルの優秀な人材を集めていた。テクノクラートの最初である。」

104) Matthieu de Oliveira, « Le cadastre du Nord, entre ambitions nationales et mise en œuvre locale (premier XIXe siècle) », *Revue du Nord*, n° 396, 2012, p. 573 <https://www.cairn.info/revue-du-nord-2012-3-page-561.htm>

105) de Oliveira, op. cit. (note 102), p.176. 旧体制下でも、私的測量士（arpenteur privé）が存在し、これらが、国有財産の測量等を行っていた。

としていた¹⁰⁶⁾。』と述べる。

ドゥ・オリヴィラによれば、地籍教育は、革命精神に忠実なものであり、8週間に及び、座学と実習の両者を兼ねるものであった。なお、ロー教授は、地籍地図の検査の仕事も委ねられた。というのも、ノール県の直接税局長、検査官は、地籍の業務を監督すべきであるが、しかし、地理学(実際には測量学……小柳注)の知識を有していなかったからである。なお、検査技師のロバンと検査担当のローの間は、地籍測量の正確度をめぐり、緊張関係にあったようである。

バルボタンは、教育終了後、県の中心都市リル(Lille)の地籍測量に参画した。1807年には、一級測量士となり、リル周辺の地籍整備を担当した。1817年には、公道の官民境界管理が問題になった。ロバンは、この仕事も引き受け、自分の影響下にあった地籍測量士にも参画を要請した。バルボタンは、トゥルコアン(Tourcoing)町の官民境界測量について、当初は、1000フランを要求したが、結局、800フランで請け負った。地籍業務では、バルボタンは、1817年に県の市町村境界測量担当官となった。これは、筆測量に先立って、市町村境界を明らかにする任務を持つ。もっとも、地籍測量については、複数の市町村の測量を同時に行ったことで、行政担当者から批判を受け、1825年に第一級測量士から退き、別の第一級測量士の指揮のもとに、リル、トゥルコアンの地籍整備を担当した。その後、バルボタンは、ルーベ(Roubaix)市¹⁰⁷⁾の官民境界担当者となり、1826年には市の財産管理者(agent voyer)となった。また、

106) Ibid., p.182. また、数学史研究者によるPierre Desjonquères, « Philogone Barbotin (1785-1860), géomètre, arpenteur et agent voyer », 2019, <http://images.math.cnrs.fr/Philogone-Barbotin-1785-1860-geometre-arpenteur-et-agent-voyer.html?lang=fr#partager>も有益である。

107) ルーベは、19世紀においては、「フランスのマンチェスター (Manchester française)」, 「1000の煙突の街 (ville aux mille cheminées)」と呼ばれ、繊維産業を中心に急速に発展した。現在は、繊維産業等の競争力が失われ、失業と中心市街地の空き家等による荒廃が問題になっている (<http://www.geographie.ens.fr/roubaix-ville-ouvriere-hier-et-aujourd-hui?lang=fr>)。バルボタンの市行政関与の時期は、ルーベの成長期であったと考えられる。

1828年に、結婚したが、その時の証人は第二級測量士であったことから、このころには、既に測量の世界での人脈がはっきりしてきたことが分かる。バルボダンの末子も地籍測量を業とした。後に、バルボダン一家は、リル等の建築業者として重要な役割を果たした。

ウ 組織図

後年の地籍組織図は、次のとおりである。

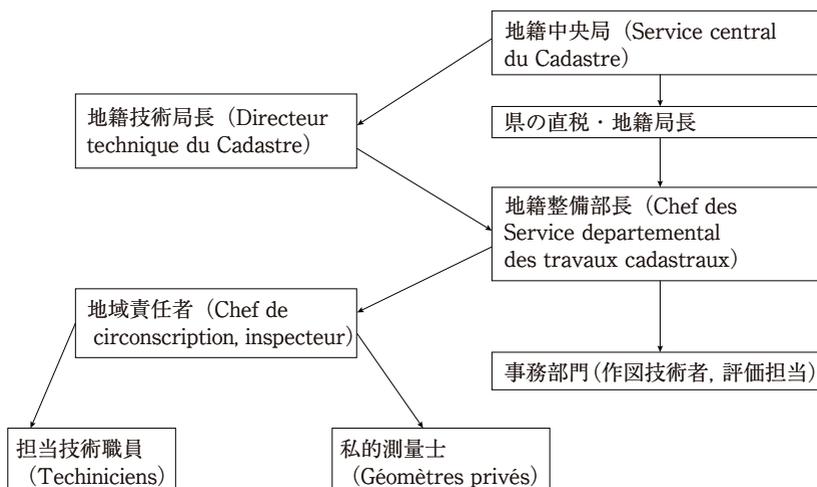


図10 組織図¹⁰⁸⁾

エ 予算等財政措置 (地籍総覧第3章)

地籍総覧第3章地籍整備準備は、地籍に関する費用について、次のように述べる。

地籍整備に関連する費用は、測量費用も含むが、事前に概算計上が可能であり、毎年予算を策定し、財務大臣が前年末に予算を定める(47号)。県の税務局長は、地籍整備を行う市町村を、その前年度に選定する。す

108) Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 57.

なわち、1813年の地籍整備市町村は、1811年10月までに定める(48号)。地籍整備は、市町村内部では、小郡又は治安判事管轄区域単位で進行するから、税務局長は、市町村の小郡についても定め、市町村のなかで残った小郡があるときは、翌年に回す(49号)。地籍整備の効果がフランス全土に広まるようにするため、選定小郡は、各地に散在させる(50号)。地籍整備市町村の選定は、各地散在に配慮した上で、不動産税の台帳の状態が古い等状態が良くないところを選定し、また、市町村や所有者の意向に配慮する(51号)。県の財務局長は、整備市町村のリストを策定し、これを、県長官を通じて、財務大臣に提出し、承認を得る(52号)。整備市町村が選定された後、検査技師は、測量士への報酬等を算定する(54号)。市町村選定及び測量士報酬等が定められた後、県財務局長は、予算案を策定する(55号)。この予算は、財務大臣の承認を受ける(56号)。財務大臣は、予備費を設けておく(57号)。地籍整備が予算以上進捗した市町村は、これを請求しうる(58号)。なお、予算策定に際して、測量と評価の一方だけが進行することがないように注意する(59号)。予算は単年度主義である(61号)。

旧制度において、種々の度量衡があり、全国にわたる地籍整備が困難な要因の一つであった。度量衡についてのメートル法の確立は、全国的地籍整備を可能にするし、「地籍は、メートル法という新しいシステムを全国に広める、少なくとも農村地域に広める機会の一つである」(62号)。

地籍整備には、実質的に4年必要であるとされた¹⁰⁹⁾。1年目は、市町村間境界区分、2年目は、セクション区分、3年目は筆測量及び所有者調査、地図作製、セクション明細表の作製、4年目は、評価の決定、地籍課税台帳作製等に当てられる。

109) de Oliveira, op. cit.(note 102), p.185.

3 地籍測量と測量士（第4章測量第1節測量士の作業）

地籍総覧第4章測量は、測量士の作業（第1節）及び検査技師の作業（第2節）からなる。

地籍総覧は、測量士の作業として、市町村間境界区分、市町村内セクション区分（⇒（1））、使用器具整備（⇒（2））、三角測量（⇒（3））、筆の定義の把握（⇒（4））、一筆地測量（⇒（5））、所有者認定（⇒（6））、明細表作製（⇒（7））、筆地図作製（⇒（8））、集合図作製（⇒（9））と詳細に規定している。

（1）市町村境界区分・市町村内セクション区分

一筆地測量に先行するのが、市町村間境界区分（⇒ア）及び市町村内のセクション区分（⇒イ）である。日本においても、同様に、地押丈量に先立ち、町境界、郡界の確定が行われ、また、「各村内には調査の基礎単位として字（あざ）が新たに設定された」とされるが^{s110)}、それに類したものである。

ア 市町村間境界区分（地籍総覧第4章第1節第1項）

地籍総覧は、一筆地調査に先行すべきものとして、市町村間境界区分について、次のように述べる。

市町村選定は、測量開始年の2年前に完了し、測量開始年の前年に市町村間境界区分を行う。これがないと、測量の困難が増大する（64号）。県長官は、検査技師の提案に基づき、市町村間境界区分を担当する第一級測量士を任命する（65号）。県長官は、市町村のうちで、面積狭小、住民過疎、収入過少等の理由で、合併すべきものがあるときは、測量開始の前年に合併を行う（67号）。県長官は、市町村間の過去の境界争いを調査する（68号）。県長官は、特定の書簡で、地籍整備選定市町村の長に対し、担当測量士を通知し、また、担当測量士が、境界確認のために現地訪問する時期を明ら

110) 鮫島・前掲注(1)14頁。

かにする。県長官の通知には、境界区分調書を添付する(69号)。

市町村間境界区分担当の測量士は、関係市町村長とともに、現地調査を行う。現地調査に応じて、素図(croquis)を作製し、その後、地図(plan)を作製する(71号)。自然境界でかつ不動のものがある場合には、素図にその所有者、土地の状況を記載する(72号)。境界の変動の必要性がある場合、また、異議がある場合、市町村長の発言録を作る(73号)。現況について境界変動を行うことが有益であると市町村長が指摘する場合には、その点を素図に記載する(74号)。市町村長の異議についても、素図上に示し(75号)、市町村長間の協議による解決を試みる(76号)。飛び地については、これを取り囲む市町村に編入し(77号)、他の市町村に細長く侵入している土地についても、併合を行い(78号)、土地を失った市町村に対しては、補償を行う(79号)。県境について、飛び地がある場合には、政府の介入が必要になる(80号)。

市町村間境界調書に、合意がある場合も、また、異議がある場合も、測量士、県税務監督官、市町村長の署名が付される。市町村長が、署名を拒絶した場合には、その旨及び理由が調書に添付される(81号)。

測量士が、ある小郡の全ての市町村について、市町村間境界区分を終了した場合は、調書及び素図を検査技師に送付し、検査技師は、これを県財務局長に送付する(83号)。これは、県長官に送付され、ここで、境界の確定がなされる(84号)。飛び地の件を除いて、境界の変更及び異議の裁断は、皇帝陛下の裁定による(85号)。それゆえ、変動又は異議のある市町村については、県長官は、関係市町村参事会に呼びかけ、この点についての議論をさせる(86)。県副長官(sous-préfet)は、そこで、情報を提供し(87号)、意見を述べる(88号)。県長官は、その報告を内務大臣に提出し、また、財務大臣に提出する(89号)。市町村間境界の変更が他の県に関連する場合には、関連県長官との合意が必要である(90号)。市町村間境界の皇帝陛下の裁定が県長官に届いたときは、県長官は、その写しを県財務局長に手交し、また、検査技師にも伝える(91号)。皇帝陛下の裁定により、市町村間境界区分が確定し、調書は閉鎖される(92号)。検査

技師は、これを点検し(94号)、筆単位測量を行う測量士に引き渡す(95号)。実例として、アンドル・エ・ロワール(Indre-et-Loire)県のアルタヌヌ村(Artannes)では、1819年に地籍測量士、村長、副村長及び現地精通者(indicateur)の4人が¹¹¹⁾、隣接村の村長たち及び現地精通者とともに、市町村間境界区分を行った¹¹¹⁾。この時、隣接のポン・ドウ・ルユアン村(Pont-de-Ruen)との間で争いがあった。調書によれば、隣接村の村長は、現在ある溝が不動のものと考えにくく、むしろ道路を境界とすべきであると主張した。これに対し、アルタヌヌ村の村長は、溝は破壊されないものであり、また、これを認めると、6人の村民が隣接村に帰属することになるが、それは村民の意向に反すること等を主張した。これについて、担当測量士は、隣接村の主張の方が、財務大臣指示に適合的であるが、しかし、現況の境である溝は破壊されないものであり、これを維持するのが適切であるとの意見を出した。1823年の県庁のアレテも、アルタヌヌ村主張の溝を境界とする解決を支持した。

市町村境界の問題は、1807年当時には相当に整理がなされていたという指摘もある¹¹²⁾。

イ セクション区分(第2項筆測量の前作業・第3項市町村のセクション単位への区分)

地籍総覧は、地籍整備担当測量士が、筆測量の前作業を行い、また、市町村のセクション区分を行うことを規定する。

(ア) 筆測量の前作業(第2項)

地籍総覧の筆測量の前作業規定(第2項)は、次のとおりである。

市町村間境界区分のための年の終わり頃に、検査技師は、第一級測量士の市町村担当案を策定し、県長官の承認を得る(97号)。第一級測量士は、同時に複数の市町村を担当しないのを原則とするが、県長官の承

111) L'établissement, op. cit.(note 8), p.12.現在のArtannes-sur-Indre村であり、県庁所在地であるトゥールにほど近い。2020年の人口は約2400人である(<http://www.artannes.fr/fr/edito>)。

112) プロニのもとで、地籍整備が進まなかった理由の一つとして、多くの市町村間境界未確定があった(Clergeot, op. cit. (note 69), p.42)。

認を得れば、隣接市町村の測量も担当できる(98号)。検査技師は、帝室森林局に、担当市町村のリストを提示し(100号)、同リストを公告し、所有者が認識できるようにする(101号)。県長官は、市町村長宛に、地籍の有用性及び市町村長が関与すべき主要作業(105, 164, 166, 206, 301号)を示した書簡を作成し、第一級測量士が、市町村長にこれを手交する(102号)。第一級測量士は、担当市町村に到着すると直ちに、市町村長が従来使用していた度量衡とメートル法との関連を調査し、検査技師に結果を送付する(103号)。第一級測量士は、毎月、その作業の状況について報告を行う(104号)。

(イ) 市町村のセクション単位への区分(第3項)

地籍総覧の市町村内セクション区分規定は、次のとおりである。

市町村内部のセクションへの区分は、所有権にも、市町村の領域にも関わらないものであり、測量士は、市町村長の意見を聴いて、その便宜に従い、これを行うが、自然境界を重視すべきである(105号)。セクションの数は、少なくとも3、多くとも8を原則とする(106号)。セクションには、アルファベットのAから順に名前をつけるが(例として、section A, section B……小柳注)、市町村において使われていた地名を参考に、市町村長との協議に基づき、地名をつけ、土地所有者の検索の便利を図る(107号)。アルファベットの順序は、北をAからはじめ、ついで東に、更に、南、そして最後に西と進む(北を上とする地図で、時計回りにセクションA、セクションB、セクションCと付けていく……小柳注)、その後、渦巻状に中に入る(108号)。担当測量士は、セクション分割調書を作成し、市町村長の署名を得て、検査技師に送付する(109号)。



図11 セクション集合図

実例(図11)として、セヌ・サン・ドニ(Seine-Saint-Denis)県ドランシ(Drancy)村のセクション集合図(Tableau d'assemblage)がある。セクションAは北に位置し、東がBとなり、時計回りにセクションのアルファベット付番がなされた¹¹³⁾。

以上のように、筆単位の測量は、市町村単位⇒セクション単位⇒一筆単位で行われた。これは、正しい測量順序であり、日本の地租改正等は、この逆の順序(一筆単位⇒村単位の地図)の場合があったため、多くの問題が生じた¹¹⁴⁾。

113) <https://patrimoine.seinesaintdenis.fr/Cadastre-napoleonien-Drancy-Tableau-d-assemblage>

114) この点について、東京地判平成5年11月30日判例タイムズ873号157頁は、境界確定事件に関連して次のように述べている。「測量については、大きな部分を計測してこれを細かく分けるべきで、逆をしてはならないとされているところ、改租図は、

(2) 測量器具 (第4項)

地籍総覧は、測量器具(第4項)として、測量士が使用すべき器具についても規定する。

測量器具の選択は、担当測量士及び地域の特性による(110号)。反復円儀(cercle entier)は、三角測量に最も適切であるが、それがない場合には、望遠鏡付きグラフォメーター(graphomètre à lunettes¹¹⁵⁾を利用可能である(111号)。詳細測量には、グラフォメーター(graphomètre)、アリダード(alidade)等の補助器具付グラフォメーター、測量方位磁針(boussole)、三角定規(équerre)、10メートルの測鎖(chaine)であって0.5mごとに分割され更に2

一筆の形状を表した「一筆限図」をつくり、これを連合して「一字限図」となし、さらに「一字限図」を合わせて「一村限図」を作成するという方法で作成されていることから、「一筆限図」の不正確さが更に累積されることになる。

以上の理由により、一般に、公図は、距離、面積、方位、角度等のような定量的な問題については、それほど信用することができないと言われているが、境界が直線であるか曲線であるか、崖になっているか平地になっているかという定性的な問題については、かなり信用することができると言われている。」

- 115) 「半円方位盤(Graphometer)……「グラフォメーター」あるいは「半円」(semicircle)は測量機器で、角度を測定することに使用される。これは半円で、180°に分割され、時には角度の分に再分割されている。半円の直径には両側に2つの照準が付いている。直径の中央部には「箱と針」(コンパス)が固定されている。直径の中心にはアリダードが固定され、これにも2つの照準が付いている。装置は、ボールとソケットの継ぎ手(joint)で棒(staff)の上に搭載される。実際の所、装置は「半円周儀」(semicircumferentor)である。利便性のために、時々別の半円が描かれ、180°から360°まで目盛りが付けられている。この型式は、フィリップ・ダンフリー(Philippe Danfrie)の本「Déclaration de l'usage du graphomètre」(グラフォメーターの使用の表示)(パリ、1597年)に紹介され、用語のグラフォメーターはフランスの測量技師(géodesists)に人気があった。英語での望ましい用語は「半円」(semicircle)もしくは「半円周儀」(semicircumferentor)である。19世紀のグラフォメーターには開放照準(open sight)ではなく、望遠鏡が付いたものもある。」「(「測量の話」http://asait.world.coocan.jp/kuiper_belt/survey/graphometer.htm)

センチ毎に区分されたもの、種々の定規等を備えなければならない。測量士は、測量を行う都度その結果を作図する必要がある。測量作業を終了した後にまとめて作図することがないように注意する(113号)。伝統的に使われていた木製コンパスの使用は、禁止される(114号)¹¹⁶⁾。測量士は、担当市町村への赴任の前に、メートル器具等を取りそろえ(115号)、検査技師によるチェックを受ける(116号)。

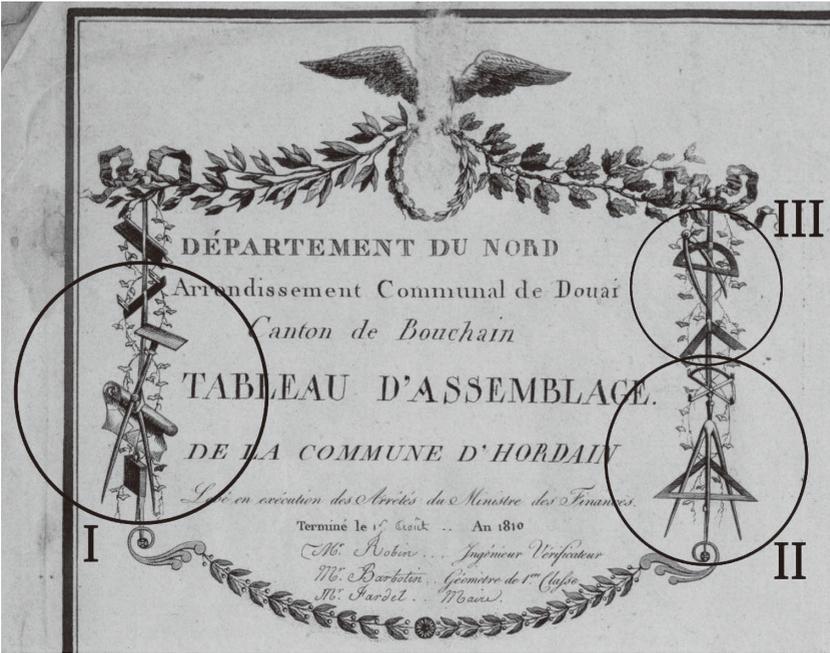


図12 測量器具と地籍図

出典は、Desjonquères, op. cit. (note 106)

116) Berteau, op. cit. (note 35), p. 54は、測量器具について詳しい。

図12は、ノール県オルダン(Hordain)村のセクション集合図(tableau d'assemblage)の表紙であり、測量器具を示している。作製年は1810年である。検査技師ロバン、第一級測量士バルボタン、村長名Fordetが記されている。図上のⅠは、現地で測量に使用された平板(planchette)である。アリダード(alidade)の傾斜を利用することで、測定地点と対象地点との距離を計測できる¹¹⁷⁾。現地で地図作製ができ、迅速な測量を可能にした。Ⅱは、グラフォメートル(graphomètre「半円方位盤」)であり、精確な測量を可能にした。Ⅲは、製図用コンパス、分度器である。



図13 セオドライト

出典は、Vivier, op. cit. (note 1), in, Cent million, p.68.

その後、1827年3月15日規則は、三角測量を専門の測量士(一筆地測量を担当しない)に委ね、また、セオドライト(図13参照)の使用を要求した。これにより、三角測量の制度が向上したとされる¹¹⁸⁾。

117) Desjonquères, op. cit.(note 106) のFigure 2説明。

118) Vivier, op. cit.(note 1), in, Cent million, p.68. なお、Herbin p.70は器具の使い方について詳細である。

(3) 三角網 (第5項)

地籍総覧は、三角網・三角測量について、詳細に規定する。以下では、総覧の記述 (ア)、次いでナポレオン地籍測量における三角測量の限界 (イ) について論じ、最後に三角網の実際を論ずる (ウ)。

ア 総覧の三角網規定

三角網とは、三角形の複合であり、その角度は鋭角すぎたり鈍角すぎたりしてはならず、有効に配置された基線から始まり、市町村の領域全体をカバーし、その周囲の最も近い主要な外部の点まで伸びている (117号)。この作業の目的は、担当測量士に、地図作製を確かかつ正確にする手段を提供することであり、自動的検証が可能であり、測量士が犯した誤りを認識させるし、検査技師の作業も容易になる (118号)。三角網は、次の作業に基づく¹¹⁹⁾。1°基線の測量。2°方向を変更。3°三角形形成に最も便利に配置されたポイントを土地に選択。4°各三角形の3つの角度を計測。5°三角形と、各頂点の距離を計算。6°前の2つの操作の結果から導かれる三角形を記録。7°三角網を構築 (119号)。

測量士は、基線について、担当市町村内に適切な場所がない場合には近隣の市町村において設定し、後の検査に有用なように、堅固な頂点を作る (120号)。基線距離測量は、最低2回、順、逆の方向から行い、水平測鎖を使う (121号)。測量士は、次に、適切な諸ポイントを選定する。そのポイントは、不動のものとする (122号)。測量士は、各ポイントが作る三角形の角度を精密に計測する (123号)。測量士は、可能な限り、隣接市町村のポイントについても計測をする (124号)。測量士は、角度計測を行い、計算結果を得、また、距離を計測した後、特別の記録を作成する。測量士は、全ての結果を、5万分の1の三角網図にまとめる (125号)。測量士は、その結果を検査技師に送付する (126号)。

119) <http://uenishi.on.coocan.jp/n780sankakusokuryou.html>が参考になる。

イ ナポレオン地籍三角測量の限界

ナポレオン地籍図における三角測量には、限界があった。この点について、小林茂の指摘があることは、既に紹介した¹²⁰⁾。

実際、欧米の地籍整備に関する古典的業績であるKain and Baigentは、ナポレオン地籍の三角網について、市町村毎の分割三角網 (separate triangulation) と特徴づけている¹²¹⁾。三角網の形成がそれぞれの市町村ごとに行われた結果、それを組み合わせることができなかった。

ウ 三角測量の実際

地籍三角測量の実態について、研究がある。これは、フランス北部のノール県セ克蘭町 (ville de Seclin面積17.4平方キロメートル、現在の人口約1万2千人、<http://ville-seclin.fr>) の1812年の三角測量の例である。研究は、「市町村の地籍整備において、基礎作業となるのが、三角測量である。最初に現地を歩いて行われるのは、視界の良い・いくつかの明瞭なポイントの選択である。これは、その後の三角測量図根点 (le caneva trigonométrique、図14のA地点) になる。その後 (B地点を選択し)、測量士は、青線で地図上に示される基線の測量を、測鎖を用いて、できる限り正確に行う。その後、他の点との角度を計測して、三角網を形成する。」と述べている¹²²⁾。

120) 小林・前掲注 (18) 5頁。

121) Kain and Baigent, p.231.これについて、Nadine Vivier, 1814-1870, “Les débats pour définir le cadastre. Clergeot Pierre. 1807”, in, 1807 un cadastre pour l'Empire, Cent millions de parcelles en France, Publi-Topex.(Coordonné par Pierre Clergeot), p.68 は、1827年3月15日の規則により、三角網責任者 (triangulateur) と呼ばれる職務が創設され、これは、各筆の測量と兼ねることができないとしたこと、及びセオドライトの使用により、正確な測量が可能になったことを指摘している。

122) Desjonquères, op. cit.(note 106) のFigure 3。

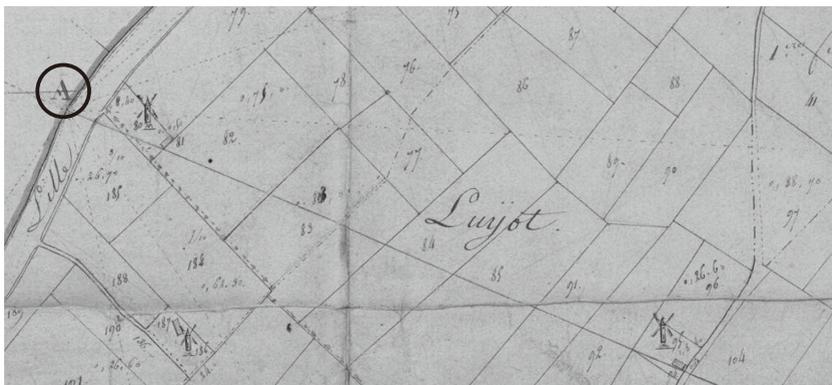


図14 三角測量の基線の選定

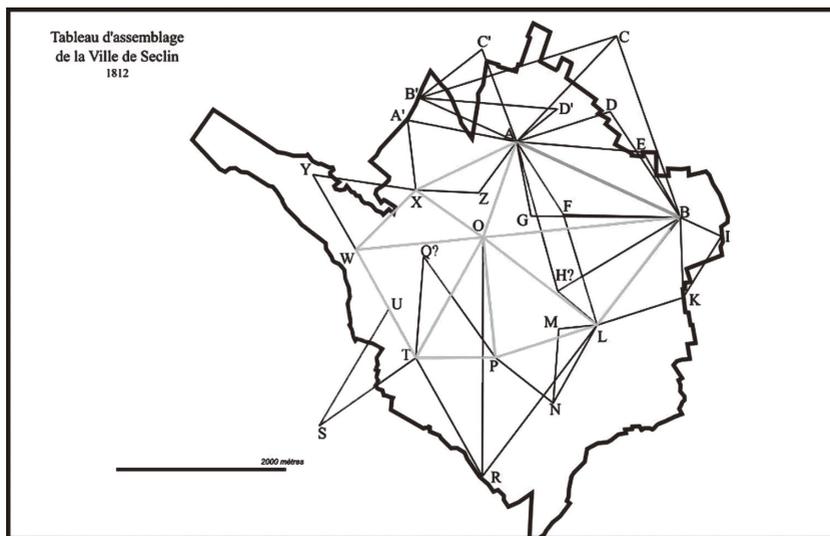


図15 セ克蘭町の三角網

出典は、いずれもDesjonquères, op. cit. (note 106) のFigure3及びその下の図。

以上のように、約17平方キロメートルのセ克蘭町では相当の密度で三角網が形成されている。同時に明らかになるのは、ナポレオン地籍三角測量の限界

である。第一に、三角測量は、市町村の境界を明確化するために行われている。地籍整備は、県の内部でも散発的に行われるべきものとされていたから、ある特定の村の三角測量の結果は、他の隣接村の三角測量とは連結していない。第二に、三角測量は、村単位の地図の正確性を目的としており、個々の筆のポイントと連結していない。

なお、カッシニ地図の三角測量の基点は、必ずしもよく保存されていなかったようである。このため、カッシニ地図との連結も難しかった。例として、アンドル・エ・ロワール県では、カッシニがフランス国土測量に使用した三角測量の基点としてつかわれたサラン塔(Clocher de Salin)が存在したが、19世紀にはその状態が非常に悪いものであった。1804年に出された地籍測量指示は、《カッシニ地図の三角測量基点網との関連において三角測量をなすべきであるが、カッシニの使った基点は、多く破壊され、失われているため、担当測量士は、これとの連携をなすことが非常に困難又は不可能である》と述べていた。アンドル・エ・ロワール県では、担当測量士が、サラン塔に代わるものとして、ピラミッドの建設を提案した¹²³⁾。

(4) 筆の定義(第6項)

ア 地籍総覧の規定

筆(parcelle)は、所有と課税の単位であり、地籍における中心概念である。地籍総覧は、次のように述べている。なお、以下では面積単位が登場するが、地籍総覧における1 percheは、1アール(1 are=100m²)に相当する。

MESURES AGRAIRES.

Hectare.....	10,000 Mètres carrés.....	Arpent.....	10,000 Mètres carrés.
Are.....	100 Mètres carrés.....	Perche carrée.....	100. ^e d'Arpent métriqué.
Centiare.....	1 Mètre carré.....	Mètre carré.....	100. ^e de Perche carrée.

図16 換算表

出典は、Modèles, op. cit. (note 9), p.3

123) L'établissement, op. cit.(note 8), p.15.

測量士は、三角網作成及び所有者のアルファベット順リスト(164号参照)を作製した後に、筆地図(plan parcellaire)の作製に進む(128号)。筆地図とは、市町村を区分して正確に再現するものである(129号)。「筆(parcelle)とは、大小一定の大きさの地片(une portion de terrain)であって、同一の小郡(canton)、区分又は通称地名(lieu-dit)に所在し、同一の利用・耕作方法及び同一の所有者に帰属するものである。」(130号)。「かくして、ある土地の利用・耕作方法が同一であっても、それが10人の所有者により、分割されているならば、10の筆になる。」(131号)。「ひとかたまりの土地があり、一人の所有者によって所有されていても、しかし、10の部分に分割され、それぞれ、隣接する土地と全く異なる形で利用・耕作されている場合には、それらは、異なる評価に服するから、10の筆となる¹²⁴⁾。」(132号)。「輪作のために利用・耕作が区別されている土地は、一つの筆を構成する」(133号)。同一の所有者に属し、同一の耕作方法のもとにある土地であっても、障壁、大きく深い溝、公道、川で隔てられている土地は、別の筆になる(134号)。単なる擁壁、灌漑水路は、別の筆にはならない(135号)。筆の耕作・利用方法としては、主要なものだけを示す(137号)。生け垣等は独自の筆にならず、主たる筆に含まれる(138号)。

家や建物は、非建築地と同様に、図面化され、筆を構成する(141号)。農村建物と庭は連続している場合には、同一の筆を構成する(142号)。都市の建物でも、庭と建物は、庭が2000m²(20perches)を超えていなければ、同一の筆を構成する(143号)。教会、公的モニュメント等は、筆を構成する(144号)。連結した家であっても、それぞれに門があれば、別の筆を構成する(146号)。建物の1階がある所有者に属し、2階が別の所有者に属する場合には、別の筆を構成しないで、土地は、1階所有者のものとして、2階所有者をセクション明細表(193号参照)に記載する。

124) この点は、地籍が課税単位であることを明確に示すものである。

イ 筆番号と住所

筆番号と住所の関係はどうか？以上のように、地籍においては、筆ごとに番号が付されている。これといわゆる住所との関係が問題になる。というのも、日本では、登記の筆番号と別個に住居表示が付されているからである。日本の住居表示は、市町村が区域を定めて実施し、区域内の住居（市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所）に住居番号が与えられる（住居表示に関する法律2, 3条）。住居表示法は、「合理的な住居表示の制度及びその実施」のための法律であり（1条）、課税・取引中心の地番・家屋番号とは異なる。

フランスでも地籍番号と住居番号は別個のものである。現在のフランスの住居表示は、ナポレオン第一帝政下の・パリの住所に関する1805年2月4日デクレ（Décret du 4 février 1805）に由来し、これが1823年4月23日王令（Ordonnance Royale du 23 avril 1823）に基づき、全国の市町村に適用されている¹²⁵⁾。

これによれば、各市町村長は、通りの名前を付ける権限を有し、また、通りごとに住居番号を付与できる（L'article L. 2213-28 du code général des

125) Réponse du Ministère de l'Intérieur, de l'outre-mer et des collectivités territoriales publiée dans le JO Sénat du 07/02/2008 - page 245.

フランス革命後、パリでは、不動産税の課税・地籍のための番号付けがなされ、セクション毎に区切りを入れる家屋番号方式が採用されたが、不便であるとされた。これについて、フランスの代表的住所研究者であるジャンヌ・プロントは、『不動産税を創設した1790年11月23日-12月1日のデクレは、新税の課税対象の便宜のために、建物、財の付番を、パリ、リヨン、マルセイユのみならず、フランスのすべての市町村においてなすべきことを規定した。革命により作られたこの番号の目的は、市民相互の便宜のためではなく、課税対象の不動産把握であった。』と指摘している（Jeanne Pronteau. Les numérotages des maisons de Paris du XV^e siècle à nos jours, 1966, p.88）。番号がしばしば1000を超える巨大なものになったこと、通りがセクションを跨ぐと、全く新たな番号になること等が不便とされた点である。それゆえ、パリでは、現在のような、通りに基づく住居番号の設置が計画されていき、それが、フランス全土に広がった。

collectivités territoriales)。これは、公益目的で、市町村が行使する一般警察権限の一部 (une mesure de police générale) である。パリでは、セーヌ川に並行する通りでは、下流に至るほど数字が大きくなるように連続住居番号が、セーヌ川に対して直交、斜行する道路は、セーヌ川から遠ざかるほど数字が大きくなるように住居番号が付番される。建築予定地にも住居番号が付される。また、余裕を見て、空き番号、飛び番号を設けることも許容される。数字が大きくなる方向を見たときの左側に奇数、右側に偶数の番号が付番される。他の都市でも基本的に、都市の中心部から小さい順に付番されていく。通り名、番号等の変更がある場合には、税務当局及び地籍部局に対して、通知が行われる (décret n° 94-1112 du 19 décembre 1994)。

付番の方式では、連続方式とメートル法方式がある。連続方式とは、1, 2, 3, 4と順に番号を付していくものであるが、空き地等に新たに建物が建築されると、bis, ter等の枝番を設けることになる。これは混乱の原因になるため、空き地等については、建物がなくても付番しておくことも可能である。

メートル法方式は、通りにまばらにしか家屋が存在しない場所で使われる。これは、「通りの起点から、20メートルの道路右側家屋に20の番号を与え、同じ距離の左側の建物には、20に近い番号である19又は21を与える」ものである¹²⁶⁾。なお、距離が500メートルのように数字が巨大な場合は、これを50等に簡略化した付番も可能である。

ウ 斜面地の筆面積

斜面地等の面積については注意が必要である¹²⁷⁾。平板測量を行ったこととの関連で、斜面地の面積は、水平投影面積として地図化され、面積計算される。この点について、総覧710号は、「測量士は、重要なことを所有者に伝えなければならない。それは、測量が水平面に基づきなされたことである。すなわち、

126) Direction Interministérielle du Numérique, Etalab - Bonnes pratiques de l'adresse, 2020, p.17. <https://adresse.data.gouv.fr/data/docs/guide-bonnes-pratiques-v1.0.pdf>, 同パンフレットは、最新のものであり、かつ、図が付されていて、理解が容易である。

127) Verdier, op. cit.(note 21), p.7.

斜面地について、水平面を測量している。それ故に、所有者は、水平投影面積である地籍上の面積が、斜面地の実際の面積よりも小さいとあって、心配したり、驚いたりする必要はない。このことを測量士は、所有者に伝える必要がある。」と述べている。同号では、1ヘクタール4アールとして売買契約を締結して購入した土地について、地籍の筆としては1ヘクタールしかないとすることが起こりうるとしている。斜面の面積を測量すれば、1ヘクタール4アールだが、しかし、水平投影面積を測量すると1ヘクタールになる場合である。

(5) 地図の詳細(第7項)

地籍総覧は、以上によって定義された筆の地図について次のように規定する。

測量士は、先に定義のあった全ての筆について、正確に測量し、地図化しなければならない(149号)。測量士は、軍用地については、非課税地であるため、その詳細について記載しない(150号)。道路、公の広場、街道、河川等は、非課税地であるが、正確な測量が必要である(151号)。高地の氷河等については、記載ができないため、測量士は、その外端、すなわち、利用可能地の外縁を測量すれば足りる。岩石山岳地帯であって、複数の市町村に帰属する一帯は、同様に扱う。しかし、岩石山岳地帯であっても、一つの市町村にのみ帰属する場合には、通常の筆と同様に、測量を行う(152号)。河川については、その水が海と交わるところまで測量を行う。川と海の境は、現地の人々の通常認めるところによる。困難の場合には、測量士は、県長官に報告を行い、その決定を待つ(153号)。砂丘は、利用されていないものであっても、測量を行う(154号)。錨地(rade)は、海の一部であるから、測量しない(155号)。

広大地であって、氷河、山岳地、大河川等で利用困難な土地の場合には、その面積が、約400ヘクタールを超えるときには、測量しない(160号)。カキ養殖場は、一日に2度海没する場合には、地図に含めない(162号)。

(6) 所有者認定 (第8項)

地籍総覧は、所有者認定について、非常に詳細であり、次のように述べる。

測量士にとって、測量時点での土地の所有者の認定は、測量・地図作製と同様に、重要な任務である(163号)。作業の正確性を確保するため、測量士は、事前に、過去の不動産税課税名簿にあるアルファベット順リストを入手する。このリストは、県の税務局又は市町村で手に入れる(164号)。このリストは、氏名、職業、住所を記載し、番号付けを行い、セクションを付する。名前リストは余白を設け、新規に備える(165号)。市町村は、所有者に、筆測量業務の開始日公告を行う(166号)。

測量士は、所有者に接するに際して、地籍の有益性ととりわけ公平課税(1112から1118号参照)、課税標準固定(1133から1141号参照)、更には、隣地境界決定(1143号参照)の利益があることを知らせる(167号)。測量士は、担当市町村に数か月に渡り滞在するのであり、所有者たちの信頼を獲得するように務める(168号)。測量に際しては、数人の所有者がいれば十分であるが、しかし、所有者がいなくても、測量は行う(169号)。測量士は、その土地についての正確な知識を得るために、現地精通者(indicateur)を、報酬を支払って、使うことができる(170号)。現地精通者は、状況をよく知る土地耕作者から選ぶ(171号)。測量士は、暫定用紙に、鉛筆で、筆に仮番号をつける(172号)。さらに、用紙に、小郡、番号、所有者の氏名・職業・住所、土地利用方法の4要素を記録する(173号)。測量士は、各筆に暫定筆番号を付ける。暫定紙に、小郡、所有者氏名・職業・住所、土地の性質を記載する。測量士は、所有者の氏名を知ると共に、その所有する筆の線上に、その氏名、職業、住所を記載する(174号)。土地の利用状態は、調査時のものを記載する(175号)。

土地の帰属について、所有者間に争いがあるときは、測量士は、和解につとめ、それぞれが自らの部分を得られるようにする(176号)。所有者間に境界の一致が得られない場合であって、測量士が、境界の位置について確信を得ているときは、表見上の境界(limites apparentes)を

地図上に点線で示す¹²⁸⁾。なお、所有者同士が裁判により結果を得たときは、確定図に実線で示す(177号)。表見上の境界が明らかでないときは、関係筆を合わせて一つの筆とし、関係者を記載する(178号)。借地農が複数の所有者に属する土地を耕作している場合は、所有者ごとに筆を構成する(179号)。測量完了後に裁判の結果が出た場合であって、かつ、測量士が担当市町村を離れ、しかも、担当市町村に戻らなければならなくなった場合は、両当事者にこの費用を支払わせる(180号)。小郡の地籍地図終了後に、裁判の結果が出た場合は、地図の修正は行わず、変動帳(880号参照)に記載する(181号)。

帝室林又は市町村有林の中に個人の所有する土地が認められるときは、その旨を地図に示す(182号)。複数の所有者に属する森林については、必要な区画形成を各所有者に促す(183号)。所有権についての争いや異議については、土地の例に従う(184号)。

土地が共有に属する場合には、測量士は、市町村長を通じて、所有者を呼び出し、その分割を勧め、それが成功すれば、分割後の各別の筆を構成する(185号)。分割に至らない場合には、該当の筆を単一の筆とし、番号を付する(186号)。この場合、最も持分の多い所有者をセクション明細表(tableau indicatif)に乗せる(187号)。持分が等しい場合には、アルファベット順で前にある所有者名に乗せる。もっとも、市町村居住所有者を優先する(188号)。測量士は、セクション明細表に全ての共有者及びその持分を記載する(189号)。もしも、共有者の持分が面積単位で示される場合には、各人の面積を順に記載する。例として、33.50ヘクタール、Cousin(Jean)、1ヘクタール50アール、Laroche(Pierre)1ヘクタール50アール等々(189号)。いくつかの市町村では、複数の共有者が複数の土地を有し、例えば、Aはそれらの複数の土地の3分の1等としている場合がある。この場合は、測量士は、まず、共有の土地を

128) この点、1898年法(前述105頁)は、境界委員会という方式で、表見境界を提案する制度を設けた。

列挙し、次に、共有者の持分を列挙する(190号)。地下室が別の所有者に帰属する場合、測量士は、これについて記録するが、特別の筆番号は与えない。建物が、階毎に複数の所有者に帰属する場合には、一階所有者から順に名前を記載する(193号、なお、147号参照)。

夫婦財産制に関して、これまでの課税では、夫と妻の特有財産を区別せずに、夫の所有としている場合があるが、測量士は、真の所有者を認定しなければならない(194号)。所有者が死亡し、その後相続財産の分割がなされていない場合には、測量士は、相続人全員を所有者とする(195号)。

(7) セクション明細表 *tableau indicatif* (第9項)

ア 地籍総覧のセクション明細表規定

SECTION A, dite du Gros-Chêne.	
TABLEAU INDICATIF	
<i>Des Propriétaires, des Propriétés foncières et de leurs Contenances.</i>	
RAPPORT	
<i>Des nouvelles Mesures avec les Mesures de la Commune.</i>	
L'arpent métrique.....	En arpent de la commune..... ^{vare}
	En jallois.....
La perche métrique.....	En perche de la commune.....
	En quartel.....
Le mètre.....	En verge de la commune.....
	En bicherée.....

図17 セクション明細表の表紙¹²⁹⁾

出典は、Modèles, op. cit. (note 8), p.19

地籍総覧は、セクション明細表について、次のように述べる。

筆地図は、各筆の位置と形状を正確に明らかにするが、それ以外に明らかにするべきことがある。1. 所有者名, 2. 耕作・利用方法, 3. 面積, 4. クラス分け, 5. その産物である。以上のうち、セクション明細表は、1, 2 及び 3 を示す。4 及び 5 はクラス分け・評価帳 (état de classement et d'évaluation, 804号参照) の対象である。作業の第一段階では、セクション明細表として、1 から 4 までに対応したものを作り、4 は後に別個の帳簿とする (198号)。セクション明細表は、セクションごとに作製する (199号)。筆地図作製を担当する測量士は、所有者名と利用態様の記載を行う (200号)。測量士は、明細表の表紙頁に、従来慣用の度量衡とメートル法との関係を記載する (201号)。測量士は、セクションごとの作業を終了したときは、各筆に確定筆番号を与える。この際、連続番号とし、また、番号は、北を頂点として1 から始め、時計回りに、東→南→西と付番を行う (202号)。

測量士は、明細表に、173号の記載事項(小郡名, 番号, 所有者の氏名・職業・住所, 土地利用方法のこと……小柳注)を転記し、また、暫定筆番号に代わり確定筆番号を転記する。なお、所有者アルファベット帳(165号)の番号を付け加える (203号)。次に、測量士は、所有者アルファベット帳に、その筆の所在するセクション及び筆番号を記載する。例えば、Jean-Etienne Dupré, 耕作者, ○○居住が、セクションAの筆番号1, 17, 21, 35及びセクションBの筆番号3, 9, 27を所有していたとする。測量士は、それを所有者アルファベット帳にそれを転記する。Dupréの名の一行下にA 1, 17, 21, 35, 更に一行下に、B 3, 9, 27とする (204号)。

測量士は、小郡等のひとまとまりの作業を終了した後は、日曜日に、その週の作業の検査を行う。具体的には、市町村長, 所有者, 現地精通者 (indicateur) とともに、筆の現地に赴くようにし、所有者名を点検し、境界に関する問題等を検査する (205号)。市町村長は、その地における

129) 表紙の«Rapport»以下は、地籍総覧201号の規定する度量衡換算表である。

最も重要な公職であり、地籍編製という重要な作業が適正に執行されるように配慮する。特定の筆の脱漏がないように、又は、隣接の市町村に比べ劣った地籍編製にならないようにする(206号)。明細表の作製は、極めて重要であり、その意義は、地図作製に劣らない。測量士は、担当市町村に複数月にわたり継続して居住し、住民と日常的関係を持ち、担当する市町村を知悉し、全ての所有者を明らかにしなければならない(207号)。測量士は、自らの作業に確信を得た後に、印刷用紙にその複写を行い、また、所有者について確定番号を付する(208号)。これによって、測量士は、204号記載のアルファベット順リスト作製を完了する(209号)。

この作業後に、なお、所有者不明の筆を発見した場合には、調書を作成し、市町村長の署名を得る(210号)。測量士は、この土地を国有財産に属するものとして、検査技師に報告する(211号)。

イ 明細表の精度

以上のように、ナポレオン地籍の重要書類として、セクション表(état de section)又は所有者の明細表(tableau indicatif des propriétaires)とも呼ばれたものがあり、これは地図の説明となった。この書類は、各筆の番号順に作製され、セクション名、筆番号、所有者名、土地の性質、面積(書類による)、税制上の記述である等級及び収入を記録する¹³⁰⁾。

フランス南部ランド(Landes)県カサン村(Cassen)について、ナポレオン地籍のセクション明細表(1838年作製)とその後の修正地籍調査での明細帳(1934年作製)との比較を行った調査記録がある(表3)。それによれば、相当の筆について、面積の相違がある、ナポレオン地籍の方が面積過大であることが多い、建物の面積はほとんど違わない等が明らかになる¹³¹⁾。

130) L'établissement, op. cit.(note 8), p.12.

131) http://www.auribat.com/documents/cadastre/cadastre_notice_explicative.pdf

表3 ナポレオン地籍と修正地籍の面積相違

地図	地番	名前		1838			1934			相違		
				ha	a	m ²	ha	a	m ²	ha	a	m ²
A1	45	Crabuns	雑木林	2	32	36	2	17	56	14	80	
A1	48	Pissaout	荒地	3	20	18	3	13	2	7	16	
A1	49	Pyette	雑木林		84	50		79	30	5	20	
A1	50	Pyette	松林		29	67		25	77	3	90	
A1	52	Pyette	雑木林	1	4	69	1	2	49	2	20	
A1	59	Hourat	荒地		67	68		61	48	6	20	
A1	81	Pissaout	耕地	1	38	41	1	36	46	1	95	
A2	8	Hourat	荒地		30	26		29	26	1		
A2	10	Hourat	荒地	1	17	48	1	16	58		90	
A2	14	Courraou	荒地		25	62		24	82	1	80	
A3	3	Treuilh	雑木林	1	2	36		99	26	3	10	
A3	13	Treuilh	土地	2	50	72	2	47	82	2	90	
A5	Ibis	Peloyes	雑木林		9	44		9			44	
A6	2	Barthe (Ia)	沼地	1	78	27	1	77	40		87	
A6	3	Barthe (Ia)	荒地	9	13	92	9	5	45	8	47	
A6	4	Barthe (Ia)	ハンノキ林	1	34	88	1	33	28	1	60	
A6	5	Barthe (Ia)	ハンノキ林		54	20		53	20	1		
A6	7	Barthe (Ia)	ハンノキ林	1	46	48	1	44	48	2		
A6	8	Barthe (Ia)	荒地		36	22		36	10		12	
A6	33	Grand Berger6	建物		2	76		2	70		6	
A6	35	Petit Bergerlll	建物		3	16		3	15		1	
A7	8	Lubat	耕地		19	33		18	63		70	
A7	9	Jouanisson	ぶどう畑		26	24		26	14		10	

出典は、http://www.auribat.com/documents/cadastre/cadastre_notice_explicative.pdf, P. 38

(8) 筆地図の作製 (第10項)

ア 地籍総覧の筆地図規定

筆地図の原本は、大判紙 (papier grand aigle 105cm×75cm) とする (212号)¹³²⁾。一枚の用紙に可能な限り、1つのセクションを収める (213号)。一つ

132) この大判サイズは、その後も使用され、使いやすく、また、費用も低額とされた。

これは、高さが幅の $\sqrt{2}$ 分の1であることが特徴である。すでに、1792年に当時の財

のセクションを一枚の用紙に収めることができなければ、2つに収めるが、片方の紙は他方の紙の記載部分については白紙とする(214号)。2つ以上のセクションが非常に小さい場合には、一枚の紙に収める(216号)。測量が平板の上でなされた場合には、それをつなぎ合わせる(217号)。

地図の縮尺は、5000分の1、2500分の1又は1250分の1とし、県長官が、検査技師及び税務局長の意見を聴いて、これを決定する(218号)¹³³⁾。5000分の1縮尺は、建物が少なく、2万㎡に一つの筆しかないような場所にしか使わない(219号)。2500分の1縮尺は、広く用いられる(220号)。1250分の1は、100㎡について5つの筆がある場合や都市について用いられる(221号)。測量士は、一つの市町村について、発展の度合いにより、セクションに応じて、別個の縮尺を選択しうる(222号)。

地図は、市町村名、市町村の小字名、小郡の名前、川、道等を示す(223号)。セクションの境界は、一色の色で明示する(224号)。市町村及びそれぞれのセクションの周りに、隣接市町村を示す(225号)。地図上の筆及び集合図の境は、唐墨により示すが、例外として争いのある境界は点線とする(226号)。大きな道は、はっきりとした線で示し、その曲折の様も明瞭に示す(227号)。河川も、その大きさに応じて明示する。流れの方向を矢印で示す(228号)。市町村境界標は、1ミリメートル角で示す(230号)。石橋は、カーマインレッド色で、木橋は黒で示す(231、232号)。建物は、正確に地図の上に表現される。カーマインレッドの色で示す(236号)。

地図上の字は、詳細の記載を妨げないように記す。セクションAの表題は、印刷体で記す。小郡名は、batarde書体(バスタルダ体、ゴシック類似)で記載する(237号)。筆であって、小さすぎるために、正確に地図上に表現しがたい場合には、その旨を明細表に記し、台形又は平行四辺形の形で寸法を示す。これは、1250分の1縮尺地図では、3平方メートル以下、2500分の1縮尺地図

務省がプロニの協力で研究した成果である(Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p.71)。

133) 縮尺は、1837年まで、5000分の1、2500分の1、1250分の1であったが、1837年からは、4000分の1、2000分の1、1000分の1(例外的に、500分の1)となった(Herbin, op. cit.(note 1), 1953, p. 72)。

では、6メートル以下、5000分の1縮尺地図では、12メートル以下の場合である。この記載法は、非建築地に限り適用できる(238号)。測量士は、赤インクで、経線と緯線を記載する(239号)。地図は作製の日付を明示する(240号)。

イ 筆地図の実際

筆地図の実際例として、南仏ブーシュ・デュ・ローヌ(Bouches-du-Rhône)県の古都エクス・アン・プロヴァンス(Aix-en-Provence)のミラボー通り(Cours Mirabeau)のド・ゴール將軍広場(Place de Général de Gaulle)周辺の地籍図を紹介する。エクス・アン・プロヴァンスは、現在は、人口14万人程度の大学都市・観光都市である。これを選択したのは、同市のミラボー通りが著名な通りであり、その周りの建物がナポレオン地籍編製の頃から変わらないこと及び建物周辺のド・ゴール將軍広場が、現在は、中心市街地内の広場であるが、ナポレオン地籍編製当時は、城壁外であり、農業的利用がされており、その後都市的土地利用に変化したことである。航空写真は次のとおりである¹³⁴⁾。

134) <https://www.geoportail.gouv.fr/carte>

(ア) 航空写真 (丸い道路がドゴール將軍広場)



図18 エクス・アン・プロヴァンス市街図 出典：googlemap

(イ) 修正地籍図

これに対応する修正地籍図(1974年)は、次のとおりである¹³⁵⁾。Feuille 000AK01Commune Aix-en-Provenceである。

135) <https://www.cadastre.gouv.fr/scpc/rechercherParReferenceCadastrale.do#>に以上の情報を入力すると、地籍図(縮尺を選択可能)が得られる。

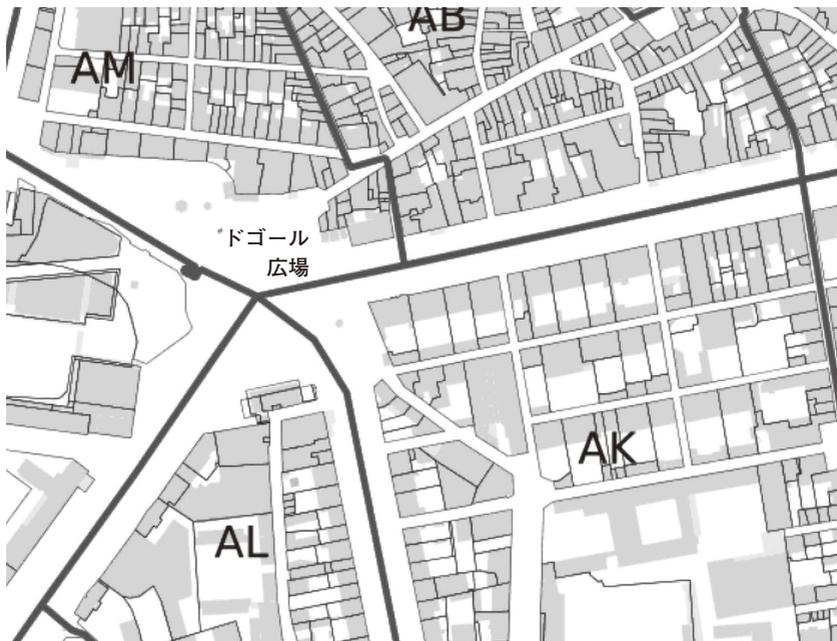


図19 ドゴール広場付近の修正地籍図

この地籍は、修正地籍図であり、1974年に作製された。AK,AL等は、セクション名である。ナポレオン地籍のセクション名は、A,B,C等の1文字であるが、修正地籍のセクション名は、AL, AK等2文字を使う¹³⁶⁾。セクション集成図は、

136) アンドル・エ・ロワール県文書館のガイドによると、1955年に至るまで、セクション名は、A,B,C等の1文字であった。その後の地図では、書き加えアップデート方式による地籍図は、依然として、A,B,C等の1文字であったが、再測量・再作製(réfection)方式による地籍図は、セクション名は、2文字になった。2文字といっても、AAのような同一文字のダブリは避けられ、AB, AC, AD等の2文字方式のセクション名を採用した。また、耕地整理(remembrement)施行地では、ZA, ZB, ZC, YA, YB,のようなZ, Y, X等を最初の文字とした。さらに、再修正(remaniement)による地籍図では、AAのような同一文字の重複も可能になった(Fonds des services du cadastre 1930 - 2008, op. cit.(note 8), p.14)。

次のとおりである。なお、シャープペンシルは筆者のものであり、大きさを示すために置いた。



図20 修正地籍のセクション集合図（筆者撮影）

(ウ) ナポレオン地籍図

図19に対応するナポレオン地籍図は、図23である。

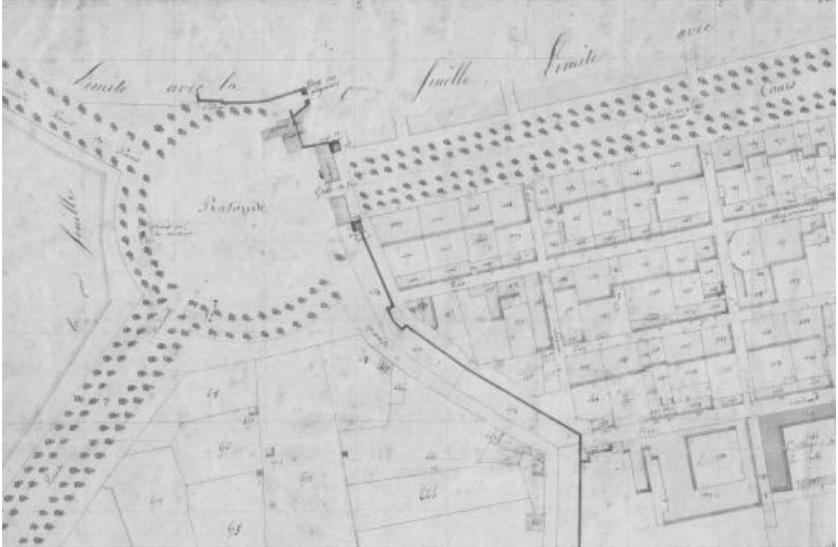


図21 ドゴール広場近くのナポレオン地籍図

出典は、Plan de la section L 3 Ville - 1828¹³⁷⁾

137) <http://ligeo.archives13.fr/archive/recherche/cadastre/n:36>に、Aix-en-Provence / plan/を入力し、そこで示される候補の中からL3 Villeを選択すると得られる。

(エ) 特定建物の情報

より詳細に、角の建物の現在の地籍図は、次のとおりである。



図22 修正地籍図拡大版

図22にほぼ対応するナポレオン地籍図は、次のとおりである。



図23 ナポレオン地籍図(拡大版)

出典は、Plan de la section L3 Ville - 1828¹³⁸⁾

黒い線は、城壁である。ナポレオン地籍編製時には、高い城壁があったとの記録がある。角の建物は、セクションL3 de la Villeの1439番が対応する。

ナポレオン地籍図(1828年)と修正地籍図(1974年)は、ほぼ重ね合わせる事ができ、都市部についての測量は、水準が高かったと考えられる(図26)。ただし、修正地籍図は、建物のバルコニーを支える飾り柱があり、柱の出張り(「凸部分」)も記録しているが、ナポレオン地籍では無視されている。

角の建物は、旧住所では、ミラボー通り4の住所である。地域史の研究によると¹³⁹⁾、これは、1710年に当時の会計検査官Louis d'Esmivy de Moissac一族により建設され、建物自体は現在まで保存されている。その子、Jean-Louis-

138) 本図は図21の拡大である。

139) Andre Bouyala D'arnaud, Evocation du vieil Aix en Provence, 1964, p.179-181.

Honore d'Esmivy de Moissacは、同建物を所有し、その子が相続したが、1827年にその子も死亡した。この後、同建物は、医師Ailaudに譲渡された。このセクション明細表(1830年作製)を見ると、やはりEsmivy de moissacが見え、売却が記録されていない(図24, 25)。

Item Description	Quantity	Unit	Value	Item Description	Quantity	Unit	Value
Belacoste d'Esmy 1827	1	meublé	200	150 gants de l'Esmy	1	paire	200
Lisard d'Esmy 1827	1	meublé	20	100 gants de l'Esmy	1	paire	20
Lemoult d'Esmy 1827	2	meublé	20				
Esmivy de Moissac 1827	2	meublé	250	600 gants de l'Esmy	2	paire	160
	1	meublé	200	1 meublé	1	paire	20
	1	meublé	200	1 meublé	1	paire	20
Total			770				400

図24 セクション明細表 (筆者撮影)

hesmiry de maissac 1639		la maison	4 50							
sophie femme de vicalis										
y Demourant.										
	7									
		1660				garden				
						Ragroument	3 95			
						ii				
	4									
		1661				renue				
							1 52			

図25 セクション明細表の拡大図

出典は、P 4 831 - Etat de section de la section L Ville (par ordre alphabétique des noms de rues) - 1830

Présentation du contenu : L/Contexte : Aix-en-Provence (Bouches-du-Rhône, France) > Etat de section > L Ville (par ordre alphabétique des noms de rues) 122 sur 435

(オ) 農業的土地利用の新旧



図26 ナポレオン地籍と修正地籍の重ね合わせ (筆者作製)

(9) 集合図 (第11項)

地籍総覧の集合図規定は、次の通りである。

筆地図作製後に、三角網に従い、それを組み合わせて、集合図を作製する(241号)。集合図の縮尺は、市町村の大きさに従い、5000分の1、1万分の1、2万分の1とする(242号)。

4 地籍測量と検査技師 (第4章第2節検査技師の作業)

検査技師は、名誉職ではなく、その任務は、測量士の作業が適正かの検査(⇒(1))、面積計算(⇒(2))、セクション明細表への面積記入(⇒(3))、地図作製(⇒(4))と多岐に及ぶ。

(1) 検査(第1項)

地籍総覧は、検査技師の行う、測量士作業の検査について、次のように述べる。

検査技師は、第一級測量士について責任を負う立場である。第一級測量士が、与えられた作業を自ら実施したか、職務に精励したか、指示に正確に従ったか、市町村長や住民の期待に応えたかを検査する(243号)。

ある市町村の三角網形成が完了したときは、検査技師は、自らその地に赴き、第一級測量士の作業を検査し、必要がある場合には、作業のやり直しを指示する(244号)。同時に、検査技師は、第一級測量士の次の仕事である筆作業及び明細表の作製について指示する(245号)。検査技師は、現地調査の結果を作製して、県税務局長に送り、局長は、県長官に送る(246号)。

第一級測量士が全ての作業を終了したときは、検査技師は、現地へ赴き、第一級測量士を同席させながら、検査を行う(247号)。その検査の重要項目は、以下の通り(248号)。縮尺の検査を行う(249号)。筆番号付の検査を行う(250号)。市町村の基本的な大きさの検査を行うが、この際、三角測量の方法を用い、複数の点を使う(251号)。地図の南北軸の検査を行う(252号、なお、239号参照)。詳細検査として、現地において検査を行い、角度等を検証する。具体的方法は、地域による(253号)。検査技師は、少なくとも3つの三角形又は筆を検査する(254号)。検査技師は、それに続けて、道路、広場、河川等を検査する(255号)。さらに、一つのセクションごとに20名の所有者名検査を行う(256号)。その後、検査技師は、縮尺等検査事項についての検査調書を作成する(256号、書式あり)。修正が必要な点については、調書で指摘する(258号)。

検査技師は、地図又は一部の地図に欠陥があり、却下しなければならない場合には、検査の詳細について記述し、税務局長及び県長官に報告する(259号)。もしも、距離検査において、地図上で100分の2の誤差があれば、新たな地図の作製を命ずる(260号)。もしも、100分の1の

誤差が、いくつかの筆にとどまる場合には、地図は、合格とするが、第一級測量士はその点を補正する(261号)。大地図については、100分の2の誤差、筆地図については100分の1の誤差が農村地域における許容誤差である。測量困難な場所では、より大きな誤差を県長官が承認する(262号)。建物について許容誤差は、50分の1である(263号)。

検査不合格等で2度目の検査が必要になるときは、第2回の検査を行うが、その費用については、測量士に請求しない(264号)。検査技師は、検査の書類を保存しなければならない(265号)。検査技師は、簡略でよいから、出張の記録を残す(266号)。検査技師は、疾病やその他の障害があるときは、信頼できる者に、県長官の承認を得て、検査を委ねることができる(267号)。

(2) 面積計算(第2項)

地籍総覧は、面積計算について次のように記述する。

検査技師は、その事務所に、計算者、図案者、謄本作成者を備える(268号)。筆の面積計算は、検査技師の目の下で、測量士の作製した地図に基づいて、事務所で行わなければならない、この間、地図は、事務所から出してはならない(269号)。

面積計算は、複数の手続きに基づきなされる。最も普通なものとして、各筆を鉛筆で三角形に区分し、それぞれの三角形をA、B、Cとする。三角形の底辺をコンパスで把握し、それを定規で計測し、面積計算帳に記入する。三角形の高さについても、同様に計測する。底辺と高さから積を求める。各三角形について同様の作業を行い、計算に基づき得られた積の2分の1を以て筆の面積とする。なお、計算については、計算表を使って簡略化できる(270号)。極小面積筆については、計算は、測量士が作図した平行四辺形又は台形についてなす(271号)。

小道、通り、広場、川、小川等の面積は、三角形分割をせずに計算する。その曲折に配慮しながら、長さに幅を掛けることによる(272号)。計算担当者が、計算を終えたときに、筆等の合計面積と市町村の総面積

との違いに気づいた上で、無理やり両者の面積を一致させるために、課税対象外である道路等の面積で調整することがある。これを防止するために、検査技師は、あらかじめ、道路等の非課税地の面積を別の担当者に計算させる(273号)。

面積計算は、地籍の他のすべての作業を支える基礎である。完全な正確性確保が非常に重要である。この目的のために、検査技師は、第二の計算帳を用意して、第一の計算帳のチェックを行う。検査技師は、いくつかの手続をとる(274号)。第一の手続は、次のとおりである。面積計算者は、地図を経線及び緯線に分割した後、更に、正方形になるように、分割線——各正方形の辺は、5000分の1の地図では、500メートル、2500分の1の地図では、250メートル、1250分の1の地図では、125メートルを示す分割線——を引く。各正方形には、垂直に、左から右に、A,B,Cの順序で名前を付け、水平に、それぞれに番号を付ける。そうして各正方形には、A1, A2, ……、B1, B2 ……と番号が与えられる。各正方形の示す面積は、5000分の1地図では、25ヘクタール、2500分の1地図では、6ヘクタール25アール、1250分の1地図では、56アール25㎡になる。計算者は、市町村又はセクションの境界に配置されているか、一部しか含まれていないものについても、完全な正方形と見なして、全正方形の面積を計算する。次に、市町村又はセクションを超える正方形の部分の面積を計算する。すべての正方形の面積を合計し、空白部分面積を差し引くと、市町村の合計面積が得られる(275号)。第二計算書は、別の方法で作成する。セクションや小郡について、大きな区画と見なす。そして、各セクション等の面積を、三角形分割の方法(270号参照)で計算する。こうして得られたセクション面積の合計が、先の空白控除(ボイド)法で得られた面積と比較される。2つの合計が同じである場合、計算は正しい。以上の手続は、2つの合計が異なる場合、検査技師が面積誤謬の原因を簡単に発見できるという利点がある(276号)。この別の方法として、三角形・台形類似法があり、各セクションに大きな三角形又は台形をあてはめ、頂点を使って、三角形又は台形の全面積を計算し、

三角形又は台形がセクションを超えている部分の面積を引くことで、面積計算をすることもできる(277号)。2つの合計の相違が、100分の3以下である場合は、その誤差は許容されるが、そうでない場合は、誤謬を発見し、作業を繰り返す(278号)。

検査技師は、2つの計算書が完成すると、自らが現場で行った実際の測量により算出した3つの筆(254号)の面積を計算し、これらを第一の計算帳の面積と比較する。この最後の検証は、検査レポートとして、第二の計算帳の末尾に記載される(279号)。検査技師は、第一計算帳を手元にとどめ、第二計算帳を県財務局長に提出する(280号)。

(3) 所有者と不動産の明細表(第3項)

地籍総覧は、検査技師の作業として、セクション明細表に面積情報等を記入することを、次のように、規定する。

面積計算が完了すると直ちに、検査技師は、所有者と不動産の明細表(198号参照)の面積欄に入力する(281号)。検査技師は、面積記入に際して、要約及び税額決定(799号参照)の便宜のために、面積の最後の桁(1の位)については、5捨6入で記入する(例えば、11は10、16は20)。5捨6入は、筆面積が2アール未満の場合には、適用しない(282号)。明細表の最後から2番目のページは、面積と評価の集計である。検査技師がこの集計に責任を負う。この段階では、(面積のみ記入するから……小柳注)評価の列(800号参照)は空白である(283号)。検査技師は、同じ性質の耕作、利用毎の集計表も作成する(284号)。最後に、明細表は、セクション面積と収益の最終的な集計で終わる。土地のクラス分けはまだ行わない(285号)。面積は、全てメートル法で記載する(286号)。検査技師は、完全なセクション明細表を県財務局長に提出する(287号)。

(4) 地図(Atlas)(第4項)

検査技師は、各セクションの地図について、2つのコピーを作製する。

そこから、地図(Atlas)アトラスが作製される。それぞれのコピーには、セクション集合図(tableau d'assemblage)が付けられる(288号)。アトラスの形状は、大判紙(papier grand aigle, 105cm×75cm)とし、束帯をつけてはならない(289号)。それぞれのアトラスは、原則として、また、可能な限り、一つのセクション全体を表示する。セクションの周囲のセクション及び外部市町村も記入する(290号)。一つのセクションの大きさが、大判紙を超える場合には、セクションを二つに分割する(291号)。2つの隣接セクションが、問題なく、一つの地図(carte)で表示可能な場合には、一つの地図を用いる(292号)。全ての地図は、セクション順に整理され、その冒頭にセクション名をつける(293号)。一つのセクションの中で、土地の細分化が進行している部分には、一層大縮尺の地図を用いる場合があるが、その拡大版部分地図は、本来の地図の次に配置される(294号)。地図は、縮尺を明示する(295号)。羅針盤図を用いて、北、南、東、西の方向及び、北東、南東、南西、北西を示す(296号)。各筆には、番号が付される(297号)。セクションの周囲を特定色で区切るが、それは、集合図のセクション境界と同じ色とする。建物は、赤で示す、非課税地は青、川は緑で示す(298号)。集合図は、冒頭を唐墨で記す。小郡名は、カーマインレッドで記す(299号)。検査技師は、集合図に、山、丘、道路、川、風車、水車、大農場、孤立建物を記し、地図の探索を容易にする。集合図の上部に、カバー部分を設け、県、小郡、市町村、地図製作年月日、県長官、県財務局長、市町村長、検査技師、担当測量士の名前を記す(301号)。全ての地図は、まとめられ、箱に収められる(302号)。これらの地図は、鑑定評価承認の直後に作製する(303号)。市町村の測量終了は、直ちに、In-quarto版(28cm×22cm)携帯用地図を作製し、評価のために用いられる(304号)。検査技師は、既に、耕作・利用単位地籍がある場所でも、地図を作製する(305号)。

おわりに

以上の作業の後に残されていた重要作業は、土地の評価であった。評価を担当したのは、地籍総覧時点では、県長官任命の専門家及び県の直税部門職員であった。1821年以降は、土地所有者から市町村によって選ばれた者が直税部門担当者の援助を得て評価を行った¹⁴⁰⁾。

評価は、等級分類 (classification) 作成の後、各筆の等級付け (classement) を行った。等級分類では、土地の性質、産出物の価値等に基づき、分類表を作成した。その後、等級付けで、各筆をその分類の中で位置づけた。その後、直税部門担当者が、セクション表の各筆に地籍上の収入を記入した。ここから、直税局長は、地籍課税台帳 (matrice cadastrale) を作成した。この地籍課税台帳は、市町村ごとに所有者の名前を記載し、その者が所有する複数の筆をそこに書き加えたものである。

地籍課税台帳は、地域によるが、1821年に再製され、また、1882年以降は、建築地台帳が独立し、さらに、地籍修正によって、これが再び非建築地台帳と一体化し、また、1979年からマイクロフィッシュ化、2014年からはデジタル化される等の変遷をたどる¹⁴¹⁾。

以上のように、地籍総覧のナポレオン地籍編製手続は、極めて詳細である。これは、公務員・専門家による全国的測量というその性格に由来する。

本稿冒頭で論じたナポレオン地籍の3つの特徴に関連して述べれば、第一に、地籍総覧は、公務員による厳密な手続に基づく測量 (と評価) の詳細を規定し、全国統一的な課税を可能にした。第二に、地籍調査の中心が、税の公平課税にあったため、地形図との連携は眼中になかった。また、地図の維持管理のない仕組みは問題であった。第三の点については、ナポレオン地籍は、地籍の境界

140) L'établissement, op. cit. (note 8), p.13.

141) 図解として、Fiche d'aide à la recherche Cadastre Sous-série 3 P, http://www.archives36.fr/arkotheque/client/ad_indre/_depot_arko/articles/1337/cadastre-fiche-d-aide-a-la-recherche_doc.pdf

確定的効果よりも、税の公平課税に中心をおいていたにせよ、一定の範囲で所有権紛争にも役割を果たしえたと考えられる。

最後に、維持管理の問題がある。土地所有者の変動の把握が簡単でないこと及び地籍の書類への変動の反映がないことが問題であった。地籍総覧は、所有者の変動の認識について、地籍において各土地所有者の課税評価額について、確定的・かつ・変動を許さないものとして定め、また、建物の面積について定めたとしても、その後の地籍を完全なものとするには、所有者間に生ずべき変動について、地籍課税台帳(matrice)に記載する方式を定める必要がある(842号)と述べた。

そして、地籍が確定的に整備された市町村においては、全ての取得者、譲受人、相続人、受遺者又はその権原がいかなるものであれ新たに取得をした者は、その取得した財の存在する市町村に、取得した財又は財の一部について申告をしなければならないこと(843号)、申告者は、市町村長又は助役に対し売買証書、分割証書又はいかなるものであれ所有権権原証書となるものを提示すること(844号)、権原証書がない場合は、新所有者は、旧所有者とともに、出頭し、新旧所有者は、変動が事実であることを示し、また、証書に署名すること(845号)を規定した。そして、最終的には、分筆や売買等の変動は、(地図やセクション帳に記載されることなく)地籍課税台帳(matrice)に記載された。分筆売買等の場合、申告がない限り、旧所有者に不動産税納税義務があることになったから(858号)、間接的には、申告に利益がある仕組みであったが、相続の場合はこれが妥当しない。

その後、所有者変動については、1898年法及び1930年法が、修正地籍のある市町村の不動産について、売買証書、抵当権設定証書が地籍情報への参照をしなければならないと規定した。もっとも、対象不動産特定は、不十分であった。この点について、エルバンは、次のように述べている。「通常、対象の筆を特定するのに、利用・耕作の種類、面積、隣接所有者を明示することで満足するしかなかった。もっとも、利用・耕作方法はしばしば変化するし、契約証書に記載されている面積は正確でないことがあり、また、隣接所有者も売買や死亡に伴い変化する。通常の不動産特定方式は不完全なものであり、とりわけ、土

地細分化が激しい農村部では不便を伴った。これについて、ボンジュアン (Bonjean) が、《ある筆をその隣接筆から区別することと、オレンジのカゴの中で、特定のオレンジを他のオレンジから区別することと同じくらい難しい。》と指摘した¹⁴²⁾」。

こうした点の改革は、その後委ねられることになる。

[追記：本稿は、科学研究費基盤研究 (C) 19K01267 (研究代表者小柳春一郎) 及び同基盤研究 (A) 19H00573 (研究代表者吉田克己) による成果である。]

142) Herbin, op. cit.(note 1), p. 326. 前述のように、現在は、1955年1月4日登記デクレ7条が、登記書類に、地籍番号等を記載することを義務付けている。詳しくは、Herbin, op. cit.(note 1), Supplément, p. 18.